

第二十二回
国会

参議院社会労働委員会會議録第三十四号

昭和三十年七月二十八日(木曜日)午前
十時二十一分開会

委員の異動

七月二十八日委員横山フク君及び吉田
法晴君辭任につき、その補欠として草
葉隆圓君及び河合義一君を議長におい
て指名した。

出席者は左の通り。

委員長 小林 英三君
理事 加藤 武徳君
常岡 一郎君
竹中 勝男君
山下 義信君

委員

草場 隆圓君
柳原 亨君
高野 一夫君
谷口弥三郎君
松岡 平市君
高良 とみ君
田村 文吉君
森田 義衛君
阿具根 登君
山本 經勝君
相馬 助治君
有馬 英二君
寺本 廣作君
長谷部ひろ君
長島 銀藏君
長谷川 保君

委員外議員

衆議院議員

政府委員

總理府恩給局長 三橋 則雄君
法務省刑事局長 井本 臺吉君
厚生省政務次官 紅露 みつ君
厚生省公衆衛生局長 楠本 正康君
局環境衛生部長 高田 正巳君
厚生省事務局局長 田邊 繁雄君
厚生省手摺 高瀬 傳君
労働政務次官 江下 孝君
労働省職業 安室局長
事務局長 常任委員 多田 仁巳君
會專門員 勝尾 鐵三君

説明員

法務省刑事 勝尾 鐵三君
局參事官

本日の會議に付した案件

○調理改善法案(片柳眞吉君外七名発議)
○母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○失業保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

院送付

○理容師美容師法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○寛政の刑罰法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○委員長(小林英三君) ただいまから委員会を開会いたします。

本日は、調理改善法案、クリーニング業法の一部を改正する法律案、母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案、以上三案を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

まず、調理改善法案に対して、参議院議員長島銀藏君にお願いいたします。

○委員外議員(長島銀藏君) 提案理由の説明をいたします前に、一言申し上げておきたいと思ひます。

この調理改善法案と申しますのは、片柳眞吉君外七名の発議者となつておりまして、賛成者は、ここにいらつしやる委員長もお入り下さつておるような法案でございますが、大體超党派的に提案をいたしていただくことになつておりましたが、社会党右の諸君が、やはりこの会期のいゝる関係上急ぎましたために、調印をおとりすることが大へんおそくなつておりました。この発議者の中に載つておらないわけでございますが、まあ以上のような次第で、非常に急いだためにかような結果になったことをおわび申し上げます。なお、私はこの委員会にちやうど長い間、今まで御厄介になつておりました。在所へ帰つたような氣持がしております。どうぞ何分よろしく願ひたいと思ひます。

それでは提案理由の説明を申し上げます。

ただいま議題となりました調理改善法案の提案理由を御説明申し上げます。

食品の調理のいかんは、国民の生活に對し種々重大な關係を有するものであります。

まず、公衆衛生の面におきましては、伝染病を予防し、中毒事件等各種の飲食に起因する危害の発生を防止いたすためには、食品の選別、処理等の各段階を通じて十分な注意を要するものでありまして、相當の知識、技能及び経験を有する調理人がこれに當ることが必要であります。

また、食生活の改善は、国民經濟の観点からいたしまして、国民各自の健康の増進、家計の合理化等の見地からいたしまして、ますますその重要性を増して参つておるのであります。

すなわち、わが國の食糧特に米穀、小麦等の輸入額が相當の額に上り國際收支上重圧となつておりますことは、周知の事實であるのみならず、米食の偏重が國民の健康に著しい悪影響を及ぼしていることも今日識者により指摘されてゐる事實であります。従來の食生活の内容を転換して食事内容の合理化、食習慣の改善をはかりますことは、まことに緊要なことでありまして、

さらに、食品の利用に當りましてその効率化をはかりますことは、食糧事情の緩和いたしました現在におきましても、依然としてその重要性を失ひません。また、栄養の改善が、食生活の改善の重要な一環をなすことは、申すまでもないこととあります。

しかして、食生活改善の目的を達成いたしますためには、調理方法の改善、向上が重要な意義を有するのであります。すべての食品は調理を通じて國民の食糧に供せられるのであります。したがって、合理的に構成された食事内容も、好んで摂取されるように調理されたものでなければその効果を發揮することが不可能であります。上述の諸目的はすべて、調理を媒介してのみ達成されるのであります。その成否は、調理方法のいかんによつて左右されると申しても過言ではないと思ひます。

以上調理の重要性につきまして申し述べた次第であります。調理方法を改善、向上いたしますためには、その主たる担当者である調理従業者の資質の向上をはかり、また、これらの者が社会一般の調理に對し指導的活動をなし得る道を開くことが必要かつ適當なことではなからうかと存じます。また、現在各都道府県におきましては、すでに条例または規則により調理士制度を設けており、その数も二十六に上つておりますので、この際、國がこれを統一して、全国的制度としたし、適切な措置を講ずることも必要

段階に達しておると考える次第であります。

以上本法案の提出の理由を申し上げましたが、次に本法案の内容について簡単に御説明申し上げます。

第一は、調理士の制度に関するものであります。すなわち、食品の調理を業とする者は都道府県知事の免許を受けて調理士となることが出来るものと、調理士以外の者は調理士の名称の使用を禁止され、また、政令で定める集団給食施設の管理者または政令で定める飲食営業を営む者は、調理士を置くようにしなければならぬものとしております。

第二は、指定法人に関するものであります。すなわち、一定の要件を備えた主務大臣の指定を受けた法人は、調理士のうちから社会一般の調理に対する指導を行ひ得る適格者を、政令で定める基準に従つて登録することが出来るものと、この登録を受けた者は、集団給食施設の管理者、飲食営業者または講習会等の主催者から由出を受けたときは、その申し出に応じて、調理の指導を行うように努めなければならないこととしております。

第三は、調理士の組織する団体に関するものであります。すなわち、調理方法の改善または調理士の資質の向上をはかることを目的として調理士の組織する団体に対し、主務大臣は、必要な助言または援助を与へ得ることとし、また、都道府県知事は、調理士試験を行います場合には、技能に関する面につきましては、この団体の意見を聞くことができることにいたしております。

なお、以上申し述べましたうち、第

二及び第三の点につきましては、その事項が国民経済的見地からする食糧資源の消費の合理化とも関係する点を考慮いたしまして、この部分につきましては、主務大臣を厚生、農林両大臣といたしております。その他、罰則を規定し、さらに、当分の間、一定の要件を備える者は試験を要せずして免許を受け得ることとし、また、従来都道府県知事の免許を受けて調理士となつてゐる者に対しては、一定期間、この法律による免許を受けた者とみなすこととする経過的措置を講じております。

以上が本法案の提案理由及びその内容の要旨でございます。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

なお、本日私は前座をつとめまして説明を申し上げたのでございますが、あと順次この議院からこの提案に対しまする質疑応答に應ずる考えでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長(小林英三君) 次は、クリーニング業法の一部を改正する法律案につきまして、衆議院議員長谷川保君の提案の理由の説明をお願いします。

○衆議院議員(長谷川保君) ただいま議題となりましたクリーニング業法の一部を改正する法律案につきまして提案の理由を御説明申し上げます。

昭和二十五年本法が制定公布されて以来五年を経まして、クリーニング業の発展もまた著しいものがあり、その発展に即した公衆衛生上の措置を講ずることが必要となりましたので、現行法を整備してクリーニング業の適正な

経営を期するため本法案を提出した次第であります。

この法律案の改正のおもな点を申し上げますと、第一に、従来のドライクリーニング師の制度を廃止して、新たにクリーニング師の制度を設けたことであります。従来は、ドライクリーニング営業に対してのみ一定の衛生的知識と技術を要求してゐたのでありまして、その現れがドライクリーニング師制度でありましたが、一般のクリーニング営業についても、昨今のように洗たく物の処理に関する方法が衛生的、技術的に高度になつて参りますと、一定の衛生的知識と技術とが伴わなければ、衛生的かつ合理的な処理を望むことができないのでありまして、この改正によつてこれを確保しようとするものであります。

すなわち、営業者は、常時五人以上の従事者を使用するクリーニング所ごとに一人以上のクリーニング師を置かなければならぬこととしたこととあります。従来、ドライクリーニング営業に従事者十人以上を使用する場合のみドライクリーニング師を置くことになつてゐたのを、ドライクリーニングに限らず、クリーニング営業全般を対象とし、かつ、その実情を考慮しまして、この際は、常時五人以上の従事者を使用するクリーニング所について適用することとしたのであります。

第二に、営業者がクリーニング所に置いて講ずべき衛生上の措置について、都道府県知事が地方の実情に沿ひ得るような衛生上必要な事項を定めることができることとしたことであります。これは、クリーニング所の施設の構造設備及び管理について、現状及び

地方的実情に即し得るような必要な措置を行はせようとするものであります。

第三に、クリーニング所における営業についての公衆衛生上の措置またはクリーニング師設置の規定に違反してゐるときは、従来は、都道府県知事が直ちに営業停止または閉鎖処分を行うことができたのでありますが、まず都道府県知事が措置命令を出し、その措置命令に従わないうちに、初めて営業停止または閉鎖処分を行うことに改めたのであります。

第四に、クリーニング師の試験科目に、新たに洗たく物の処理に関する技能を加えたことであります。これは、従来の試験の運用から見ましても、クリーニング業の現状から考慮してみましても、きわめて必要を規定と見料されるのであります。

以上がこの法律案の提案理由及び概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御決断あらんことをお願い申し上げます。

なお、本法案は衆議院の民主、自由、両派社会党の共同提案であること念のため申し添えます。

○委員長(小林英三君) 次は、母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由につきまして、衆議院議員、植村武一君。

○衆議院議員(植村武一君) ただいま議題となりました母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案は、各党共同提出にかゝるものでありまして、私は提案者一同にかかりまして、その提案理由を簡単に御説明申し上げます。

わが国における母子家庭は御承知の通り生活能力はきわめて乏しく、しかもおむね幼少の子女を抱へ一家の生計を営みつつ母としてその子女の養育をはからなければならぬという社会的、経済的重圧にあへてゐるものが、実情であります。これが福祉対策としては昭和二十七年母子福祉資金の貸付等に関する法律が実施せられてやがやその光明を見出し得たのであります。最近における一般経済状況の悪化は母子家庭に対しての影響は特に著しくなつてきましたので、今回その法律の一部を改正し、不遇な母家庭の福祉を少しでも増進しもつてその生活意欲を助長せしめ、経済的自立の助成に寄与せんとするものがその提案の趣旨なのであります。しかしその改正の第一点は、修学資金のうち、大学に就学してゐる者に対しての貸付額は現行法では二千元以内となつておりましたが、これを三千元以内とした点であります。

母子家庭がその子女を教育することによつて将来自立更生する機会を与えることは最も望ましいことであります。が、現行の貸付額では実際の就学に際し容易でないものがありますので、特に必要がある者に対して三千元以内を貸付けてこれが有効なる活用をはかることとしたものであります。

改正の第二点は、事業継続資金に對した六ヵ月の据置期間を設けた点であります。事業継続資金はその資金の性質上現行法では据置期間を設けてゐないのでありますが、当初の予想に反し思わしくいかない事業に従事してゐる母子家庭がこの資金を借り受けることによつてその事業の建て直しをはかる事例がきわめて多いのであります。こ

のような場合には事業が再び軌道に乗るまで最小限度の措置期間を設けてこれが適正な運用をはかることとしたものであります。

以上が改正案の概要であります、何とぞ御審議の上すみやかに可決せられんことをお願いいたします。

○委員長(小林英三君) 以上三案の質疑は次回に譲りたいと思いますが、御異議ございませんか。

○委員長(小林英三君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(小林英三君) 次は、失業保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。御質疑を願います。

○山下義信君 ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(小林英三君) 速記をとめて下さい。

○委員長(小林英三君) 速記を始めて。

○阿具根登君 御質問申し上げますが、本改正案を出された趣旨は、あくまでも赤字によるものかどうか、赤字によるものであつて十億の金を浮かすための法律案であるとするならば、現在まで二百六十億からの赤字があつた場合は、何らこういう懸念もされずに、たまたま十億の赤字があつたからといつてこういう法の改正を出しておられるが、数百億に上るという赤字は、そういう場合に使用するのが第一の私は目的だと思つておられます。

そうすれば二十九年度の十億の赤字を、この二百六十億からの赤字として、まだ二百五十億からの金が浮いておるはずである。それをなぜ急にこういう法律の改正をしなければならなかつたか、この点をまず第一に御質問申し上げます。

○政府委員(江下孝君) お答え申し上げます。昨日申し上げましたように、赤字が単に出たから改正するというわけじゃございません。これはとにかく非常に短期被保険者の利用が目立つておるということから、将来このままこれを放置いたしますならば、相当保険経済が苦しくなる。特に二十九年度には十億の赤字だ、先生御承知の通り本年度予算におきましては、予備費を含めまして失業保険の支出に充てます金は二百七十五億、昨年の実績から比べますと二十億ふえておる。それだけ政府としては支出をふやしておるのであり、十億減らすというのでなくて、これらの合理的な給付期間の調整をやることによつて、そして今までの必要の、必要と申しませんが詰弊がございしますが、必ずしもいかにかと思つたようなものを、できるだけ善意の人に給付する、こういう建前でこの保険の基礎を確定しておきたい、こういうつもりでやつておるわけでございます。

○阿具根登君 きのうの説明によりまして、また法の建前から見まして、季節労働者に対しては失業保険を支給しなければ支給しなくてもいいんだ、こういうことをはっきり言われておつたのでございしますが、現在こういう改正案を出さなければならなかつたような事情に至るまで、普通ならば法を建前にとつて、情勢には出してあげたいものも出さなかつたのが、今までその関係の方々のやられたことだと思つて、何がゆゑにそういうことを、われわれ

がこれに対する質問をした場合に、法によつては支払わなくてもいいんです、支払つておられますと、こういうようなことになつたか、その理由を御説明願ひます。

○政府委員(江下孝君) 季節的に雇用されるものという内容について昨日ちよつと申し上げましたが、これは事前において判定することが非常に困難で、特に短期な、他に本業を有しておる短期な季節的雇用者というものは、比較的事前に把握できるものでございしますが、たとえば北海道に今から自分は行くといった場合に、果してこの人は一年で帰るか、半年で帰るかということは、なかなか安定期の窓口では一人一人になりますと、正確にかみかたいのであります。そして今までのいたしましては、一応二、三年前まではこういう事例があまり起りません。つまり失業保険をこれら季節労働者が使うというところは、ほとんどなかったものでございしますが、両三年失業保険制度の均一制度の弱点をついた季節的利用が非常にふえてきた、こういうことでございします。何とかして私もこれをチェックしたいといふことで、事務的にはやつてみたのでございしますが、具体的にこれを判定する場合には、季節的な雇用というものが困難であるといふことから、まあ行政的に一応大部分、全部じゃございせん、相当の部分に適用したといふ点はございします。この点についておしかりを受けることはごもっともと思ひますけれども、行政上そうせざるを得ないという点を御了承願ひたいと思ひます。

○阿具根登君 臨時雇用の工具、臨時工でございしますが、こういう者に対してはどういうお考えをお持ちしておられるか。

○政府委員(江下孝君) これも昨日ちよつと触れたのでございしますけれども、まあ季節的なものとよく類似した考え方、最近におきましては安定期の窓口の職員等に聞いてみますと、大体最初から雇用期間を半年というように限つて雇われる方が非常に多い。これはもちろん雇用情勢が苦しいということ、臨時工が多くなつたという点もあると思ひますけれども、事情をよく調べてみますと、どうも計画的に、窓口でかような点が計画的に行われておるといふ点が非常に把握されるのでございします。で、某工場等におきましても、計画的に最初から失業保険を一定人員支給することを前提として人を雇つておるといふ事例もあつております。こういうことになりまして、結局長期の保険をかけた者がやめましても百八十日、短かい者がむしろこれを乱用して、どんな保険を食う、これじゃ結局その乱用する人のためにせつかつた長期被保険者が保護されない。将来にわたつて、むろん保険料率の値上げ等が起りました場合には、これらの人の利益が侵害される、こういうことから私もやはりごく短期の被保険者については、この程度の規制はやむを得ないと考えておるのであります。

○阿具根登君 失業保険法が制定されてからまだ八年にしかならないと私は思つておるのですが、今度の改正案では十年以上の人が二百七十日、一見すれば非常に長期間働いた人に対して有利だといふような感覚を与えますけれども、現実はこの法案が制定されても、二年間は十年以上というような人が一人もおらない。こういうことを考えます場合に、改正の表面はいかに長期に勤めた人に有利にやるんだというふうなことをおわしてあるけれども、実際は二年間はそういう適用される者は一人もおらない。そうすれば、ただ単なる十億を浮かすための、この二年間というのはいふに使われたのではないか、こういうふうな考えもするのでございしますが、これに対するお考えはどうですか。

○政府委員(江下孝君) ごもっともな御質問であると思ひますが、これは私どもには制度の立て方の問題だと思ひます。五年以上の者だけについて一応案を考えたのでございしましたけれども、正直に申し上げまして、職業安定審議会等の意向によりまして、これは五年以上については一カ月、それ以外については慎重に考えてもらいたいという意見等が非常に強く出ました。で、私もその点にしましては、そういう点にやや羊頭肉のきらいはあるけれども、しかし現実には、制度として五年と十年という差をつけてやることは、これは適当でございします。この案で社会保障制度審議会に諮問いたしました、最初の答申を得ておるのでございします。ややその点について二年云々といふ点はございしますけれども、しかし将来におきまして、必ずこれらの十年以上の人が九十日という相当なボーナスをもらえるのでございします。で、制度としては私はもちろん改善だと考えております。

○阿具根登君 きのうの説明によりまして、また法の建前から見まして、季節労働者に対しては失業保険を支給しなければ支給しなくてもいいんだ、こういうことをはっきり言われておつたのでございしますが、現在こういう改正案を出さなければならなかつたような事情に至るまで、普通ならば法を建前にとつて、情勢には出してあげたいものも出さなかつたのが、今までその関係の方々のやられたことだと思つて、何がゆゑにそういうことを、われわれ

がこれに対する質問をした場合に、法によつては支払わなくてもいいんです、支払つておられますと、こういうようなことになつたか、その理由を御説明願ひます。

○政府委員(江下孝君) 季節的に雇用されるものという内容について昨日ちよつと申し上げましたが、これは事前において判定することが非常に困難で、特に短期な、他に本業を有しておる短期な季節的雇用者というものは、比較的事前に把握できるものでございしますが、たとえば北海道に今から自分は行くといった場合に、果してこの人は一年で帰るか、半年で帰るかということは、なかなか安定期の窓口では一人一人になりますと、正確にかみかたいのであります。そして今までのいたしましては、一応二、三年前まではこういう事例があまり起りません。つまり失業保険をこれら季節労働者が使うというところは、ほとんどなかったものでございしますが、両三年失業保険制度の均一制度の弱点をついた季節的利用が非常にふえてきた、こういうことでございします。何とかして私もこれをチェックしたいといふことで、事務的にはやつてみたのでございしますが、具体的にこれを判定する場合には、季節的な雇用というものが困難であるといふことから、まあ行政的に一応大部分、全部じゃございせん、相当の部分に適用したといふ点はございします。この点についておしかりを受けることはごもっともと思ひますけれども、行政上そうせざるを得ないという点を御了承願ひたいと思ひます。

○阿具根登君 臨時雇用の工具、臨時工でございしますが、こういう者に対してはどういうお考えをお持ちしておられるか。

○政府委員(江下孝君) これも昨日ちよつと触れたのでございしますけれども、まあ季節的なものとよく類似した考え方、最近におきましては安定期の窓口の職員等に聞いてみますと、大体最初から雇用期間を半年というように限つて雇われる方が非常に多い。これはもちろん雇用情勢が苦しいということ、臨時工が多くなつたという点もあると思ひますけれども、事情をよく調べてみますと、どうも計画的に、窓口でかような点が計画的に行われておるといふ点が非常に把握されるのでございします。で、某工場等におきましても、計画的に最初から失業保険を一定人員支給することを前提として人を雇つておるといふ事例もあつております。こういうことになりまして、結局長期の保険をかけた者がやめましても百八十日、短かい者がむしろこれを乱用して、どんな保険を食う、これじゃ結局その乱用する人のためにせつかつた長期被保険者が保護されない。将来にわたつて、むろん保険料率の値上げ等が起りました場合には、これらの人の利益が侵害される、こういうことから私もやはりごく短期の被保険者については、この程度の規制はやむを得ないと考えておるのであります。

○阿具根登君 失業保険法が制定されてからまだ八年にしかならないと私は思つておるのですが、今度の改正案では十年以上の人が二百七十日、一見すれば非常に長期間働いた人に対して有利だといふような感覚を与えますけれども、現実はこの法案が制定されても、二年間は十年以上というような人が一人もおらない。こういうことを考えます場合に、改正の表面はいかに長期に勤めた人に有利にやるんだというふうなことをおわしてあるけれども、実際は二年間はそういう適用される者は一人もおらない。そうすれば、ただ単なる十億を浮かすための、この二年間というのはいふに使われたのではないか、こういうふうな考えもするのでございしますが、これに対するお考えはどうですか。

○山本経勝君 きのう局長の方で御答弁なさった際にも、しばしば使われた言葉ですが、制度の乱用という言葉がございいます。それによって赤字が生じたというような意味に受け取っておるのですが、実はこの資料に出されておるんです。中央職業安定審議会からの答申といひますか、によりますといふと、季節的労働者及び循環的労働者のように制度の乱用を行うもの云々といふのがあるわけなんです。けれども、これについて、きのう吉田さんからもちよつと御質問があったように考えるのであります。具体的にその実態を御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(江下孝君) 昨日申し上げましたように、この二十八年度におきまして、ある程度正確に把握いたしております。季節的労働者として約八万人おる、これらの八万人はまあ全国各地にございまして、特に東北地方が主体をなしております。毎年大体におきまして、四月、五月ごろから主として土木事業でございまして、土木建築事業に出かける。出かける先は北海道が主体になっておりますが、必ずしも北海道に限らないのでございまして。おおむね雪の降る前、十月から十一月ごろになりますと帰って参ります。その間相当高い賃金を支払うのは雇用期間が短いものでございまして、相当賃金も一般より高いのでございまして、その高い賃金を基礎にいたしまして、国に帰って俸給の六割の失業保険をもらう、こういうことでございまして、これが二十九年度におきましては、十三万五千人といふこととでございまして。そのほか、これに類

似するようなものが相当あるものでございまして。各地におきまして私どもが把握いたしました数字によりまして、相当こういうことが全国的に最近では行われつつあるという点を認めておるのでございまして。循環的な雇用と申しますのは、先ほど阿具根先生の質問に答へましたように、相当の会社でございまして、一定数の労働者を必ず失業保険によつて賃金の肩がわりをするに申しますと、少し言い過ぎかもしれませんが、そういうような形で失業保険を使つておるのでございまして。六カ月だけ雇用して、その部分については、仕事が終わるまで失業保険、こういう計画的な失業保険の雇用といふものをやらせましては、これは失業保険をいたしましては、どうしてもこれは苦しくなるわけでありまして。その根拠を調べれば、六カ月という一つの制度が原因をなしておる、こういうこととでございまして。

○山本経勝君 今の問題に関連してさうらにお伺いしておきたいのは、政府ではかつて帰休制度というのを問題にしたことがありますが、むしろ政府ではこうした方法で当面の企業整備や、あるいは企業の合理化をはかったような実例があるのです。むしろ、こうした行政の中からいわれる労働対策の一環として、帰休制度等を奨励された事実がある。このことは否定ができません。思ふのですが、そういう状態から、今言われるような循環労働者といふものが、今になって失業保険の対象から除外されるというようなことは、実に私ども理解できぬ点があるのです。わかりやすく御説明を願ひたい。

○政府委員(江下孝君) お話の点ごもつともだと思ひます。きのういろいろ申し上げましたように、この法律では決してそういう循環的、また季節的なものを全面的に排除してないものでございまして。すなわち九十日というもののについては支給するわけでありまして、あの当時われわれが帰休制度を打ち出したときは、御承知の通り三カ月という線をやつておるのであります。今度のやつはそれに合うわけでありまして。決してこれは奨励するわけではございませぬけれども、今までの失業保険の運用の状態、過去の事態から申しまして、これだけのものを支給をするといふことに、実は今度はむしろ積極的に踏み込んだといふ点の方が正しいと思ひます。

○山本経勝君 この失業保険事業月報を見ますと、年々適用事業所数も増大しておりますが、特に被保険者数も相当大幅に上つてきております。それからまた保険料収納額も逐次上昇しております。この保険料の収納額といふものについて伺つておきたいのは、保険料は勤労者が納める場合に、源泉徴収をされて、事業主が納める収納額の中に、滞納せられておるものが相当あるのじゃないかと思ひますが、この点はどういう実態になっておるか、御説明願ひたい。

○政府委員(江下孝君) 現在まで積り積りして約二十億の滞納額がありまして、大体毎年の平均といたしましては、滞納額の九六%を収納いたしております。

○山本経勝君 そうしますと、今赤字になっておると言われますが、この未

徴収額を徴収すれば相当赤字は出ないことになるのじゃないですか。また三十七条でありますかに規定されております、百分の百五十を超過した支給額の場合は、再審議して適当な処理をなさなければならぬといふことになつておりますが、この未徴収額を徴収するといふことをすれば、こういうことにならぬのじゃないかと思ひますが、この点はどうですか。

○政府委員(江下孝君) ごもつともな御質問ですが、実は収納額につきましまして、正直に申し上げますと、相当まあ整理してしまわなければならぬものも入っております。会社側がつぶれたとか、その他の理由で、現実には滞納を取ることが不可能だといふのが相当部分を占めております。従つてこれは私どもの整理が、手が足りないためにおくれたといふ点もございまして、これは整理をしてみますれば、僅少な滞納額にしかならないといふことになります。

○山本経勝君 先ほどのお話のように、二十億に上る多額の滞納があつて、そしてその実態が政府で掌握ができてないといふことは、ちよつとさうなずけない。事業者がつぶれて、もうすでに徴収の対象も何もない、かような実態のものがどれくらいあるのですか。具体的に御説明願ひたい。

○政府委員(江下孝君) さつと計算しまして十二、三億はそういうものがあつて、私どもの方では把握してないといふものもあつたのじゃない。そういうものが現実には徴収が不可能な状態にある。ただ保険の一応の建前としては、時刻が完成しない限りは取るということになっております。

で、一応滞納額としては上りますけれども、しかしながら現実には徴収がもうできないといふのが、その程度あるといふことであります。

○山本経勝君 そうなると、ますます私は理解ができません。労働者は、この法律の適用を受ける事業所においては、当然給与の中からいづゆる源泉徴収されて、事業主がこれを納めるといふのですが、労働者は納めておるのですが、ところが納めておる金が政府に渡らないといふのは、事業主が怠慢であるか、その他に流用したか、何かであるか、つづれると申しますが、つづれていなくても問題があると思ふ。そこら辺はもつと責任ある監督者の立場から御説明をしていただかないと理解ができません。

○政府委員(江下孝君) 滞納処分は、これは全部そういう工場についてはやっております。それから賃金からちろん引かれるといふことが大部分でございまして、相当これは事業主としては、最近のデフレ政策によりまして運営が苦しいものでありますから、さうでなくて、全然未納といふものも相当あるやうでございまして。処分は引き延ばさず、国の収入の道を確保いたしておるのでございまして。けれども、何しろ昭和二十二年から始めた制度でございまして。二十二年からの総滞納額の数でございまして、全体からいたしまして、さう私どもは大きな額ではないといふふうに考えております。

○山本経勝君 大体先ほどのお話ですと、十二、三億は取れないのがあると言われたのですが、なお取れるのは七、八億ぐらゐるわけですが、それすると十億の赤字が出るのを、それを

了承願えると思ひます。

○阿具根登君 たいだいま言われましたように、二十二年から一千億の金を徴収して、その中にわずかに取れないのは九億だと、これは私は成績いいと思ひます。それはわかりません。これは一千億から集めた金の中から二百六十億、四分の一の金は黒字として残っている。なお残っているにもかかわらず、去年は十億の赤字にならざるを得なかったと、こういうのが一つのはやりの原因になっていると思ひます。千億も集めたうちに九億しか集まらなかったのだから、成績はいい方じゃありませんかと言われれば、けれども、二百五十億から金が出てくるのにもかかわらず、こういう法律案を作らねばならぬようになったということ、これは、この制度を考えなければ、次に二十億、三十億という赤字が出てくる心配がある。またそれを悪用する心配があるから作つたのだとおっしゃるのです。そうすれば私たちが、では、わずか九億と言つても、その赤字の原因は、十億の赤字でさえも、そういう心配があるならば、今後デフレが、このまま続くとすれば、それ以上二十億、三十億という赤字が出てくるのではないかと、このことを質問しているわけでは、

○政府委員(江下孝君) 先ほど申し上げたと思いますが、その問題は、滞納の問題とも若干は関連いたしますけれども、まあ、積立金から実は現実に昨年度におきましては十億ばかりおろしたわけでありまして、そのための確かに積立金でございます。従つても、正常なこの保険の運用によりまして赤字が出た場合には、法律の許容する限度

において積立金からおろすということ、はわれわれも考へておるわけでござい。また、ただ再々申し上げるわけに、今回の改正におきましては、これはむしろ、そういう一部の特定な人が不当に、特別に失業保険の恩恵に浴し過ぎて、本来の善意の者の利益を害するといふ点がございまして、この間の調整をはかる。それから全体の保険金の支出におきましては、決して政府はこれによつて全体を減らすというふうなことは全然考へておりません。

○田村文吉君 もう少しメリット制を強くする考へはありませんか。

○政府委員(江下孝君) 実は諸外国の例を見ましても、相当徹底したメリット制をして、いるところもござい。私も実は今回の改正におきまして、相当いろいろその点について考へたのでござい。何が、何と言ひましても、今までの現実にやつてきた制度が六ヶ月働けば百八十日出すという、非常に簡単に直截な制度でございまして、これを急激に、精細なメリット制に変へるといふことは、これはやはりその点からどうして、問題が大きいだろうというところで、あわせて、まあ、われわれの事務的な行政能力の点、日本の零細企業の非常に多いという点も考へまして、今回は簡明直截なこの給付期間によるメリット制といふことを考へた次第でござい。

○田村文吉君 条文のこまかい問題になるのでありますが、三十四条です。ね、三十四条の五が「一、二、三、四、五、六号までございまして、それから第二項ですか、第二項のあとに六と書いてありますのは、三十四条の六なんです。か、どういふ意味のこれは六で

か。

○政府委員(江下孝君) 三十六条の次の行に六とありますのは、これは三十六条の第六号という意味でござい。ます。納期を繰り上げて徴収するといふ、き」といふ意味の上、三十六条の第五項の第五号の次に第六号を加へると、こゝういふ意味でござい。

○田村文吉君 「納期を繰り上げて徴収する」といふようなものを、そこに入れてなければならぬというのとは、どういふわけですか。

○政府委員(江下孝君) これは延滞金をつけない場合でござい。で、延滞金をつけた場合には、一応、しかしながら督促はいたします。で、黙つておられますと延滞金がつきますので、特にこの場合には徴収をしないという規則を明確にいたしたのでござい。

○田村文吉君 納期を大体なんですか、三十四条の五に「国税、地方税その他の公課の滞納により滞納処分を受けるとき」、その他云々によりまして「事業主が左の各号の一に該当するときは、政府は、納期前においても、保険料を徴収することができ」といふことは、これは健康保険にもある、同じ条文が、これはちよつと大体おかしな条文ではないかと、思ひます。

○政府委員(江下孝君) 納期を繰り上げて徴収するといふようなことは、どういふ場合をこの項にはつけ加へなければならぬのか、そのてんまつをちよつと御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(江下孝君) 保険料の納期限はその保険料の義務の発生しました翌月末までに払い込むと、こゝういふ建

前でございます。そこで、かりにその翌月末まで待ちますといたしますと、その前に国税、地方税等によつて滞納処分が行われ、あるいは強制執行を受ける、破産の宣告を受けるというやうなことがございまして、保険法の建前で行きますと、翌月末までにかゝる待たなければならぬといふことになりまして、債権の確保がやはりどうして不可能になる。そこでここに並べましたやうな事項につきましては、これは翌月末まで待たなくても繰り上げてこの場合には保険料も徴収し得るといふことにはいたしまして、保険料の債権の確保をはかると、こゝういふ趣旨でござい。

○田村文吉君 大体法の観念のとは一体どこから出ておるのですか。そういう期限がなければ債務の生じないものを繰り上げてやり得るのだという観念は一体どういふ観念から出てきておりますのですか。

○政府委員(江下孝君) これは法律の解釈の問題になります。が、私どもの解釈では、保険料というものは、保険料の債務というものは、一応賃金を支払いましたときに発生しておる、そこでこれをそれによつて納めさせるかといふことによつて規定が現在では翌月末まで、こゝうなつております。債務の発生は賃金支払いのときでありますので、法律によつてこゝういふ規定を置くことができないかといふふうなことを考へております。

○田村文吉君 憲法の精神からいって、その点がどうもちよつと無理があると前から考へてはいるのですが、こゝういふ点については、十分法制局あたりの御検討も済んだ上でのことであらう

と思ひますが、十分御研究になつておりますか。

○政府委員(江下孝君) 実はこの規定をあとでこゝういふふうに訂正して入れますもので、それから非常に私も、従来は六月末までというこゝうにしておいて、こゝういふ規定を改正して入れまして、既得権の侵害といふやうな議論も出ると思ひますが、これはもちろん法制局とも十分相談いたしました。これは、実は他の保険法にはほとんど全部ございす規定でございまして、今回改正をいたしたわけでござい。

○田村文吉君 もう一つ、そこでさきの問題にかゝるのですが、三十六条に新たに六号を加へて、納期を繰り上げて徴収するときは延滞金を徴収しない。しかし納期を繰り上げた場合には延滞金を徴収するように見えるのです。が、そこにはいひのいひですか。

○政府委員(江下孝君) 三十六条のこれは第五号でござい。が、延滞金はここに掲げてあります五号、今回六号を入れました。徴収しないといひましたのは、翌月末まで一般の場合ならば待てるものを繰り上げて徴収をいたします。そこでこの規定を置いておきまさんと、やはり納期を繰り上げて徴収するといふことも、一応督促といふことはいたすわけでございます。で、督促に応じて指定された期限に払いまさんと延滞金がつくといふおそれもござい。で、こゝではちよつと除外するといふふうなことをいたしたのでござい。

○相馬助治君 私はこの際、官に一点伺つておきたいのですが、今度の改正によつて、長期被保険者に対する給付日数が延長されたといふやうなこ

は、これは保険経済の建前からきわめてけつこうなことです。ところが一面短期被保険者の取扱ひというものが、今般は非常に冷酷になりました。計画的に失業保険をどうとするか、あるいはまた季節労働者の場合における短期被保険者の取扱ひについては、これは十分考えなければなりませんけれども、日本の現在の経済状況の特殊性から労働者みずからの意思でなくて短期の就職期間しか与えられずやむなく職を離れてくるというような者がきわめて多いし、今度またきわめて多くなることが予想されるのですが、従って労働省というのは政府の一省として執行機関であるけれども、同時に労働省設置法案というものをかかってわれわれが国会において審議したときのことを思い起しますと、労働省は常に労働者の利益を守るといふ一つの大きな目的を持っていたはずであります。しかるにもかかわらず、国家経済の現実を無視し、現在の雇用状況に目をおおってこのような法律を出さねばならなかった直接の理由は何であるか。同時に本法が成立した暁において、労働省は本法を運用することによって失業者に対する政策を万全の策として行い得る自信ありやいなや。この二点について伺っておきたいと思ひます。

○政府委員(高瀬傳君) お答えいたします。ただいま相馬委員の御質問はごもつともありますが、実は短期に就労してやめる人の中にはいろいろな人があると思ひます。たとえば北海道へ働きに行つて半年くらい働いておつて、漁場が締まつたので帰つてくる、いろいろそういう人もありますし、あるいはこの非常に著意で半年しか働けなくてやむを得ず失業保険をもらう人、あるいは失業保険をもらうということを見越して適当に保険を、乱用すると言つて妙であります。ある程度まで悪用するやうな人もあります。そこで失業保険の建前から言ひましても善意の人と悪意の人を区別して画然と運用することもなかなか事実問題としてむづかしいのであります。われわれとしては多少の欠陥はありまじせんけれども、短かい間就労した、半年ぐらゐのメリット制式の考え方からいひましても、この改正のような三カ月の失業保険を支給する、こういうふうにしたしやうなわけであります。

たゞし非常に善意の人に対しては、労働省として別途失業対策というやうな面をこれに救済していききたい、こういうふうな考えでおるわけでありまじ。失業対策の方で自信があるかといふお言葉でありましたが、われわれとしてはできるだけ、今年の予算をこらへ下すつてもわかりますやうに、緊急就労対策あるいは一般の対策として百六十八億の予算も計上し、今後この点についてはぜひとも全力をあげてやつていききたい、かやうに考えておるわけであります。

○相馬助治君 局長にお尋ねします。が、今の善意の人と悪意の人ですね、区別するべく本法を作る場合に考慮しましたか。また将来その問題はどうか。私は質問でも明らかにしましたやうに、季節労働者の場合の取扱ひの整理はやむを得ないと言つてゐるのです。それから失業保険を計画的にとつて、こういうなこの保険の精神の温情を悪用するやうな者を取り締る、これをやむを得ない、当然だと言つてゐるのです。問題は、日本の現在の経済界の姿といふものは、労働者の意思に反して短期間しか雇用されないやうな者が多いといふ、そういうやうな者が職を離れた場合には別途雇用関係を改善してどこかで使つてやるやうなことを言つても、それはこの場限りの答弁で、こういうものに納得できないので、私は本法の範囲内において聞いてゐる。そういうふうな者に対してどういふふうな考えていくのかというのを聞いてゐるのです。悪意のものや善意のものの区別をどこでして、将来どういふふうな考えていくのかと、こういうふうには聞いてゐるわけです。

○政府委員(江下孝君) 昨日申し上げたかと思ひますが、季節的のものとか、あるいは循環的なもの、あるいは悪意のものといふものをつきつめて参ります。もちろん計画的な利用という面ではこれは乱用、季節的なものもさうございしますが、しかしながら現実の問題といたしまして、これを把握いたしました場合には、それは季節的なものの中にもほんとうは仕事がなく困つて失業保険をもらつてゐる者も中にはあるかもしれな。あるいは循環的なものもやむを得ずしてやうなやつてゐるかもしれな。こういうことから給付云々といふことは不可能でございします。で、私どもの考えましたのは、日本のように、産業事情が非常に複雑で、さうして多岐多様にわたつてゐるものについて、特定の産業についてはどうであるとか、特定の仕事をすることはどうもどうであるといふやうなきめ方を、現実には実情に沿わない。沿わないよりは不可能である。そこで考えましたのは、今申し上げましたやうに、日本で六カ月といふのは幾ら何でもそれを繰返すといふのは私どもは甘いといふことで、この点については九十日という線で一応現状との妥協をいたしたのでございします。結局、給付期間による調整を行なつていく、もちろん乱用という面につきましても、たとえばこの法律の中の規定でございしますが、雇主の意に反してやめたという場合には給付制限はこの法律の規定で行われてゐるという面もございします。そのほかまたこの乱用の弊がきまると将来といふことになりますれば、また私どもとしてはその際に適応した保険法の改正をいたすべきであるといふふうに私は考えております。

○相馬助治君 今のお話には内容的に賛同いたしかねるものがありますけれども、まあしばらくそれをおくとして、改正前の法律は受給要件というものを、きわめて簡明素朴に何人にもわかるやうにきめてあります。これは保険の性質、保険といふものの持つ精神からいへば、こういうふうなものである。生命保険の場合でも積んでおく、死ねばもらうのだからきわめて簡明で、失業保険をその通りにすることではできないかもしれせんけれども、今度は簡易な受給要件を法第二十條の規定によつて縛つてしまつた。さういふふうに分けて考へた場合ですね、この分けるというのを一応認めるとして、さうすると、二十條の二の規定といふものはかなり私は問題になつてきまして、十年、五年、またそれ以下を今度是一年といふふうに切つてこれをおりますが、こんな大ざつぱりに切つてこれ運用上うまくいくとお考えですか。私は簡単がいいと言つてゐるんです。しかし分けるならば分けるで、こんな大ざつぱりでは半端に沿わないのじゃないか、こういうことを言つてゐる。どういふふうにお考えですか。

○政府委員(江下孝君) 先ほど田村先生の御質問にありましたやうに、もう少しこれを合理的に考へるということも当然この改正案の際には考へたのでございまして、で、ただ、今の制度があまりにも単純でございしたために、これを一時に細分いたしました。こまかくやるというところは、やはり相当な私は社会経済情勢に影響がある。そこで私の考へましたのは、この制度をとりましても、全体のうちの六五％は従来と同じ給付を受けられるといふこととございします。可及的この社会経済情勢との実情を勘案いたしまして、今回の制度を考へた次第でございします。仰せのやうな点につきましても、さらに今後この保険法の制度がもう少し軌道に乗りますれば、当然また考慮しなければならぬ問題として上つてくると考へてゐるわけであります。

○山下義信君 私一つか二つ簡単に伺いたいと思ふのですが、もう大部分問題は他の委員から出ましたから、あるいは重複するかも知れませんが、短期被保険者に対する対策が今度行われた。だんだん質疑応答を伺つておりますと、悪意のものと善意のものと見分けがつきにくいといふことですね。

見分けがつきにくいから、従って善意の人たちに対する区別を立てた措置をするといふことはできにくい、こういうことの答弁。言いかえると、この制度の欠点を利用して乱用する、悪用するということが、短期被保険者に対する従来の制度の乱用と活用というものが区別がつきにくいということであり、また、結局、これに対する措置をこのたびの改正でなされた結果は、しばしば質疑で繰り返されておりますように、悪意のものと善意のものとが、いわゆる玉石混淆されて、一斉に今度の改正の影響をこうむることとなる。同僚相馬委員が指摘されたように、われわれも不正的な乱用者に対して、従来の制度の盲点を改められることについては、これは異議を差しはさまない、しかしながらせっかく短期の被保険者にもこれだけの保障を与えなければ、制度がために悪影響をこうむるということは、実に遺憾だ、こういうことを言っておいて、それに対する当局の考え方はどうかというところが、これが一つの問題であるわけなんです。どうもそれはしょうがない、どこまでが善意でどこまでが悪意でということとは、分析もしにくいし、別個の対策も立てようがないのだ、まあこの制度で行くより、改正で行くよりはかには手がないのだ、こういう御答弁で、われわれとしても、実はその点の不徹底さに納得したいところがある。しかもこれは議論しても仕方がない。それでどういふふうな配慮が善意の短期被保険者に対して考慮されてあるかといふことを、いろいろ経過規定などのところで現わされていると見るなどいふのです。別にないのです。善

意の被保険者に対する当局の思いやりといふことは別にないのである。ただ本法の施行前に離職した者については従来通りに六カ月の給付はやるという措置があるだけで、これはしかし悪意も善意も共通ですね。そういう点、私は当局の対策も非常におおむねいいといふことはよくわかるのでありますが、制度を改めてその不正者に対する悪用を阻止しようとする行き方は、私はいつまでいっても同じことが繰り返されるのじゃないかと思うのです。この点を質問するのです。それで何か前置きに、前段の問題に対してあらためて当局は善意の対象者に対しては、先ほどから政務次官のお答えがあり、江下局長も随時お答えがあったのですが、特段にこうだということがある、私にあらためて承りますが、後段の私の質問は、不正者は制度を悪用するので、それから別個に取り締めるか、別個の対策でない限りは、制度を改めても今度改まった制度を悪用したら同じことじゃないかといふことを私は質問するのです。ですから今度改まったのは何が改まったかといふと、六カ月の九カ月に改まったのです。一年間の雇用期間が六カ月であったものを九カ月に引き上げた、三カ月延長したというところが制度の改正です。その三カ月延長したところによって従来の制度の乱用が防止できる、不正乱用の防止ができるというお見通しは、どういふ根拠に立っておられるかといふことを明確にしたい。これが後段の質問です。

○政府委員(江下孝君) 前々御答弁申し上げましたように、従来の制度から申しまして、今回の改正によりますると、仰せの通り一部善意のものに対しては給付期間の削減ということになることははっきりこれは申し上げなければならぬと思っております。ただ私どもが考えましたのは、一つには事務的にこれは区分はほとんど不可能に近い。もしそれを一々善意であるか悪意であるかといふ点を取り上げましたときには、一つ一つが審査の事件になりまして、これは事務上不可能であるといふ点の一つと、こういう制度がありまうために、この乱用が非常に大に行われてきつたところの現状であります。しかもこれをそのまま放置いたしておきますならば、ほとんど全国津々浦々に至るまで、この形をとる被保険者が今後ふえてくるということになります。そこで今申し上げましたように、この制度がそういうふうになつていくというために、乱用が一部起つていっているというので、その乱用を全面的に削除するということはもちろん望ましいことではございますけれども、この点について、今申し上げますように、今度の措置といつたしましては、給付期間を特に減少することによって乱用の相当部分をこれによって排除したいというのがねらいでございますが、今これを乱用してやろうという、全国に相当な人数があるものに対してこれが一つの警告ともなるかというふうにご考慮願ひたいと思つております。

○山下義信君 ちよつと、私のあとの質問を局長が取り違えられておる。私は今の短期被保険者の給付日数を百八十日から九十日に減少したと、それは今御説明で趣旨がわかつたのであります。給付日数が減少したのだから、つまり乱用してたくさん取つてやろうということは防げる。ところがその資格を、受給要件を六カ月から九カ月に引き上げたのです。それによつて季節的な、こういったような、いろいろ当局が心配をしておる、いわゆる乱用者のそれを防止しようという目的の一つでもあるのです。一つは給付の金額を減す、日数を減す、それから一つは、資格要件を引き上げる、この二つで対策とされたのです。しかし、そうされても制度はやはり残つておるのです。この種の短期被保険者に対する失業保険給付の制度は残つておる。ただ従来の一年以内六カ月というのが九カ月になり、百八十日の給付日数が九十日に改正されたといふことで、それです。それでそれだけ改正されたらば乱用が防止されるというところはどうかといふところが後段の質問であります。今回の改正で、不正乱用といふものはこの制度ならば今後ではできないという、

そういうお見通しでしょうか。○政府委員(江下孝君) 不正受給の防止と申しますか、この点につきましては、これはもちろん今回の改正でも二、三点取り上げております。架空の被保険者が保険をもらひに来た場合に対しましては、事業主に対しては絶対責任を負わせるというふうなことも規定をいたしております。その他不正受給の防止については、相当今回の改正については考慮したのでございます。今お尋ねの給付期間の伸縮の運用による不正受給の防止といふことは、そのこと自体からはこれは直ちに不正受給の防止といふことは出てこないのでございます。ただ、私申し上げましたのは、結局短期の、乱用者が大部分を占める短期の被保険者といふものを九十日とするによつて、相当この乱用が制限されるのじゃないか、これによつて乱用防止は相当行えるのじゃないか、こういうふうな先ほども御答弁いたした次第であります。まあ延長するといふことによりまして、私どもは長く働いたという人がそれだけ給付をよけいもらうといふことになれば、やはりこれも全体といたしましてはいい影響を持つのではないかというふうにご考慮願ひたいと思つております。

○山下義信君 わかりました。私答弁をまた聞き違えておつた。いわゆる給付日数を減少したといふことによつて一種の防止ができる、それで九カ月にしたといふことにはあまり関係がありませんが、被保険者といふものの三カ月延長したことによつて、これも防止できまうか。これは延ばすことによつて六カ月の給付ができる、あなたのお説の方は

○政府委員(江下孝君) 御質問の通り、いわゆる季節労働者というものは、大体において九カ月程度以上は働かないのでございます。ごく長期に亘りますもので一部長いのもございますが、大体において季節的に雇用されたものの実態を調べてみますとみな九カ月以内であります。従つて今回のこの措置によりますればこの点が半減される。こういう措置になりますので、これは私は相当な防止ができるかと思ひます。

○山下義信君　なおもう一点、メリック下制のことですね。これはどういう趣旨になるのですか、理念としては。これはむしろ教えてもらいたいです。まあ失業保険というもののその種メリック下制を今回初めてしよう。これはどういふ一体失業保険法の上における理念に基いてこういふ制度をやるうとするのか。私の伺いたいのは、つまり失業保険金というものの、失業保険というものは一体どういふ性格を持つものか。失業という事故に対しての保障なんです。この失業保険金がそれが雇期間の長短によって給付の日数を変えていくという制度は、失業という事故に對する保障というものの上になんという理念を立てていくのかということ。私はそれをつつ明かにしてもらいたいと思うのです。先ほど江下局長はボリーナスという言葉を使われたのですが、ボリーナス的なものを与えるということ。長期雇用の、使われておった

応理念的に見れば、これは諸外国のやはり考え方というものを基本にしなればならないものでございます。もちろん日本の実情に即した保険制度を考えるということであらうと思います。そこで失業保険制度というのは、これは決してこういう計画的な場合には失業保険ということではこれはないと思います。これは計画的にやる場合にはこれは政府の一種の失業保障といえますか、生活扶助というか、そういうものであります。それは結局資本主義の世の中におきますいわゆる景氣の変動によります摩擦的な失業に対するごく短期の、次の就職までの生活安定を幾分でもせしめてやるというのが、失業保険制度の本来の立て方のように私どもは聞いております。日本の失業保険制度も大体さような考え方で立案をされておる。当時この制度ができましたときは、もちろん駐留軍の非常な強力な指導がありまして、一応こうい

本格的な失業保険制度というものを考えていかなければならぬのではないか。いままでも外国の通りではない。当面の乱用防止という点とあわせて保険経済に長く寄与した人に対する給付期間の延長、このことは諸外国でもやっている例がありますが、ただいま申し上げましたように乱用の弊がきままるというおそれもありますので、この際としてこういう措置を実施するということが適切ではないかと考えたのでございます。で、ごく長くそれは失業保険金を出すということ、これは本来の失業保険制度の建前ではございませんので、御承知の通りイギリス等でも一定期間以後におきましては、これは政府の生活扶助に切りかわる。失業扶助に切りかわるのでございませう。そういうことでございませう。

○山下義信君　私はもう一つでいいのですが、私はメリット制を日本にしく

いかなる材料に求めようかというところから、この程度でいいかどうかということには、私はまだ権討の余地があるということだけ私はこの際申して、この点はおきます。

それからもう一つは、これで私の質問はしまいですが、確認の制度ですね。確認はこれは被保険者にとってどういう利益をもたらしめますか。その点だけに明確しておいてもらいたい。

○政府委員(江下孝君) これは現在の失業保険法では、被保険者であるかどうかということは、現実には保険事故が起つて初めてこれを確認する建前になつてゐる。すでに保険関係があります者についての個々の被保険者関係をどうかでいいないのでございます。そこでどういふことになりますかと申しまゐると、事業主が、かりに適用事業所であつても知らぬ顔をしている。労働者もそれによつて知らぬ顔をしておる。知らなかつたという場合に、労働者個々の確認を行わないために、労働者も

○政府委員(近下孝君) この法律ではもちろん事業主の届出を必要といたしますが、労働者も確認の請求ができる。それから政府の方で職権で確認をするというともあわせて行える建前にしたしております。

○山下義信君 事業主が届けただけで被保険者の権利が今後それで保護されているというのでは私は十分でないと思う。それから、それなら被保険者の方が、自分の権利がちゃんと登録されているかということを一つ請求して調行われ得ないのです。ですからどうしても、最後に当局がおっしゃった、この確認制度を政府の方の手で、被保険者の権利の保護ということならば、何らかのそれに対するこの制度の活用対策がなければ、届出だけということではいえないと思うのです。重ねてその辺に対する御意見を承つてお

きたい。

○政府委員(江下孝君) 資格の取得喪失につきましては、今回のやり方といひましたし、事業主から個々の被保険者の名簿を安定所に提出させます。それによって安定所で台帳を作りまして、一人々々の被保険者について確認の通知を事業主に出し、事業主に対してこれを本人に渡せという命令を出します。それによりまして大体私は相当がつちりと把握ができる。なおしかしながら無知によりまして、法律を知らぬことによりまして届出を怠るというようなものに対しては、政府ができるだけ行政措置で、職権でこれらのものを把握するというふうに行いますれば、今度は漏れたものはないように私は処置できると思ひます。

○竹中勝男君 約束されておる時間が相当過ぎておるもので、いろいろ御質問申し上げたいのだけれども、一点だけ次官に質問したいと思つておりますが、民主党が完全雇用をやる、社会保障の充実をやる、この約束しておるわけですが、社会保障の中で医療に關する社会保障、それから厚生年金あるいは老後の社会保障との二つに對して、失業保障というものは最も重要なやうに社会保障の一環になつておるものであります。実はこの改正は今までの労働者に保障されておつたところの失業時期において保障を縮小しておることになるわけですが、すなわち六カ月働けば六カ月の失業保障を受けることができるというこの権利を、この法律によつて縮小するといふは、これは労働階級にとつては実に重大な意味を持つ私は改正案だと考えております。その理由とされるところ

は、乱用者があるという点の一点にあるわけですが、ところが乱用者はだれかと言ふならば、昨日の御答弁にございまして、百五万の失業保険の受給者の二七・七％が短期失業保険の受給者である。すなわち六カ月の失業者が二十九万人あります。そのうちの二十二人はこれは出かせぎ労働者、すなわち季節労働者であつて、自己の意思によらないところの短期失業者なんです。そうするならば、もし乱用者があるとするならば、残りの七万人の中に乱用者があるというふうには私どもは考えざるを得ないのです。その七万人が全部乱用者であるということも言えないわけでありまして、だれも好んで六割の失業手当のために失業を計画して雇用される人はいないのであつて、あるとしても非常に少数の例外であると思ひます。これは普通われわれが考へれば、半年働いてあとの半年は寝て暮すといふことは、過去の日本の産業がもう少し発展期にあつたときにはさういうこともあつたかもしれないけれども、何を好んで、今日一千万近くの潜在失業者があるときに好んでこれを雇用するといふやうな人間は私は一人もいないと思ひます。ただ生活が苦しいから、仕事がないから、最後の一つのやりどころとして失業保険にたよる人が少数あるかもしれない。しかしさういふ人も、今日雇用が正常であるならば、企業の合理化が行われなければならない、さうして産業の縮小生産が拡大されるならば、だれも好んで短期の失業保険を願うやうな者は一人もないわけなんです。すなわちこの法律はごく少数の者のために大多数の勤勉な、まじめな労働者の権利を奪ふところの法律だと私は

は考えております。さうであるならば、政府が国民に完全雇用とか、あるいは社会保障の充実とかと言つた手前、労働者の権利を半減していくところのこの法律といふものは一体民主主義は、政府委員として、閣僚、次官として一体これをどういふやうに国民に説明されるのですか。乱用というやうなことは絶対にはないが国民が、事実上乱用者といふのは少いのですから、いわんや少数のために大多数の正直な勤勉な労働階級の権利を奪つてしまふという法律は私はゆゆしい法律だと思ふ。

○政府委員(高瀬傳君) お答え申し上げます。実はただいまの御質問は、この改正案が実施されますといふにもかゝらぬ労働者の権利を縮めるやうな、實際上経済的な圧迫を加えるやうなふうに見受けられがちであります。われわれとしては、やはりこの日本全体の失業の問題といふものは必ずしも保険制度、さういふものだけでは考へておりませんので、ほかにも積極的な失業対策を行ひ、あるいは経済六カ年計画をやつて経済の基盤を拡大するといふやうな方法で順次に完全雇用の域まで六年後にやつていこうといふ考へを持っておりますが、ただ御承知のやうに、この保険経済の――別にわれわれは労働者の権利を縮めるという考へでなく、健全なる保険経済、失業保険制度の運用という観点と、また実際の事情に適した運用をやつていきたいといふことからさういふ改正をいたしましたのでありまして、いかにも先ほど竹中委員のおっしゃいましたやうに、六カ月間働いてまた保険を受ける者が全体のお二七％、二十九万人といふやうにおつちやつたことはその通りであります

が、ただ現実にこの二十九万人のうち約二十二人が出かせぎの労働者、季節労働者といふことになっておりますので、七万人がそれに當るのではない、かといふやうなお話でありましたが、さうではないのであります。事実現に出かせぎの方は非常に現実にこの失業保険制度を乱用しておる傾きもありませんので、われわれとしては、一方長い間働いて従事した人に対しては九カ月の給付をやり、どつちかといふと短かい間での乱用の傾向のある期間働いた人に対しては三カ月といふやうにして、先ほど申し上げましたやうに、メリット制の観念をこの中に取り入れてこの改正を行なつたやうな次第であります。

なお念のために申し上げますが、この改正につきましては、政府といたしましては社会制度審議会の方にも十分この内容を付議いたしまして、その賛成をいただいておりますやうな次第であります。ことを申し添えておく次第であります。

○委員長(小林英三君) この際皆さんにお諮りいたします。この辺で質疑は打ち切られたものと認めて御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員長(小林英三君) 御異議ないと認めます。それではこれより討論に入ります。ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(小林英三君) 速記を始めこれより討論に入ります。御意見のありの方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○竹中勝男君 それでは社会党第四控

室を代表しまして、この失業保険法の一部を改正する法律案に對しまして反對の意思を表示いたしまして、理由を明らかにいたしておきたいと思ひます。

私どもは現在の日本の産業経済事情のもとにおきましては、短期の雇用關係がきつて一般的にならざるを得ない現実に直面いたしております。長期に雇用される關係といふものは大企業のうちには属するものでありまして、日本産業が実質上でさういふところの中小零細企業の中に吸収されておるところの労働者は一日としてその就労の安全感を持っていないのであります。この労働者の職業に對する安定感を与えるものは、ただ一つ失業保険制度があるだけあります。しかるにこの大多数の日本労働者が不安にさらされておるこの現状に於いて、さらにその失業保険の権利が縮小されるというこの法律案に對しては、われわれは絶対に反対をせざるを得ないのであります。六カ月働いた者が六カ月の失業保障を受領することができるといふのは、すでに日本労働者が持つておるところの権利であります。この権利に對してこの改正法はこれを保障経済の赤字の補てんの目的を重要な目的の一つとして、他に失業対策の画期的な擴張もなく、あるいは日本産業機構が拡大されていくといふ見通しもなく、あるいはその他の何ら失業者に對する、この権利を半分にするに對する何らの施策もなく、一片の法律の改正をもつて少数の乱用者があるといふことを口実に、失業保障経済を全体として充実するといふやうな名目を立ててこの改正を断行しようとすることに對

しては、全く日本の現在の労働者の不安を加重化するものであるという立場から、これに反対するものであります。できれば私は日本社会党——労働階級の利害を守るために成立しておる存立しておりますところの日本社会党はもつと明確に、できれば本会議の場合においてもこういう国民勤労大衆を圧迫するところのその権利を奪うところの法律に対しては、堂々と反対したい機会を得たいと思はれておる。時間をごさいますので、簡単にここで反対を申し上げておきます。

○相馬助治君 私は、ただいま議題となつてゐる失業保険法の一部を改正する法律案に対して、社会党第二控室を代表して反対の意思を表明するものでござります。

私はこの討論を通じて特に良識ある本院のこの本法に賛成の意思を持たれると推定される委員諸君の一つには注意喚起し、一つにはこの重大なる時期に際しましてこの改正案が提案されてゐるというこの現実に対して、鳩山内閣の反省を促さんとするものであり、しこうして本法が本院において否決されることを期待するものでござります。

御承知のように保険の精神は何であるかと申しますならば、火災保険は火災にあつた者が掛金をし、不幸にして火災にあつた者を救済することを目的としておりまして、生命保険においては、生命の長き者がその零細なる掛金をして不幸にして命を終つた者の家族を救ふんとするところにその精神が宿つております。御承知のように失業保険は、現在の特に戦後の混乱した経済界の状態において、その反省

の上に立つて労働者自体が掛金を納め、事業主がその三分の一を負担し、国家また三分の一の負担を甘んじてこの法律案というものは成立を見て今日に至り、この法律によつて救われたる者が今日まできわめて多かったといふことを、われわれはこの際思い起すべきたと思つてござります。日本の経済界の現実、雇用状況の現実といふものは、その労働者の意思にかかわらず、あるいはまたときによると雇用主の意思にもかかわらず、短期雇用を余儀なくされてゐる面がきわめて多いといふことを思い見るべきでござります。

本法は長期被保険者に対して長期の給付をするというところを規定せんとしておるのであります、これは一部には労働者の利益を守らんとするやに見えてゐるものであります、事実これは反します。しかも失業保険法の精神に違反してあります。長期にわたつて就業の機会を与えられておる者は長期にわたつてその生活が安定してゐたことを意味します。しかもその者がその職を失う場合には他の年金制度であるとか、他の退職資金等によつて救われる度合の多いことをもまた意味してあります。しかもまたある種のものに至りましては、長期にわたつて同一の職場を守り得た者は、かりに経済界の変動によつてその職場を失つたとしても、ある特殊の業務を身につけて再就職の機会が短期雇用者に比較して多いと見ることも、これは隠微ではございません。かような事実を思い合せますときに、一方において長期被保険者に対しては長期の給付をするといふことを掲げて、しかも現実には保険経済赤字救済のために本法を提出した鳩山

内閣の勤労者に対する底意地の悪さに私は驚くとともに、現在の経済界、雇用界を眺めたときに疎隔に私はその反省を求めたものであります。それは一私が実例をあげて申し上げるまでもなく、悪意、善意の問題が先ほだ質疑応答のうちにおいて問題となりまして、従ひまして政府が本法によつて現在まで失業保険制度を実施してきたその事実を照らしまして、失業保険の適用事業の範囲の拡大をはかり、かつまた季節的労働者の短期被保険者の取扱の整備をするというやうな問題、あるいは一方福祉施設の設定を法において定めたというやうな問題は、当然なすべきこれは改正であることを私も容認いたします。しかしながら本法において、先ほど同僚山下委員の質疑においてすでに明らかでありますやうに、悪意のものと善意のものをその運用面において区別することは困難であることがその答弁においてすでに明らかでありまして、この悪意の、すなわちこの制度を悪用するものに対しては、別途立法措置をもつてこれを厳重に取り締る以外にその道がないのであります。この法案自体がその制度並びに給付期間等、あるいは支給資格の期間等を操作することによつて、この悪意のものを防止するといふことはすでに不可能であらうと思つてござります。鳩山内閣は現在デフレ政策をその基調として持つておることは各委員御承知の通りであります。従ひまして産業の拡大も今日予想されません。従ひまして現在職にあつた者がその職を失ふことは今日死を意味します。再就職の機会とはほとんど思ふまいと見すべきであります。再就職の機会の恵

まれなことは、その生活が成り立たざることを立証いたします。かやうに考へて参りますならば、保険経済赤字救済のために、しかもまた悪意のものをその適用から除外するといふ意図とその名目のもとに、短期被保険者に対してきわめて不利な本法の改正といふものは、何と申しまして、いかに陳弁しようとしたしましても、明らかにこれは労働者に対する思いやりの減退を意味するものであります。同時に、日本における失業保険制度の後退を意味するものでござります。質疑においてすでに明らかでありますやうに、理由はともあれ、政府はこの法律を改正することによつて、政府の出資金を少くしようとする意図が歴然としております。

かやうに考へて参りますときに、私はこの保険法改正には、改正しなければならぬ幾つかの点のあることを認めざるを得ない、この改正が目的とするものに対しては、社会党として、しかも日本の常に失業の危機にさらされておる全労働者の名において、私どもは反対せざるを得ないのでござります。どうか各委員において、この趣旨を十分分せられまして、一つ本法につきましては深甚なる考慮を払われたことを、まことに言い過ぎで恐縮でござりまするが、申し添へ、私は社会党第二控室を代表して、ただいま議題となつております失業保険法の一部を改正する法律案に対しては反対の意思を表明するものでござります。

○長谷部ひろ君 私は無所属クラブを代表いたしました本法案に反対をいたします。

失業保険法の第一条に規定してござりますやうに、保険の精神は、失業した労働者に対して保険金を支給して生活の安定をはかるやうなことであると思ひます。これは人道から申しましても当然だと思ひます。だれしも失業したい者は一人もござりません。しかしながらこうした社会情勢のもとにありましては、やむなく失業するのでござりますから、社会全体の責任において扶助しなければならぬと存じます。そこでこの法案をよく注意して見ますと、被保険者として期間の短かい者は給付が少く、そして短かい者に対してだけこの法案が適用されるやうことになるのでござります。そこでこうした法案には賛成することはできません。

○委員長(小林英三君) 以上をもちまして討論は終局したものと認めます。これより失業保険法の一部改正の法律案につきまして採決をいたします。本案を原案の通り可決することに賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(小林英三君) 多数と認めます。よつて本案は多数をもちまして原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本会議におきます口頭報告の内容、議長に提出する報告書の作成その他の手続につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ござりませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小林英三君) 御異議はないものと認めます。

なお報告書には多数意見者の署名を付することになっておりますから、本

かという意味において、従来は遺族等が自分で資料を集めて裁定を申し出てゐる、その資料が不備である、あるいは公務でないと思はれたような場合には、それそれ審査会等を経てこれを却下するなりする、今度はむしろその学証責任は政府がとつて、そうしてその範疇に当てはめて措置をされるという行き方になつてくると思ひますので、現実の問題として考えますときに、ここに「故意又は重大な過失」ということが、単にそれにとらわれずする場合には、いろいろ疑義を生ずる問題が生じてこないかと思ひます。

そこできょうはつきりとこの点をお尋ね申し上げておきたいと思ひます。が、たとえばその一つといつたしまして、かりに隊を離れて逃亡した、その逃亡しておりまゐる場合に、従来の病氣その他というものは全然関係なしに、いわゆる故意、重過失ではないに死亡した、こういう場合には、これは一体どういふ範疇に入るのか。で、普通の場合にはそれは個々の問題の一つ審査しないと、その人のそのときの状態なり、あるいは従来からの体質と申しますか、模様なり、いろいろ個々の場合でないといふからというものが多くと思ひますが、そうではないに一つのごく——この故意または重過失によらないで公務死と取り扱われるという範疇の場合において、今申し上げました離隊逃亡中死亡した、その死亡の原因がその方にひつかからない、ごく純な公務の場合、この場合にはここで言う取り扱われるか、この問題について伺いたい。

それから第二の問題は、刑罰法令に触れ禁固なり懲役を受けて、在監中の者そのものが自分の故意または重大な過失によつてでなく、傷病が原因で死亡した、このときはどういふふうな取り扱いをするか。それから最もその極端な例でありますから、かりに敵前において部隊のそれぞれの立場の人からの指示によつて、あるいは軍務についておる、それが軍紀を保つ上に、やむを得ず、命令に違反したから、あるいはそれに従わなかったから指揮官から処断をされる、これは決して故意でもない、重過失でもないといふものであります。これらの問題については、この場合にどちらの範疇に入るのか。それからもう一つは、この戦地において、休暇の外出中に、これは今までの中にもよくあると思ひますが、まあ飲酒をしたり、あるいは飲酒の結果相當めいていて、その結果による死亡、交通事故による死亡もありましようが、川に落ちた死亡も今まで再々ありましようが、これまた休暇中に水泳をしておつてそうして死亡した、その水泳は決して隊の訓練でない水泳をした場合、それから戦地でも営外居住で家族をつれて生活をしておつた人が、その人たちが家庭内において死亡した、その死亡は全然隊の勤務とは違つた意味における死亡をした、これらまで——まだだんだん思ひますとほかにもまだあります、代表的なものを二、三取り上げてみたのであります。従来私どもも何とかと思つておつた。たとえばあるいはガンで死亡したといふような場合、この改正が通過いたしました場合にどう取り扱ふかといふことをお伺いいたします。

〇政府委員(田邊繁雄君) ただいま草葉先生から、衆議院における修正案が国会として決定になった場合において、こういう場合はいかに定めるかといふ具体的な例を示してのお尋ねであつたのであります。実はこの法案が通過したあとにおいて、裁定は現実の問題でございまして、解釈がはつきりしておらないといふと、私も個々の裁定に當つて係官が迷つておる場合には指示を与えてこれを裁かねばならぬ立場にありまゐるので、できるだけ疑問のないようにしたいといふ気持でございまして、ただいまいろいろ例をお引くださつていろいろお尋ねがありまして、率直に私どもの考えを述べたいと思ひますが、実はこういうことはすでに衆議院におきましてはつきりしておけばよかつたのであります。が、いろいろな事情でそれができまへんの、あるいは提案者のお氣持に沿わないような点があるかもしれませんが、解釈上できるだけこの制度の本質に照らして妥協だと私も考える所見を一応申し述べさせていただきますと思ひます。

御質問の趣旨は二つに分れておつたやうであります。第一点は、刑罰法令に触れて禁固または懲役に処せられた場合、敵前において軍紀を無視して処断を受けた場合、あるいは軍の命令に反して離隊逃亡しておつた場合、いづれも軍の規律に対する重要な違反行為があつた場合、それが原因となつて、原由となつて死亡に至つたといふ場合でありまして、その場合死亡の直接の原因に故意または重大なる過失があるかどうか非常に疑問の場合が多いと思ひます。ことに原因が不明である場合が相当多いと思ひます。普通これら故意または重大なる過失によつて受傷、罹病したといふ場合には、直接の原因が故意または重大なる過失は起因している場合をさすのが普通の場合であると思ひますけれども、そういふふにとりましますといふと、おそくただいまあげましたような例は、すべて恩給法上または援護法上の公務災害、公務死亡といふものに該当することになつて、恩給法なり援護法による遺族年金を支給しなければならぬようになつてくるのであります。が、さうなると思ふのであります。が、さうなると、これは国家補償といふか、軍人軍属の公務災害に対する国家補償といふ精神に照らした場合どうであらうかといふ疑問を持つのでございまして、そこで私も、推測でございまして、が、提案者としましては故意または重大なる過失といふのは、必ずしも直接の原因をいうのではなくて、その前の原由において、つまり間接原因におきまして故意または重大なる過失があつて、それが原因、原因となつて遂に死亡に至つたといふ場合も、修正案においては含むのである、こういう御趣旨ではないかと推察いたしますのでございまして、従つて重要な軍紀違反が行われ、その結果受傷、受病、死亡といふ過程を踏まれた方はこの公務死とみなされないと解釈するのが適當ではないかと、こう考えております。

それから第二の場合でございまして、が、服務、公務ないし勤務に全然関係がなくて受傷、受病したことがきわめて明瞭である例をお引きになつたのであります。が、条文を讀みますといふと、どうもその勤務に關係がない場合といふことは除外してございませぬ。従つて法文をそのまま讀みますときには、御指摘になつたような場合におきましても、当然故意または重大なる過失なきものとして遺族年金、弔慰金の受給の対象になるものだと思われまゝす。先ほど草葉先生お話しした通りに、すべて公務を前提としてゐるから、第一一条を受けておる以上、当然公務といふことを前提としておるのである。ただ公務であるかどうかはつきりしないといふものについては、できるだけ広くこれを有効とみなしていくように援用するのだと、こういう解釈であつておるのだといふと、その前提に立つてこの条文を讀んだといふことになりましますといふと、かように公務でないことがきわめて明瞭であつた場合におきましては除外すべきではないかと思ひます。は、そのことが必ずしも明確に現れておりませんので、むしろ逆に、こういう場合は当然公務死とみなされて年金、弔慰金及び恩給法による扶助料が支給されるようになるのではないかと、こういうふうな事務的には一応思ふわけでありまして、しかしこの前段に、公務とか服務とかいふことが当然前提になつてゐるものであつて、それが当然かかつてゐるのだから、それが當然關係がない場合において、勤務に全然關係がない場合において、は、処置上当然除外していくべきであつて、こういう御解釈でございませう。ば、ただいまおあげになりました第二の場合においては、取扱ひ上公務死とはならないのではないかと、こう考えておる次第でございまして。

〇草葉國君 今のお答えでは、逃亡

中の不慮死は非公務ということ、私幾つも例を出しましたが、その他の場合には、公務でも非公務でも——むしろ非公務である場合が多いのじゃないかというふうな話であります。必ずしも私はそうではない問題が今申し上げた中にあるので、たとえ故意または重過失というものが、その字そのものはそうだけれども、大前提は公務というのにかかっておりますから、それを従来どうも遺族の一般から考え、公務として取り扱ひ得る範疇にはあるけれども、どうしてもそこまではないか、従来の取扱ひ例からいかないう場合においても、そういう場合は多くあるから、今度政府も修正をし、さらにこともまかく衆議院ではそれを修正する、こういう格好になつてきたと思う。それでなるべくそういうのを国民に疑義を与えずにはつきりしながら今後の範疇をきめておこう、従つてできるだけはつきりその点をきめておいていただく方がいと思つて、こういう御質問をいたしておるわけですから、もう一点具体的に申し上げますと、今後は自殺の場合においても、あるいは終戦前後の責任自殺、その自殺が故意でない場合の自殺、従来事変あるいは戦争中におきまして、責任者としての自殺というものは間々あると思ふ。また責任感によるそういう場合もある。あるいは痴情関係における自殺というふうな場合には、これは一般的に別といたしまして、そうでない場合においては、当然その範疇の中に入れてゐるのではないか、それから休暇中といへども、部隊が、戦地または事変地である以上、特別な故意または重過失以外においては、むしろ公務死の範疇の中に入れるべきではないか、この修正の精神から申しますと、さうに考へては、どういふ場合に裁定をされるお考えであるか、この点。

○政府委員(田邊繁雄君) 私は法文の条文をそのまま読みました場合に、おきましては、休暇中における軽過失等による死亡は、当然その条文では公務死としてみなされるというふうに取り扱ひられていくのが解釈上妥当であらうと思ひますから、ただいま草葉先生は、事實的な面からこれは公務死と同様に扱つたらしいのじゃないかという御意見を述べたのであります。私は事實的な意見につきましてはともかく、法文の解釈をいたしましては、服務に關しとか、あるいは服務上とか、あるいは公務上という言葉を排除してありますので、いかなる場合、戦地に行動したことがすべて全部公務である、行つた以上はすべて公務である、故意または重過失があつた場合だけは除外するのだ、こういうお考えではなからうかと実はひそかに考へて想像いたしておるのであります。ただいまお述べになりましては、たゞいまお述べを前提とするというお言葉は、これはどうもどの程度までかはわかりませんが、そういうことを前提とするということにいたしまして、服務に關しというものを公務を前提とすると申して、ピンからキリまで含めたわけを公務を前提とすると申すわけでございます。あるいは公務を前提とすると、ある場合は公務を前提としないことと分けることもなかなかむずかしいと思ひますので、一応提案理由によりますれば、これはすべて公務とみなされるものとして取り扱ひのが条文に最も沿うのではないか、一応こういうふうにお考えをいたします。

○山下義信君 ちよつと関連して。今質疑している点は、今度の衆議院の修正案の重大な修正点なんですね。それで草葉委員から質疑があつて政府がそれに答弁されるんですから、まあ衆議院の方の御意見はさうであらう、ああであらうとそんなくしながら政府当局の見解を述べておられるんですが、非常に参考にはなるわけですが、これは順序が転倒してゐると思ふんです。それで私は衆議院の方の修正の御意見はどういう御意見かこれをはつきり一つお示しを願つて、それでいいかどうかというところに質疑が變つてくるかわれわれにもよくわかると思う。それで私はその点を、衆議院の修正のお氣持をはつきり御説明願つて、それから今度は政府原案の方は一体どういふもの、修正前の政府の方は公務死の範疇の拡大について、その認定についてはどういふやり方をするつもりであつたかというところ、これも一つ、もう修正されたんだから言わなくてもいいやうなものだが一つ言つて、さうして比較してもらへば、今の草葉委員の質問が非常にわれわれにもよくわかつて参考になる。衆議院の方の修正の御意見を、これをそちらの方にそのまま置いておいてやつたのでは、ちよつとどうかと思ふんで、衆議院の一つ修正の意味を明確にしたいと思ふんです。

○衆議院議員(山下春江君) これは大へんむずかしい、私もとしましては、非常な苦慮いたしましたのでございますが、思ひますのに、私提案の理由でも申し上げました通りに、大東亜戦争の半ば以後といふものは全く混沌の戦争状態、常識的に考えられない状態であつた点を勘案いたしましたして、政府が今回非常に公務死の範疇を拡大するつもりで原案をお出しになつたことはわれわれもよくわかりますけれども、なおそれでは救ひたい点を多々感じますので、端的に申し上げますれば、故意または重過失によらざるものは、その他の事由によるものは全部公務死と扱へども、さういふことでございまして、公務規定を無視した上に當つて考へておるのではないのでございます。ある程度その意味を底流に持ちながら、ほとんどの問題、たとえば休日にお酒を飲んで泥酔して死亡したというやうな者は、これは公務でないという解釈がもし成り立つとすれば、私もそれはそれに対しては反対でございまして、休日といへども、あるいは自分の僚友が特攻隊等で、あつたは出発するんだと、万が一にも帰つてこない特攻隊員が自分の友だちであつた場合に、再び相まみえることのない友だちとおそらく泥酔するほど飲んだであらうことが想像つきまします。これらの者は、もし休日の飲酒による死亡といへども、われわれはこれを非公務と扱われることに承服いたしかねる。例をまじえて申し上げれば、さういふ氣持で、故意または重過失によるもの以外はということ、非常に考へようによりましては、もうそのほかのものは全部公務だと、一切自由裁量を許さぬという、強

公務という規定を無視したものでなく、底流にはさういふものを考へつつ、といふところがほんとうの私どもの氣持であつたのでございます。

○山下義信君 今の御説明でわかりましたのですが、私も率直に伺うのです。公務死として扱われていなかった戦地に、おけるところの病死者ですね、さういふ人たちは、今の故意は言うまでもないことではあります。重大なる自分の不注意でない限りにおきましては、それらをことごとく公務死として扱つてやろうというのが衆議院の方の御修正の御意見ではないかと思ふのです。ところが今の御説明によりまして、さうではないやうですね。ことに先ほど草葉委員の質問の要旨等をご引用して重ねて伺いますと、大體公務死として取り扱はるべきケースの中で、さういふやうな故意または重大な過失による云々といふやうなことを除いて公務死として扱ひ意思かと、さういふやうな政府との間の質疑応答があつたのです。が、さういふ公務死として扱はるべき範疇というやうなワタの中での修正の御意見であつたのですか。さういふやういふ御修正は、この条文を見ても、条文の上の表面を伺うと、今の山下先生の御説明のような御趣旨は、この条文の表面からは出てこないのです。お心持ちはさういふお心持ちでありましようけれども、出てこない。この修正の条文の表面を伺いますと、従来公務として取り扱はれていなかったものでも、故意または重大な過失によつてということが明かでない場合には、公務死としての認定の範疇を拡大するといふことが御修正の御趣旨

明らかにでないときということになります
と、非常に範囲が広くなると思います
けれども、しかしながら大東亜戦争に
よる疾病、負傷、死亡は全部公務であ

ると規定しないで、故意・重過失か則ちかな場合は公傷としないというところ

ろに、非常な広範匪ではあるけれども、その線を乱さないということは根

底にあるのでございまして、解務のい
たし方だと思えますけれども、その恩

給法上のことをも勘案しつつ故意または重過失といたしましたのでございますか

ら、一切大東亞戦争のものを全部空襲として処置せよということは違います

ので、草葉先生の雅意見とそこいたさ
ないと考えております。

○山下義信 関連して、そつぱ

君の質問に対しては、山下衆議院議員はそのお説の通りだと言われた。私の質

間は草葉君とは違ふんです。対照的なんです。反対なんです。私の質問に対して

はその通りだとおっしゃったが、速記にも残っておりますが、

どっちかにしていたかぬと困るんで
す。尋ねている方の腹はみなお互いに

わがっているんですから。(笑)です
からこんなに広げると、これはトンネル

で、ここで援護法を変えるとこれかす
ぐ恩給法に適用されてしまつて、トン

ネルですから、今まで病死した痕死たとい
うので戦死者に扱わなかった者が、

もう故意、重大な過失が立証されない限りにおいてはみな戦死者になるとい

うので、ずっと公務死傷者として支給しなければならぬということが起き

が困難だ、そういうこともありましょ

同時にその文豪者の数からそれは

大へんなことになるんだというので、これはこんな無制限に広げてもらっては困るという趣旨で質問しているのかしてないのか知りません。(笑聲)知りませんが、それでこの衆議院の修正字句を見ると、そういうふうなしほり方というものが線が引いてないので、このままの修正では、衆議院の修正文を讀んで見ると、つまりもう故意、重大な過失ということの立証のない限りには公務死として扱ってやるんだということに解釈できる。実は従来主張がそうだったんでしよう。率直に言うて今日まで遺族問題について非常に国会にも要望しているところの世論というか、遺族の要求というものは、今山下衆議院議員の言われるように、戦役に従事した者がたまに当らうと、病氣にかかろうと、よほど勝手なふるまいをして、酒をくらって勝手なふるまいをした者がない限りでは、ひとしく戦いの犠牲者じゃないか。たまに当ることと病氣になることと相違があるか、自分の家にはいれはかかる病氣ではないが、瘴氣風雨のはなはだし所に行つて、それがために健康を害したのではないか、それを特殊の病氣以外は戦死者として扱わないのは不都合だ、ここに起因して公務死の範囲を広げようという問題が従来あった。それをわれわれは衆議院はお取り上げになつたのではないかと、法文を解釈してそう思つておる。今度はそれがどうかわからぬ方の御意思があるかどうかからならいけれども、公務死として扱ふべきその範疇の中で、その実証が非常に困難なものについては、政府の方で一つ考えてやることを、審査については考えてやることを政府原案の趣旨のような

ものだろう、こういうような草葉君の質問に対してはそうだとおっしゃる。それで御修正の趣旨がどこにあるかわからないことになつたのでありまして、御趣旨をきめていただければそれに沿うような字句が不十分ならこれは相談して変えなければならぬ。この字句だけでそういう趣旨だという解釈をさせるように質問者がしているかしてないか私は知りません。そんな無理なことをせぬでも、なに、一時間あつてこちらからこちらの方へ行つて相談すればいいのだから、字句が不適当なら直せばよい。解釈が、草葉質問のようにならうと、これはあらためてどの字句からそういう解釈が生まれてくるかというのを聞かなければならぬ。その前に修正の御意思はどこにあるかということをはつきりしていただいて、その修正の御趣旨が悪ければこれは変えてもらわなければならぬし、その御趣旨がよければ、われわれ衆議院の方でとつてもよい。それから御趣旨のよしあしと、字句のよしあしと関連がありますが、まず御趣旨がどこにあるかどうかをきめていただいて、御修正の字句に合うかどうかこの二点が行つた方がよい。一つずつ片づけた方がよいと思う。

○衆議院議員(山下春江君) どうも明瞭な答えが出ないためにおしかりを受けるのでありますが、私は山下先生のところから正面から、全くまづ正面からおっしゃる通りでございまして、また草葉先生の裏から、そうはいつても、そう行き過ぎた考え方はなからうと、それはその通りだと、しかし故意、重過失ということのはつきりしたものでも、そういうところまでも突っ込んできようまでの一切の公務死のワケの中を通り抜けて、一切を無視してやれと、そこまで行き過ぎた考えではなからうと裏からなだめられるのでありまして、正面からと来られる方と、裏からとでもなかつたのではないかと、それが衆議院の審議の真相であつたのであります。従いまして、今法文としてこう生まれました以上、私はそういうことでありまして、法を立てたときの精神はどうであつたか、それは従来いろいろな点で公務死でないとしられたケースが相当たくさんございまして、今死因について四万一千円と仰せられた通りであります。従つてそういうことはこの際私はお許さない。やはりそういうものは公務死として扱つてやるべきだといふことに立つてございまして、山下先生のおっしゃる故意、重過失にあつたものは、全部公務死として扱へというところに私は基本を置いて、その底流に、さりとて一切を無視した言ひ方ではないといふことでございまして、これがもうどこまで行つても真相でございまして、従いまして先生のところからきょうまでの死因等について、公務死と見られないものを、公務死として扱へといふのが法の精神でございまして、表現が悪いと思ひますけれども、それが真相でございまして、先生のお氣持の通り、あまり強くそれを主張いたしますと、これでは法文として多少の疑義があると仰せられますならば、私がここで提案者を代表いたしますして、その文学に対しては、参議院の方でよりよき文学があればそれをお使

いになつてよろしいというようなことは、私はそういう尊大なことは申し上げられませんが、文学の上で、その精神を殺さない程度において、法文上文学はかある方がよろしいといふことでございまして、参議院の非常に御研究の深い、常に衆議院が御尊敬申し上げている参議院で、適切な言葉を、これに表現をいただくことについて、提案者全体も異論はないと存じますけれども、法の精神は、今、山下議員の仰せられる通りであつたことを申し上げておきます。

○山下義信君 私は問題だけ明白になつておればよいと思ふのです。あつたとは本委員会が御判断されると思ふのです。それから結局、一昨日山下春江先生の提案理由の説明を聞いて、私は実は目を回したのです。これはうそじやございせん。医務室で卒倒したとして、そのくらいは感激したのです。北はアリユージャン列島から、南はという実に悲痛きまる提案理由がありました。あの提案理由によりまして、という、私の質問にお答え下さつたような前段の御趣旨が、よくこの戦争の代表者を公務死として扱ふ、この範圍の拡大について非常に力説せられた。ですから私の質問で、衆議院の御修正は、そういうふう非常に公務死の範圍の拡大を企図せられて御修正になつたところではないのじやないかと思ふのです。この表の御理由で、それによろしゅうございまして、再確認いたします。

○衆議院議員(山下春江君) その通りでございまして。

○相馬助治君 私、衆議院が修正されたことについていいとか悪いとかとい

うことでなしに、わからないので山下衆議院議員にお尋ねをしておきたいと思ふのですが、本法が衆議院の修正通りに本院においても可決せられた場合には、この法律によつて運営されていくわけですが、この軍人及び準軍人について、故意または重大な過失によるもの以外の死亡を公務死とみなすと、こういうことでありますから、大部分が公務死となる。別な表現をすればほとんど公務死となる、こういうことに現実なると思ひます。なればいいとか悪いといふことではなくて、私の言いたいの法文には「重大な過失」云々とありますが、この重大な過失があつたといふことを立証する、すなわち裁判でいふ検事の役をなすものは、本法運用上だれなんですか。ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(小林英三君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(小林英三君) 速記を始めて下さい。

○相馬助治君 この法律によりまして故意または重大な過失によるものは公務死とみなされないわけですが、故意または重大な過失によるものであると立証する立場をとるもの、それはだれですか。そうしてまたそれは明確にそういうことを本法運用上とらえますか。それともまたそんなものはとらえなくとも修正の精神上必要なのだといふので、さして衆議院では問題にしないのですか、参考までに。

○衆議院議員(山下春江君) 故意または重大な過失であつたかどうかの學証の証明をするものは厚生大臣であると考へます。

それとその厚生大臣が究極最終的にその証明をなし得るものかどうかというところでございしますが、もしその証明が不明確なものは、公務死として扱ってもらふべきものと考えております。

○相馬助治君　そうすると、こうですか。公務死であると遺族の者が主張した。ところが厚生大臣は、いや、これははかなくの事情で故意または重大な過失によるものであると立証した。そこでトラブルが起きた。そのときは第三者的なものはこれを仲裁するものでもなく、司法裁判所が仲裁するものでもないから、このときは、いや、公務死だとがんだつた方が勝つことになっているのだと、こういうことの法の解釈ですか。

○衆議院議員(山下春江君)　大体そういうふうな御解釈願つてもよろしいかと存じますが、筋は多少違ひますけれども、援護審査会というものが現存いたしておりますから、そういうところにかけることを実は衆議院では非常なけをさばくという機関に残したのでございしますけれども、非常に困難な場合はそういうところに相談するの一手であらうかと考えております。

○相馬助治君　速記をとめて下さい。

○委員長(小林英三君)　速記をとめて下さい。

○委員長(小林英三君)　速記を始めて下さい。

○草葉隆國君　さつきから問題が故意または重大なる過失によると、この問題が中心であり、これが今後の公務死の問題を左右する問題でありますから、いろいろ関連的に質疑が行われて

おもうのであります。そこで現在これは援護法の二十九条におきまして、故意という字は使っておりませんが、「重大な過失」によって公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより死亡した者の遺族」には遺族年金は支給しないというところになっておる。公務上でも、いわゆる重大な過失の場合には遺族年金は支給しない。また恩給法によりまして、四十六条には同様な意味を述べておるのであります。公務の場合においても――従来の恩給法、援護法でも、重大過失の場合には公務料、あるいは遺族年金は支給しない。そこでそれをここに同じような字句を使って「重大な過失」というのが出て参っているのですが、私は自身が戦地において、このような大東亜戦争の戦地においては、なるべく従来の陸軍あるいは海軍当時の恩給法等を中心にして、恩給なり遺族年金、遺族扶助料の支給をするという考えは毛頭持っておりません。これはむしろさきに山下君のお話のように、なるべくあの戦争の戦地であったから、その後資料もなし、しかも敗戦の状態になったので、なるべくならばこれを広く支給していく方法をとっていきたい。ただ法律になつて参りますときには、そういう精神をどういうふうに表示して、かといふの問題がある。従つて前後のよく鑑み目の合ふようにその精神を生かしていくことが必要じゃないか。その精神を生かす場合においては、衆議院の「故意又は重大な過失」という修正は、私がさきに申し上げたようなる解釈をもつてこないと、これが生きてこないのではなからうかといふことを、法理論的に申しまするか、一応表面に出します場合には、そう言つていかなければいかぬのじゃないか。そうしない、次に私は戦地にはこの方法で適用するが、戦地でない内地に、これがこの状態にあつて内地は従来のやり方をする。戦地は今度は故意または重大な過失によるもの以外には大体これで取扱われる。そこで今度はほかの一般恩給法との関連性、それから内地との関連性を考えました場合に、この点をよく解釈上統一をしておかないと、将来大へな疑義を生ずるからといふのが私の懸念としてお尋ねを申し上げ、その場合に具体的な事例をあげてお尋ねをしたいというやうな意味であります。で、私はこの「故意又は重大な過失」というのは、この援護法の大前提のものと言ふべきものであり、また政府原案の「公務以外の事由」というのは、それはあまり漠然たるものであるから、重ねて二十九条なるものから、恩給法等にも出ておるけれども、それをここにさらにはつきりと表示したものに、この恩給法上の公務死といふ考え方は一貫した――今まではその解釈をこくしぼつて解釈しておつたけれども、そうではなしに、戦地または事変地においてはこれを広く解釈するといふこの新しい援護法の改正並びに修正、それによる解釈によつて取扱つていこう、こういうお考えだろふと思ひますが、この点はどうか。

○衆議院議員(山下春江君)　先ほど来申しましたやうな気持でございしますから、ただいま草葉先生の御質疑も、われわれの解釈と同様な意味を方角をかねておつしたことであると存じますので、われわれがききうまで解釈いたしました解釈は、幾様にも考えられるものではなく、常に一通りしか解釈がございせんが、私、前に申しましたように、公務というものを低流において考へておるのであります。表面のところには私どもは故意または重大な失以外は全部公務だと解釈しつつも、全くすべての条件を無視したといふ考へ方ではございせんから、草葉先生の御質疑の点と私の点とは食い違ひがないのではなからうかと考へております。

○竹中勝男君　関連ですが、故意または過失によるものという、非常に抽象的なんですが、これは法律上、何かこれは今の民法その他にも関係してくると思ひますが、他の恩給、一般の恩給あるいは産業労働者の場合にも、こういう法律ができますと、一つのやうな標準ができるわけです。それで今度は逆に判決例といひますが、事例であけてみて下さい。どういふことが故意または重大な過失によるものかといふ例をあげてみて下さい。それを数種あげるといふことが、やはり必要になつてくると思ひます。

○衆議院議員(山下春江君)　例をあげて示せと仰せられますと、私はその故意または重大な過失といふものが戦地にどのやうなあつたかといふことの多くを存じませんけれども、ここにたとえば私情による自殺といふやうな例が一つございします。これなども、私ども必ずしも文字通りに解釈できるかどうかといふことに多少の疑義は持ちますけれども、まあ戦地にありまして私情なぞによつて自殺した者は故意であらうと考へますので、そういうものをこの事例として考へております。

○竹中勝男君　重大な過失はどれですか、片方の。

○衆議院議員(山下春江君)　私は、実は性病も重大な過失と考へておらないのでございします。もしも、そういう説明もあらうかと思ひますけれども、しかしながら性病も、平和に家庭に暮らしてある農家のいい農家の夫婦でありながら、そんな悪質な性病にかかるといふやうな私は考へ方を持っておりませんがゆゑに、性病も必ずしも私は重大な過失とは考へておらないのでございします。まあここに一つの例がございしますが、注意義務を要求された者が爆発物の安全規則を順守しなかつたために起きた事故……

○竹中勝男君　それも家庭におつたら起りませんね。そんなことは。

○衆議院議員(山下春江君)　というやうな、これはまあ私があげた事例ではない、厚生省等において考へられた過失の一つの事例だと思ひますが、厳密に申しますと、今の性病が重大な過失だといふことがしほられればございしますが、私は多分の疑義があると思ひますので、性病をとらえて重大な自己の過失と私はきめきれない気持でおります。たとえば、私のところに陳情がありました一つの例をもちまして、メチールを飲んで死んだ、しようちゅうと思つて飲んでメチールを含んでおつて、メチール死であつた、これは重大な自己の過失といふことで実は範疇から取りはずされておりました、従来、けれども、このしよちゅうを飲む

ということも、おそらく飲んだ人は、この中にメーチルが含有されておるということを承知して飲まなかったに違いないと思います。従って、自己の過失と

私はこれを限定することは困難だと考えておりますので、重大な自己の過失というものが戦地によって起る確実な事例を今実は私としては持っておりませんが、そういうものもあるうと想像しての規定でございます。

○竹中勝男君　今の問題に関係してお
るのですが、架空のもので具体的に

いものを、提案者がそういうものがない、ないというものをあるかのごとくこういう法律の条文にすることによって、重大な過失といたものに相当するものがないのですか。提案者、これは重大なことですよ。

○衆議院議員（山下春江君）ですから、先ほど申しました、その注意義務を要求せられた、けれども爆発物の安全規則を順守しなかったために爆発物が爆発して死亡した、それもうちにいれば……と、こう仰せられましたので……。

○竹中勝男君 あなたは、うちにいれ
ば性病にかからないと言われるから、
それもうちにいれば爆発物……、同じ
ことであります。

○衆議院議員(山下春江君) それはそ
うであります、しかし性病の場合と
この爆発物の輸送の場合と私は性格が
違ふと思います。

○竹中勝男君　爆発物の場合はなおさらこれは戦場における重大な過失になるが、性病が過失でなかったら、これはより戦争に連なる行為としての事件ですから、重大な過失とは言えない。

○衆議院議員(山下春江君) 前言を取り消しまして、日本の男子を信頼いたしました。性病を自己の過失とみなします。

○竹中勝男君 これは授護局長にも事例を少し集めてほしいと思うのです。そうでなければ、法律にならない。事例が、架空のものであって、どうも考えつかぬとか、あるいは牽強附会に類するようなそういう事例では、われわ

れは納得できない、審議する者として
は。

○委員長（小林英三君） 援護局長、今の事例ありますか。

○政府委員(田邊繁雄君) ただいまメチールのお話が出たのでございますが、メチールによる傷害にもいろいろございます。たとえば、一番極端な例を申し上げますというと、飛行機の

ために使うガソリンをわざわざ盗んで飲んでメチールの傷害を受けてなくなったとか、それからきょうは何かおめでたいことがあるということで、部隊の方から祝い酒を出した。部隊から出したいわゆる祝い酒を飲んでいるうちに、足らなくなったところか

ら、つい、もって持ってこいというよう
なところから、当然いい酒だと思っ
て持ってきたものを、それを飲んでい
るうちに、メチールが入っておった

しくて、メチールの傷害を受けた、これはまあ死亡したかどうかまでは確かめておりませんが、そういう事例がよくあると思います。こういうようにい

きまして、その当時の事情が情状酌量すべきものかどうかということについては、個々にこまかく判断をしていかなければならないのでございます

て、先ほど申し上げました航空機用の
ガソリンをわざわざ盗んで飲んだとい
う場合は、過失の相当なものじゃない
かと思うのでありますが、それはまあ

勤務に関連していないとも言えませんが、勤務に関連しているかどうか、公務を前提としているかということになりますと、大抵いがやはり公務を前提としております。日曜日に休暇を与えられて、その日、どこか行つてレ

クリエーションということをすると
いうのも、公務を前提としている。従つ

て広く解釈すれば、戦地にいる間は全部公務を前提としているように言わざ

るを得ないのではないかと私は思うのでございます。その場合に、ある場合は公務を前提としていて、ある場合は公務を前提としていないということは言えないのではないかと思います。

個々の審査に當つて、われわれ、私を含めましての審査の裁定の場合といったしましては、そこまでのところの判断を要求せられることは、非常に困難ではないかと思ひます。

○委員長(小林英三君) 速記をとめて。

〔速記中止〕
○委員長（小林英三君） 速記を始め
て。
○相馬助治君 竹中委員の質問に答え

て山下衆議院議員からの答弁がございましたが、この委員会では質疑されて速記録に残っているこの問題は、私は後日やはり重大な一つの資料になるもの

のと、かように考えるわけでありま
す。それで私は最終的に衆議院の修正
に敬意を表しておりますものですか
ら、何ら反対するものを持っておりま
せんが、ただ立法院にある者として

は、やはりあとうる限りこの法の運用上のことにまで思いをいたして明確にさしておきたいと思えますので、この際一つ紅露政務次官にお尋ねしたい。

それは山下議員の昨日提案理由の説明の中にも、川崎厚生大臣も賛意を表しているという御発言がありました。そのことは本日、実例を上げて御説明しております。山下議員の発言並びにその意思等をも含めて当然賛意を表して

おるものと本員は了解しますが、私の了解は間違っておりませんですね。

○政府委員(紅露みつ君) 大臣がこの修正案に対して賛意を表されたという

ことでございますが、それまでにはた
だいま例に出ておりまするようないろ
いろな実例ですね、そういうことは取
り上げられておったのではなくて、た
だ議員提案として衆議院を通過して

参ったのでございますから、そのことについては、議院のつまり決議に対して賛意を表しておられたと私は解釈いたします。ですから総括的にこの修正自体に対して賛意を表されたのでございまして、その中のごまごましたことは審議に一つ携わってそれらの事

例を聞いたわけではないはずでござい
ますので、そのこまかいことにつき
ましては、よろしく委員会におきまし
て審議を願って、そうしてその結果に

つきましては、当然厚生大臣として
は、その御決議に賛意を表してそれに
従うということであらうと思うのでご
といます。

○相馬助治君 私は議員としては常識を疑われるような質問をしたのです。それ

です。今の次官の答弁はまことに奇怪です。それは決議々々とおっしゃるが、付帯決議なんかの場合には、大臣がその院の決議の趣旨を尊重して法の

運用をはかりますということであつて、その法の運用をどうはかるかということに對しては、かなりの幅があるわけです。ここでは修正案なんです、法律なんです。その法律が成立したそれに対して大臣がこの趣旨がよくわ

かつたというならば、具体的な今の実例等について山下議員が触れているよ

うな問題も当然含めてこれは賛意を表しているはずなんです。遊いまして次

官のその御答弁は私には一応ふに落ちません。ふに落ちるか落ちないかといふことは見解の相違になりましようから、政治的な問題と離れて私は事務局にお尋ねしますが、事務局ではこの

修正案がまとまりまする過程において何らか意見を徴された事実がございまして、第一点。

第二点、この修正案でもってあなたたちは当然両院において成立すればこの本法によって運営をはかるわけですから、これに対しては当然責任を持って

この運営をはかるのであって、立法上
の、あるいは事実上の重大なる疑義等
はないというふうにお考えであらうと
思いますが、さように了解してよろ

いいですか。

政府委員(田邊繁雄君) 衆議院の社
労働委員会におきまして、この修正
案について私どもの事務的な立場か

つ、いろいろ事務的に検討するという意味で質疑等を行う資格はございませう。それからこれが通った場合におきましては、この法文の趣旨にのっとりましてこの法律を運用していかなければならぬ。

ばならぬと思ひますが、ただ若干疑問がございましたので、ありていに申しますと、衆議院の法制局等にもいろいろ伺つてみたのでございませうが、はっきりしない点がございませうので、この点は将来運用するわれわれとして勝手な解釈をするということも慎しむなければなりませんので、この国会において成立する過程におきまして、解釈だけははっきりしていただきたいということの希望を持っております。

○相馬助治君 この問題につきましては、恩給局長がここに御列席でございますが、何か御所見がありましたら一つ聞かせて下さい。具体的にいへば、修正案通りで十分恩給局としては運営できますという御見解か、それとも何か疑義等をお持ちか、率直にこの際承わってだけおきたいと思ひます。私は意見を全然持っておりませんから。

○政府委員(三橋則雄君) 法文そのものにつきましては、きわめて明確に「故意または重大な過失」と書いてありますので、法文の文字については疑いありません。これを実施します場合におきまして、先ほど来いろいろの御意見が出ておられるのは、こういう事態に對してあるいは遺族年金を給するのはどうかと思はれる、あるいはまたこういう場合にはどうするかというふうな意見を持つ人もあるのではなからうかというふうな前提についてのいろいろの御意見、御質問があったのではないかと思つておるのでございますが、そういうような問題につきましては、いやしくも法律にはっきり書いてある以上は、受給者の側からいへば、権利を与えられることとございませうから、

これは忠実に法律の規定通りに運用すべきものだと思つております。これは恐らく田邊君も責任をもつてこの法律に規定されておる通りに忠実に運用されるものと思つておりますので、法文の言葉の使い方があいまいであるために法の運用において困るというようなことは私はないと思つております。それからその次の問題といたしまして、今の恩給の取扱ひにおいて何か困ることはないかというお話でございますが、これにつきましては、私は根本的に一つ考えるべきことがあると思ひます。それは戦地において傷病、疾病にかかつて死亡されたといった者に対しては、その傷病の原因については援護法によつて遺族年金が給されたものについては、あらためて恩給法において扶助料を給するかどうかということの詮議をしないのでそのままそれを支給するかどうかという、こういう問題があると思ひます。すでにこの問題につきましては、昨年の恩給法の改正におきまして、遺族年金を支給された者につきましては、そのまま扶助料を給する措置をする、こういうことがきめられておりました。そういう線に沿つて処理をされることになつておりますことを考えますならば、私は今度のこの法律改正によりまして、援護法によつて遺族年金を給せられることになつた者に対して、恩給局において扶助料を給しないという措置をするということは却つておもしろからぬ結果になるのではなからうか、こういうふうに思つております。

○神原亨君 昨日来嘆願書を出しておられる方々があるのでありますが、その方々のお話を聞きますと、軍属、船員がこの対象から落ちておることに気がついた。どうかこれを入れてもらいたいという嘆願であるのであります。が、陸海軍指定船乗組船員及び陸海軍の命令によつて軍事任務を課せられた船乗組船員、こういうことであります。が、提案者は、これはこの対象に入つておりますかどうか、ちよつと御趣旨お述べを願ひたいと思ひます。

○衆議院議員(山下春江君) 衆議院で非常に長い時間、神原先生の御指摘の船員につきましては研究をいたしました。それはC船員に登録するの手続をとる機会なく死没した船員と思ひます。当然C船員とみなされる船員であつたと思ひます。そこで田邊援護局長にその点は質疑いたしましたところ、C船員とみなされる船員は大部分もうすでに措置をしてしまつた。今後C船員とみなされる船員を見逃すれば抜けますという御答弁がございしたので、今回の修正には入れてございせん。

○神原亨君 ただいまの点でよろしゅうございませうか、事務当局の御意見を承りたいと思ひます。

○政府委員(田邊繁雄君) 言葉でございますが、C船員という言葉は、陸海軍所屬の船員以外の船員という意味でございます。民間の船員ということでございます。援護法では船乗組船員に所屬する船の船員ということとございませう。従つてC船員でも船乗組船員に所屬する船の船員、こういうのが援護法の対象になるわけでございます。船乗組船員に所屬する船であつたかどうかという点が實際問題になるわけでございますが、当然船乗組船員に所屬しておつた船であつたにかかわらず、手

続がおくれておつたというものの中にはあるようでございませう。こういうものは手続中であつた、または手続をするべきはずであつた船の船員は、船乗組船員の所屬の船の船員として援護法の対象として扱つておるわけでございます。C船員という言葉を使ひますとそこに混乱を起しますので、C船員というのには船乗組船員の、陸海軍以外の船の船員全部を含むわけでございます。

○神原亨君 この点私よくわからないのでありますが、嘆願を出された方々は、陸海軍指定船の乗組船員及び陸海軍の命令によつて軍事任務を課せられた船乗組船員、こういうことをいうておられるのであります。それらは入りますのであります。入らないのであります。はつきりこの際御意見を……。

○政府委員(田邊繁雄君) 私どもの方の従来の調査によりますと、ほとんど大部分対象になつております。し、今後大部分は対象になると考えております。

○山下義信君 関連して一つ衆議院の修正者に伺つておきたいのですが、今度の修正で、今問題になつてゐる「故意または重大な過失によつて」ということが立証されない限りは公務死とみなす、こういうことの大修正なんです。これが今問題になつてゐるのです。それが現在の援護法の第二十九条には、重大な過失によつて負傷しあるいは疾病にかつた者には遺族年金を支給しないといふ第二十九条があるのです。第二十九条には重大な過失によつて負傷または疾病にかつた者は遺族年金を支給しないといふ——今回のこの改正には、重大な過失によるという立証がない限りは云々というこの排除され

たこの修正との関係ですね、これはどういふ関係になりますか。

○衆議院議員(山下春江君) 故意または重大な過失によるものは扶助料を支払わないといふその第二十九条の規定と、今回の故意または重大な過失によるものは公務死とみなさないといふこのことは全く同じものであらうと思ひます。従来の援護法第二十九条でいっておりましたことと何ら変らないと思ひますが、その從來明らかにならないうちに書いてありましたものですけれども、その範圍擴大のところに來ますと、いわばこれを執行する事務當局において任意に裁定する範疇が非常に廣く残されておつたのを、それを極度に狭めようとする、ほとんど任意裁定を残さないといふことを規定するため、たまたまその「故意または重大な過失」といふ文字をもつて現わしたのでございまして、その第二十九条といふ関連があるかといふことの関連性を考えないで、その表現する文字をたまたま同じ文字を使つたといふことであると存じます。

○山下義信君 ちよつと私は問題だけ明確にしておきますから。今の第二十九条では、公務上負傷した者でも、公務上病氣にかつた者でも、重大な過失があつたら遺族年金やらぬといふのです。今度あなたの方では、すね、重大な過失の立証がない限りにはみな公務死にして遺族年金やるといふのです。公務死にしてやるといふのです。片つ方は公務死にしてやつても重大な過失で疾病にかかり、負傷した者にはやらぬといふ、裏を言つていふのです。あなたの方の修正をひっくり返すと第二十九条になるので

すよ、第二十九条では、せつかくあな

た方が公務死に入れてやっても、それ

が重大な過失によって負傷もしくは死

亡した場合は公務死でもやらぬとい

うのです。今度の修正はですね、公務

死にしてやるというのです。ちやう

どその反対なんですね。一方で公務

死の取扱の範囲を広げておいて、今

度は公務死の中で重大な過失の疾病や

負傷にはやらぬというのです。私は

この両者の関係を一つ、関連性を何と

いいますか、法律的にも扱い上にも明

確にしておく必要があると思つてお尋

ねしておいた方がいいと思つてです

○衆議院議員(山下春江君) 二十九条

の規定は、公務死であることが明確で

あつても、故意または重大な過失であ

ればやらない。今回は故意または重大な

過失でないものはやらないことが一

体どう関連するかということにつきま

しては、私は二十九条の規定に対する

措置をぬかしたものと考へます。その

通りに原文が生きておるのはわれわ

れの考へ方は非常に食い違つて参りま

すので、二十九条をそのまま生かして

おきましたのでは今回の修正は扱ひ際

に非常なそこを来たすと思ひますが、

しかしその二十九条の規定に対する衆

議院の心づかいが足りなかつたであら

うことを率直に申し上げる以外に方法

○政府委員(田邊繁雄君) 修正案を事
務的な立場から立案いたしましたのが
衆議院の法制局でございまして、衆
議院の法制局の係官から答弁申し上げ
るのが適当かと思ひます。
○田村文吉君 今の問題は厚生大臣が
答弁をしてこれに賛成いたしますとい
うことははっきり言つておられるのだか
ら、今さら法制局云々ということをお
つしやらないで、厚生省の当局から
はっきりと答弁をいただきたいと思ひ
ます。答弁を要求します。
○政府委員(田邊繁雄君) 私は、実は
二十九条によりまして「重大な過失に
よつて公務上負傷し、又は疾病にかか
り、これにより死亡した者の遺族」に
は支給しないという規定があるにもか
かわらず、さらに重ねて今度改正案にお
きまして「重大な過失」を書いたについ
ては、それ相応の理由がなければなら
ぬと事務的に申せば考へざるを得ない
わけでありまして、援護法及び恩給法に
おきましては、故意の場合におきまし
ては何ら明文はないのでございませ
ん。これは条理上、故意によつて負傷し、
また疾病した場合におきましては、当
然公務上の傷病ではないという解釈を
としておるからだと思ひます。そこで
もしも何らの規定がなく、故意または
重大な過失という場合でなくとも同
じことになるのではないかと、戦
地における傷病はすべて公務であると
書いたのと同じじゃないかという事務
的な疑問を一応持つたのでございま
す。書く以上は書くだけの理由がある
であらう、そこで私は普通条文の解釈
は、負傷または疾病の直接の原因が故
意または重大な過失によつた場合が

普通の条文であるけれども、ことさら

二十九条とは別にこういう条文を書い

た趣旨は、間接に故意または重大な過

失があつて、それが原因となつて負傷

または疾病、死亡という過程をとつた

者にまでこの改正案を働かせようとい

う趣旨ではないか、こういうふうにと

考へたわけではございません。従つて最初申

し上げたように、重要な違反をやつ

てそれが原因となつて死亡に至つた

ような場合におきましては、当然この

重大な過失または故意に該当するも

のと取り扱つていいのではないかと、こ

ういう解釈を一応下したわけでありま

す。これは提案者の趣旨に沿つてい

かどうかわかりませんが、先ほど草葉

先生からの御質問に對しまして、これ

は含めて解釈するのが当然であらうと

申し上げましたのは、二十九条との関

連において特に今度は新しい条文が故

意または重大な過失を重ねて書いた意

味合いをも参酌いたしまして、こうい

うふうにしたわけでありませう。

○相馬助治君 関連して。そうすると

今田村委員の質問したことは、援護局

長の御答弁はこういうことですか。今

度の衆議院の修正は、遺族援護法二十

九条のあらゆる立場をも包含してある

ので、実施上は何ら支障ないものと認

めております。こういうことですか。

○政府委員(田邊繁雄君) 私が申し上げ

ましたのは、故意または重大な過

失というのは普通の解釈では、罹傷、

罹病の直接の原因が故意または重大な

過失に原因する場合だけではないに、

故意または重大な過失が間接の原因

となつて、この場合におきまして、

今度の衆議院の修正案は、それを包含

するのだ、こういう趣旨ではないかと、

了解しておる、こういう解釈を申し上

げたのであります。

○委員長(小林英三君) 連記をとめ

て。

〔連記中止〕

○委員長(小林英三君) 連記を始め

○衆議院議員(山下春江君) ただいま

山下委員の御質問に對して私が答へ

いたしました中に誤りがありますので、訂正をいたしたいと思ひます。そ

れは公務死の範囲拡大のところ、故

意または重大な過失によらざるものは

全部公務として扱うと規定したので

が、しかし二十九条には、公務であつ

ても重大な過失または故意の場合に

は、遺族年金を払わないとなつておる

こととの間の関連はどうなつておる

かという御質問に對しまして、私が

答へいたしました。それは衆議院にお

いてその点が配慮が足りなかつたこ

を率直に申し上げたのであります。こ

今よく前の援護法の規定をつぶさに

見ますと、それは一向に差しかえが

ないのでございまして、前段に故意

または重大な過失によらざるものは全部

公務死とするという規定は、二十九条

によつて何ら制肘を受けないことが明

らかなになりましたので、取り消しを

いたしておきます。

○山下義信君 私の質問に對する御答

弁を御訂正になりましたので、伺つて

おくのですが、そうすると、第二十九

条と今回御修正のこの故意または重大

な過失によるという公務死の範囲の

拡大とは全く同じであるとおしし

るのですか。一向差しかえないとい

うことは、全く同じであるということ

なです。もし少しでも相違があると

いうことになれば、二十九条と今回の

大修正との関連性いかにいふことを

私は質問をしておるのです。そのま

まにしておかれたのでは矛盾撞着はし

ないにしても、きわめて両者の関係が

いまいことして、今回の御修正に

よつて第二十九条を伺へばまた意味

とり方が違つてくる。第二十九条に

つて今回の御修正を伺へば修正の意

味が違つてくる。全く同じであれば無

用であるし、違つておるならばど

が間違ひになつておるかということ

を明にしておらなければならぬ。私

どもは第二十九条の規定と今回の御修正

の規定とが違ふというならば、ど

うのか、同じというのなら必要ない

じやないか、こういうことになるので

二十九条をそのままにして今回の第

四條の大修正をなされたといふこと

なら

ば、この関連性を明確にされてお

ければいけないであらうと申し上げ

たので、一向差しかえないとおし

したのでは、私は納得がいけない、こ

ういふことです。

○衆議院議員(山下春江君) その点は

田邊援護局長の説明を求めます。

○政府委員(田邊繁雄君) 二十九条が

ダブつてゐるではないかという御懸念は

ごもつともあります。ただし二十九

条はこれは援護法全般に働く規定で

ございまして、今回の改正規定と関係

ない場合、すなわち内地における死傷、

罹病の場合にはもちろんこの規定が十分

働く余地があるわけでありませう。

それから書く以上は何か特別の意味

がなければならぬといふ点は、私

どもも考へたのでございませう。従

つて先ほど申し上げました通り、重

要なる軍紀違反をやり、その結果軍法

会

二〇

議にかけられて一定の刑を受けてそれが原因となって死亡に至ったというような場合にまでも、この法文では年金をやる趣旨であるかどうかということになりまうと、常識的に考えますと、排除するのが妥当ではないか。しかし「故意又は重大な過失」というそのまゝ読んだ場合には、どうもその場合でも死亡の直接の原因は決して故意または重大な過失によるものではない、そう読まざるを得ないと思ひます。ただし、もしこれが間接に故意または重大な過失があった場合には、これはやはりこれは排除するのだ、こういう趣意だと了解いたしますと、この「故意又は重大な過失」ということを重ねて衆議院の修正案によつて変えた趣旨が若干違背してくるんじゃないかろうかと、こう考えるわけになります。これはそういう点までお考えになつて提案者がお書きになつたかどうかは存じませんが、できまして以上、二十九条との関連においてこれを法的に解釈する場合において、その解釈するのその説明ではないかと、こう考えるのでございます。

○委員長(小林英三君) お諮りいたします。この辺で一つ両案の質疑を打ち切りたいと思ひますが御異議ございませうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小林英三君) 御異議ないものと認めます。(異議ありと呼ぶ者あり)

○山下義信君 異議あります。本案の質疑を打ち切りますか、質疑を打ち切ると言つても、答弁でも問題が明確になつていないので、これをこのまま質疑を打ち切るといふことは反対で

す。これは時間をかけるかけないでなくして、問題を明確にして、このままでいいかどうかということだけは明らかにしてもらひたい。

○委員長(小林英三君) 今の御発言ですが、今のあなたの御質問に対する答弁があつてそのまゝ御発言がなかつたから、それで御了解になつたものとみなして委員長からお諮りをした質疑はないものと認めたわけなんですがね。

○山下義信君 わかりました。それでただいまの答弁を納得いたしました。それし、まだ質疑は私は残つておるので、それで質疑打ち切りには反対です。

○委員長(小林英三君) 質疑は打ち切つたんですが、宣告をしたんですが……。(それは何もそこまで言つてない) (と呼ぶ者あり)

〔速記をとめて下さい。〕

○委員長(小林英三君) 速記を始め

○阿具根登君 皆さんの意見が相当一致しておるようです、非常に長い時間費しておりますから、簡単に質問して提案者に今後の考え方を尋ねたいと思ひますが、私はこの法案に賛成なんですけれども、戦場というものをどういうふうに解釈しておるか、氣候、風土の異なる所というように解釈されておるならば、もつと戦場というものはよく考えなければならぬ。また銃弾砲火の落ちる所とするならば、内地にも落ちておる。なおまた、この考

えでは非常に広く優遇される考えでありますが、私は戦地にも、あるいは内地にもおりました。戦地の苦しいことも知つておりますし、内地の苦しいこ

とも知つております。しかも当時は焦土決戦、内地は戦場だという国をあげての事で、学徒動員が行われ、勤労報

国隊が統々となれない土地に来て倒れていった人がたくさんおりますが、こ

ういう人たちはどういふお考えを持

つておられるか、一応お聞きしておき

ます。

○衆議院議員(山下春江君) 氣候、風土の変化、あるいは終戦直前の戦線の混乱状況等を勘案いたしましたして、あと限り長くと思ひましたけれども、今回の修正は、いろいろ予算その他の制約もあり、私の考えておるその戦地、非戦地の別ということに對しても一つの考えを持つておりましたが、従来の戦地ということのワクの中で考えたのでありまして、従ひまして、今回あつて限り長くという、いわゆる故意または重大な過失にあらざるものは全部公務死と申しましたのは、従来言われておつた戦地の規定の中の人たちのことを考えたのであります。

○阿具根登君 この法案においては、それはわかりますから質問いたしておりませんが、今後この法案から出されてくるこういう問題に關して、今度は内地、あるいは準内地といふか、朝鮮、台湾その他の所でも相当な問題が起つてくると思ふのでございませうが、これに對する考え方はいかがですか、ということをお尋ねしておるので

す。

○衆議院議員(山下春江君) 今回の修正、遺憾ながら従来の戦地と考えられておりました範疇において行つたものと御了解願ひたいと思ひます。

○阿具根登君 将来におきまして、そういう不幸な人がおることは御承知の通りでございますから、ただいまは予算の範囲内においてというふうな政府の御答弁みたいなことを聞きまして、將來はそういう意味におきまして、將來はそういう人たちの十分救済するのだという御意思があるかどうかお伺ひしたい。

○衆議院議員(山下春江君) 全くそのような氣持を十分に持つておりつ、立案いたしましたのでございませう。

○山下義信君 私が質疑打ち切りに反對して、質疑がまだ残つておるといふことを申し上げたのですから、残つておる質疑だけをしておきます。

○衆議院議員(山下春江君) 発言中へんおそれ入りますが、本會議で私今日緊急質問をいたしますので、本會議のベルが鳴つたので、緊急質問時間中出てこいといふことですから……。

○山下義信君 長くないです。結局これはよくわれわれが遺族等援護法の改正で聞かれますから、明確にしておかなければならぬと同時に、これの改正の對象が非常に多くて、これを明確にしておかぬといふと、参議院の審議で「故意又は重大な過失」とは何ぞや、いかなる場合をさすかといふことが、まだ実は明確になつておらないのです。たつた一つ二つの例を出されたのです、私はたつた一つ二つの非常な稀有の例を出されたのでは問題が起ると思ふ。ですから、「故意又は重大な過失」といふのは一体どういふ場合か、少くとも五つや六つの例を出しておかれぬと、これは大へんなことになるだらうと思ふのです。それが一点であります。

もう一つは、もとより病の原因が戦地にあることは言ふまでもないことで

すが、内地に戻つて死んだ者にも及ぼすのです。これは蛇足な質問をするようであります。死んだ場所は戦地には限らぬのであつて、先ほど戦地々々とわれわれが質疑応答で言つておるが、政府原案では内地に歸つて一年以内に死んだ者として扱つてあつたが、これがすつかりそのしほりが除かれておる。そうすると、戦地で負傷もしくは病氣にかかつて歸つてきて、何年あつたに死んだ者でも私は衆議院の修正が及ぶと思ふが、その点はいかがですか。

それから第三点は、これは軍人または準軍人のみに限られてあつて、かような扱ひ方を軍属に及ぼされないのは何がゆゑであるか。先ほど榎原委員からも御質疑がありました。この戦傷病者遺族等援護法は軍人のみの規定ではないのだと、むしろこの本法の主眼たるものは、軍属を援つておる、準軍属を援つておるのが実は遺族等援護法の本体であります。しかるに軍人、準軍人のみに限つて、かような非常に、何といふか、画期的な扱ひ方を軍属に及ぼされなかつた理由は何かあるか。

この三点を明らかにしておいて下されば、あとは問題ありません。おそれくこの点が明確にならなければ、委員長は委員長報告を良心的になさることができないのではないかと思ふ。本案について慎重審議というふうな御報告には、私はさういふ報告書には賛成することはできません。この三点は問題の主眼です。これは明確にしておいていただかなければならぬ。私の質疑が残つておるといふことは無理はないと思ふのですが、委員長いかがですか。

○委員長(小林英三君) けっこうです。了承いたします。

○衆議院議員(山下春江君) 第一点の、少くともこういう不明確なものに對して明確にするためには相当な事例をここにあげる必要があるのではないかと、その通りだと存じます。

それから第二点の、戦地において死病した者が帰国後何年たってもそれは公務死として扱うということになるのだが、そうなのか、それでよろしいのか、そういう意味なのかということでごさいます。この点は、前に修正になつておりますが、範圍内と御了解を賜わりたいと思ひます。

それから第三点の、軍風を扱うことが非常に少かつた、軍人だけしか対象にしていない。これはごもっともでありまして、非常に多くのケースを出しまして研究をいたしました。明確な資料等の得られるものがきわめて時間的に少かつたために、満州義勇隊のみを今回取り上げたのでございまして、これをもちつて最後といふ考えもなければ、これをもちつて最善といふ考えでもございませんでしたが、時間的に資料等を得られない関係上、そのような措置をいたしましたのでございまして、その点は今後なお努力いたすつもりでございします。

○山下義信君 私はいまの御答弁では問題は明確になつていないと思ひますが、しかしこれ以上は委員会の御良識の判断に待つことにしまして、私は今の御答弁では明確になつていないと思う。ことに最後の御答弁は私の質問と違ひます。私の質問は、公務死の扱い方、公務死の範圍の広げ方を軍人並びに準軍人に限られたのはいかがで

すか、軍風をこういうような扱いにされたらいかがですかというのを聞いたのでありまして、満州開拓義勇隊をお入れになつたのは、これは本法の對象の拡大でありまして、公務死の認定の範圍を及ぼした問題とは違ひます。私の提起した問題は今の御答弁では明確になつていないと思ひます。ですから、委員長はこれらの問題が明確になつていないということを御報告なさるならば、ここで質疑を打ち切られてよろしうございします。(「打ち切り、打ち切り」と呼ぶ者あり)

○相馬助治君 山下議員の修正者としての意見を本院に表明された中で明白でありますように、非常な温情を持つてこの公務死の拡大をはかるというところに努力されたことに對しては、もう明白でございしますが、同一の精神に成り立つならば、第二十三条の遺族年金支給原因の拡大において、総動員法によつて徴用された者あるいは総動員業務の協力者で、そうして戦闘または作戦行動に關連する業務に従つていてそれぞれ負傷し死亡した者、あるいはまた國民義勇隊、そういう方々にまで支給對象の拡大をなぜはからなかつたんであるかという疑問を持つのでありますが、そういうことが問題になつたのでございしますか、別に問題にならなかつたのでございしますか、第一点として承わりたいと思ひます。

第二点は、第三十四条の支給予算の拡大において、支給對象拡大として満州開拓青年義勇隊の隊員に對して弔慰金を支給すると修正されたことに對しては、まことに同感でございします。ところが、同一の精神をもつて、軍の要請によつて事変地あるいは戦地において

その作戦行動に關連する業務に従つていた者であるとか、あるいは軍所屬の病院に勤務して傷病者の救護に従事していたこういうふうな人々をも、なぜ加えなかつたであらうかと疑問を持つのですが、修正案の成立の過程においてさうな方々が問題になつたのでございしますか、ならなかつたのでございしますか、また入れなかつた積極的な理由は何なのか、これらについて承わつておきたいと思ひます。

○衆議院議員(山下春江君) 第一点の、軍風に公務死の範圍の拡大を及ぼさなかつた理由につきましては、私も修正をいたした者といひましては非常に論議的といひたい、ぜひそういう情勢上、今回それを入れるに至らなかつたことを遺憾に存じておるのであります。

それから第二点の、満州開拓義勇隊だけ取り上げなくても、同様の趣旨のものがたくさんあるではないか、適用範圍をなせもう少し広げなかつたか、こういうことに關しまして非常に論議いたしました。資料の正確なものを得ないとかその他のことで、今回それをこれまた遺憾に存じておりました、今後そういう範圍にも努力をいたしたいと存じております。

○委員長(小林英三君) 両案に對する質疑は、この程度で終了したものと認めて御異議ございせんか。
○委員長(小林英三君) 御異議ないものと認めます。
それではこれより討論に入るのであります。まず未帰還者留守家族等援護

法の一部を改正する法律案につきまして討論をいたします。
ちよつと速記とめて。

○委員長(小林英三君) 速記始めて。それでは、討論を省略いたします。直ちに採決に入ります。未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律案につきまして採決をいたします。

○委員長(小林英三君) 全会一致と認めます。よつて本案は、全会一致をもちまして原案通り可決すべきものと決定をいたしました。

次に、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案につきまして、討論を省略いたします。直ちに採決することに御異議ございせんか。
○委員長(小林英三君) 御異議ないものと認めます。
それでは、討論を省略いたします。直ちに採決に入ります。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願ひます。

○委員長(小林英三君) 全会一致と認めます。よつて本案は、全会一致をもちまして原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本会議における口頭報告の内容、議長に提出する報告書の作成、その他の手続につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございせんか。
○委員長(小林英三君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(小林英三君) 御異議ないものと認めます。
なお、報告書には多数意見者の署名を付することになっておりますから、両案を可とせられる諸君の御署名を願ひます。

多数意見者署名
竹中 勝男 山本 經勝
阿具根 登 加藤 武徳
高良 とみ 田村 文吉
高野 一夫 有馬 英二
長谷部 ひろ 常岡 一郎
谷口 弥三郎 森田 義衛
山下 義信 草葉 隆圓
柳原 亨

○委員長(小林英三君) 次に、美容師美容師法の一部を改正する法律案を議題といたします。御質疑を願ひます。

○柳原亨君 今回御提出になりましたものを見ますと、理容所、美容所の構造設備を厳重にするという御趣旨の一端がうかがわれるのであります。が、その設備を厳重にするという意味はどの程度のことを考へていらつしやるのでありますか。

○政府委員(楠本正康君) お答えを申し上げます。現在のこの現行法並びに地方条例等におきまして、おおむねの施設の基準というものが定められております。ただ、最近では理容師でない者が理容師を雇ひ上げて業を営む者が増加の傾向にございします。その結果、ややもしたとすると、何ら責任がない第三者がこれら施設の基準を十分に守らずに業を始める者が出て参ります。従ひまして、今回はこれらの施設の徹底を期する意味でかような措置を講じたわけでございします。

○榎原亨君 私どもの聞き及びますところによりますと、理容師、美容師の方々に二つの団体がありまして、一つは学校教育を今まで通り拡充しようというお考えもありまして、一つは、徒弟制度ではございませぬけれども、各地の理容所、美容所において経験を積んだ者は受験の資格があるという方が望ましいということで、いろいろな陳情をしておられるように見受けるのでありますが、当局はどちらの方をおとりにするか。あるいはまたその受験の場合、あるいは補習教育の場合、あるいは実習の場合等におきまして、費用その他につきましてもどういふお考えでありますか。時間がありませんので、簡単に直截に一つ御答辨を願います。

○政府委員(楠本正康君) 御指摘のように、学校制度が是かあるいは徒弟制度が是かという問題につきましては、業界にかなりの意見があるように聞いております。その大体を申し上げますと、理容業界におきましてはほとんど一致して現行制度を是認いたしております。これに反しまして、美容界の一部には、ただいま御指摘のように、現行法よりもむしろ徒弟制度を可とする意見があるように存じております。なお、私どもといたしましては、これは前回の改正の際にも御答弁を申し上げました通り、学校教育一本建てようことは日本の現状として必ずしも適当とは考えられません。そこで私どもといたしましては、家庭の事情あるいは地理的關係等で学校に通学できない者に對しましては、通信教育の制度を設けて、これによってきわめて輕費でしかも完全な教育を受けられること

が一番合理的だと考えております。ただ、この場合、これまでただいま御指摘のように、現在それら通信教育に關する経費の点が必ずしも安くはない。そのために、せっかくのねらいでありますところの経済的に恵まれない人たちが、あるいは地理的關係で学校へ通えない人たちの助けにならないかとも存じますので、今後はこれらの通信教育に要します経費を思い切つて低額とするよう極力指導をいたしたい方針でございます。

○榎原亨君 ただいまの場合、厚生省当局の御努力は認めるのであります。が、たとえば教科書にいたしましては、通信教育の教科書にいたしましては、あるいはまた実習に使用します器具等につきましても、それらの業者でございませぬか何でございませぬか、そういう人々によつてボスの的な申しましては失礼であります。一応そういうような形において、非常に高価につくようなものを売りつけるようなことになつておられるのではないかと、非難もときどき聞くのであります。これらに對する方々はあまり裕福な人でもないのであります。従いまして、これらにつきまして当局は今後さらに御努力願えるのであります。その点についての御趣旨を政務次官から承わりたいと思ひます。

○政府委員(紅露みつ君) 学校一本建ていくということが、私どもはその資質の向上の上からはけっこうだと存じましたけれども、やはり経済上の問題が、現在の日本にはこれはなかなか重大でございまして、まあ二本建てにいたしまして、そして講義録によつて勉強

する、こういうことになつたわけでございますが、それは地域の關係もございまして、主としてこれは経済的問題がございまして、それから考えましても、現在の通信教育の教科書等も値下げをするようにという指導に力を注いでおります。従つて、器具とか薬品とかいふものにつきましても、極力これは安くそれぞれの手に入るように配慮いたして参りたいと存じております。

○田村文吉君 この法律は、業者は大體どういふ気分を受けておりますか。業者はこういう法律ができることを喜んでゐるのではありませんか、喜ばないのではありませんか、ちよつと伺ひます。

○政府委員(楠本正康君) これらの、今回法律改正の趣旨につきましては、おおむね妥協なところという判断から、業界においてもむしろ歓迎しておるのではないかと、かように考えております。

○田村文吉君 近ごろ法律がたくさん出過ぎまして、非常に迷惑しておる分が多い。あまりこういうことは、たとえは厚生省から各都道府県の知事にかゝるの点についての取締りをやれというくらいのことでは済むものを、わざわざ施設をこうせよとならぬという法律までお作りになる必要が、一体どこにあるのか。私はなぜこんなことまで厚生省はせよとならぬのか、こういうことを非常に不思議に思ふのですが、いわんや、今承わるといふと、業者が喜んでゐると。大體取締りを受けるといふことを業者は、普通ならば、きらうのです。きらうのに、それを喜んでゐるような情勢にあるということは、

何か隠れた御利益でもあるのですか、一つさつぱららんのところを聞かしていただきたい。

○政府委員(楠本正康君) 今回の改正の要点は、従来理容所あるいは美容所を開設した場合に、その取締りあるいは規制の対象となりますものは、もっぱら理容師、美容師の身分を持った者だけに限られておつたのが、現行法でございまして。と申しますのは、従来は理容師、美容師だけがとおむね営業をするという形で進んで参つたわけでありまして。ところが、最近では理容師、美容師を雇ひ上げまして、これによつて営業を行うものが逐次ふえて参つておる。ところが、現行法の建前におきましては、これら第三者に對しては何ら規制あるいは責任等が課してございませぬ。きわめて弱い使用人である理容師、美容師だけにこの責任が課してある現状でありますので、この点を改正いたしまして、第三者が経営いたします場合にも、理容師、美容師同様の責任義務というものを第三者の開設者に課しようというものが、この法案改正の要点でございまして。従いまして、従来弱い美容師、理容師が一部の第三者に使われてしかも責任が果せない、うまく行かない場合は、それが強圧的に開設者から命令されたことであつても、その責任をかぶる者は弱い理容師、美容師だけでありまして、かような点でむしろ理容師、美容師は今回の措置を歓迎しておるのではないかと、かように考えております。

○田村文吉君 在来のつまりそれを営業にして、自分はやらなければ、経営だけやる、こういうような人たちの数は相当あるのですか。

○政府委員(楠本正康君) 先ほどお答えを申し上げましたように、従前はこれらのものは特別な福祉施設以外にはほとんど見受けられませんでした。福祉施設としては会社工場等でもやつておるものもありました。現在は福祉施設でなく、営業として理容師、美容師を雇ひ上げてやるものが出て参つております。しかもこれらの場合に……。

○田村文吉君 どれくらい数があるか。

○政府委員(楠本正康君) これは全国的な調査はしてございませぬが、大體五％程度はあるものと、かように考えております。なお、この傾向は逐次ふえてつあるわけでございます。

○田村文吉君 営業でもつてそういうことをやっておる人々に對しては、都道府県で取締りする方法というのはないのですか。

○政府委員(楠本正康君) 現行法の建前は、理容師、美容師の身分を持った者だけを規制の対象にいたしておる。すなわち、第三者が営業いたします場合には何ら取締り根拠はございませぬ。

○田村文吉君 そういうものは、厚生省から都道府県の知事にあつて、かようなものもあるから、同じく取締りの対象にしてもらいたいというくらいのことでは済むことではないのですか。

○政府委員(楠本正康君) これは罰則を掲げておる關係もありますので、法的根拠がありませんと、少くとも現在の行政体系においては不可能かと存じます。

○田村文吉君 さつきお話が出ました学校の問題についても、実は私はいな

かの実例を知っておるのですが、ああいう法律ができたために、非常に子弟の多くが、二十里も三十里も離れた所へ通学をする、あるいは下宿をして非常に高い経費を払って学校へ入る。通信教育でその後でできる方法もできたようでありまして、従いまして、学校へ行かなくても済む方法がある程度までみえもありませんが、わざわざ離れた都会までやって勉強させておる。こんなことは私は一体悪政だと思ふ。政治の悪い面だと思ふ。

これと同じことで、こんな複雑な法律をお作りになるといふことは、いわゆる国民を苦しめるだけのもので、もっとも御利益のないものを、法律をお作りになつてはめんどうなことをなさる、こういうふうには私は考えますので、都会ならばあるいはそういうものが適合している点もあるかもしれないけれども、いなかへ行きまして、その設備がいいとか悪いとかいって、えらいやかましいことを——都道府県知事に一体取締りをまかしたらいいので、そういうところまで一体法律を作る必要があるのかないのか。私はないと、こういうふうには考へるのですが、しいてこれをお作りになるのには、何かはかに隠れたお考えでもあるのじゃないかと、こう私はそんなくしたくなるのです。そういう点、どうですか。

○政府委員(楠本正康君) 第一点のお話のございました、現在学校に通うことがなかなか困難である、そのためにせつかく理容師、美容師になりたいと思つても容易になれないという点につきましては、全く私もそのように考へております。従いまして、さような隘路を取り除きますために、従来の

ように見習いとして理容所、あるいは美容所で見習いの仕事に従事しておるそういう者が、一定期間の通信教育を受ければ、どこで見習いをしていても理容師、美容師になれるように、私どもは通信教育の道を開いてあるわけでございます。従いまして、学校へ行かなくても済む方法がある程度までみえもありませんが、わざわざ離れた都会までやって勉強させておる。こんなことは私は一体悪政だと思ふ。政治の悪い面だと思ふ。

それから第二点の、かような理容師、美容師の取締りあるいはその身分のごときものは、むしろ都道府県知事にまかした方がいいのではないかという御意見につきましては、これは私もちろんそういう考え方もございます。現に旧憲法の時代におきましては、これは警察命令として地方で自由にかような規制をいたしておりました。従いまして、その当時はただいま御指摘のようになつておりました。最近ではかように地方におきまして任意にやる措置というものはできるだけ幅が狭まりまして、法律で定めてゆくというのが現在の行政の建前でありまして、さような線に沿つておるだけのことでございます。

○田村文吉君 今の後段の御説明が、私どもと根本考へが違ふのです。東京のような所で監視所のお取締りなされる程度の問題と、もう山村僻地で麦を食つてようやく暮しておる、まあそこいらに水車小屋があつてそこいらに床屋があるというふうな所と、これをすべて一緒にして取り締まるという法律が無理なんです。一体そういうところに中央集権を働かせるということが、考へ方が根本に間違つてゐる、こう私は考へ

ている。なるべくさようなことは今日ではできるだけ自由に、みな各自自治体においてやれるような方法に考へてゆくべきことが、いわゆる民主政治のほんとうのあり方じゃないか。それを、何もかも、重箱のすみまで一体中央ではじくつて、こういう法律をきめておかないか、こう考へますので、どうしてもお作りにならなければならぬような何か隠れた理由があるのかどうか、こういうので私は実はお伺いをいたしておるのです。というのは、一体業者がこれがためにいいということをおっしゃるが、そんな、人をたくさんかかえて、その理容所なり美容所の経営をやろうというほどの人は、感容を厭にして、りっぱにして、それでお客をたくさん集めるといふことをむしろ考へるべきでありますから、決して設備が悪くなるはずはないはずなんです。であるのに、どうもそういう経営者を取り締まるのだといつておきながら、一方において理容師や美容師の方々がこの法律ができた方がいいのだと言われるところに、何かしら私どもの方にちよつと割り切れない、わからぬ点があるのですが、何かそこに理由があるのでしょうか。どうしてもそんなに、片いなかまでもこんな法律で取り締まなければならないほど重大な現在の欠陥があるのでしょうか、これをちよつと伺つておきたい。

○政府委員(楠本正康君) 第一点の、地方の実情に即して取締りを行うべきだといふ点につきましては、現在もそのように実施いたしております。従いまして、施設あるいは取扱の基準等は、細部にわたりますしては都道府県知事がそれぞれ地方の実情に応じて定めることと相なつております。それから次に第二点の点につきましては、これはこの業者がなぜこれによつて今回の措置を歓迎しておるかという点でございますが、これは従来理容師、美容師でない第三者の場合によりまして第三国人であります、いわゆるアウト・サイダーというふうな形で業界にデビューをしてきておる。このためにいろいろ弊害も、弊害と申しましようか、衛生上の弊害のほか、弱い理容師、美容師というふうなものの経営に支障を来たす、かような点があるために、こういうことは少くとも今は是正されるので、おそろく歓迎しておるのではないか、かように考へております。

○田村文吉君 このあたにも同じような法律があつて、議員立法として出てるのでありますが、今日の非常に失業者の多い時代に、各職業を持つておる方が、昔でいえば株ですね、株をみな確保したい、こういうふうな考へ方でみな出てきておられる。これは由々しいことなんです。もしさようなことがあまりにも行き過ぎますといふことになりまして、いわゆるほんとうの民主主義というものは行われなくなるんじゃないか、こういうことを私は心配してゐるんです。それで、これを実は法律を拝見したとき、内容を見ると、実に、そう申しては失礼ですが、くだらない内容なんです。要はそういう株を作つてやろう、こういうふうなふう私には見えますので、何か隠れた目途があるのじゃないか。このあたりにクリーニングが出ておられます。クリーニングの業者の方の御陳情を承わつてお

るんですが、内容はきわめてわずかなものであるが、何かしら自分たちの特権とか株とかいふものをきめていきたい、こういうふうになされては、今日の時代の失業者が多くて困つておる場合に、一人でも二人でも一つ救つてやらなければならぬ時代に、お互いがバスに乗つた限りにおいては他人は乗せぬ、わしだけはバスに乗つてゐるんだ、こういうふうな考へ方に持つていくといふことは非常に危険な考へ方だ、こう私は考へますので、なぜ一体厚生省がお作りになるのだらう、こういう疑念を持つたわけなんです。なお、それについて、そういうわけじゃなくて、ほかの原因でおやりなさるなら、あくまでもこういうこととて、さういふ絶対必要がある、こういうこととなら、そういうことで答弁を伺い、議事を進行していきたいと思います。

○竹中勝男君 私はこの法律の趣意には大体賛成していいように思ひます。が、わからないことが相当ありますので……

○田村文吉君 答弁が済んでおらない。○竹中勝男君 失礼しました。○政府委員(楠本正康君) お答え申し上げます。隠れたところといつても、別に深い面もございません。ただ、先ほどもお答えを申し上げましたように、現在、第三者が理容師、美容師を使ひまして営業するものがふえてきた、ふえる傾向にあります。これら第三者として営業するものに対しては、何ら規制が加えられておらぬわけですから、これは片手落ちだから、理容師、美容師同様、第三者が営業する場合にも若干

るんですが、内容はきわめてわずかなものであるが、何かしら自分たちの特権とか株とかいふものをきめていきたい、こういうふうになされては、今日の時代の失業者が多くて困つておる場合に、一人でも二人でも一つ救つてやらなければならぬ時代に、お互いがバスに乗つた限りにおいては他人は乗せぬ、わしだけはバスに乗つてゐるんだ、こういうふうな考へ方に持つていくといふことは非常に危険な考へ方だ、こう私は考へますので、なぜ一体厚生省がお作りになるのだらう、こういう疑念を持つたわけなんです。なお、それについて、そういうわけじゃなくて、ほかの原因でおやりなさるなら、あくまでもこういうこととて、さういふ絶対必要がある、こういうこととなら、そういうことで答弁を伺い、議事を進行していきたいと思います。

の同様の規制を加えようというのが趣旨であります。それによりましてどういふ点から隠れた点が出てくるかと申しますと、おそらく従来相当の資本を授けて理容師、美容師を雇って仕事をしようとするのは、結果としてアウ・サイダーのような形で業界を混乱させる傾きにあったのではないかと。特に第三国入等の場合にはその傾向が強いように思われます。従って、かような点が是正されますので、かような意味はおそらくこれから来る隠れたところと言えは言えるのじやなからうか、こゝ考えております。

○榊原亨君 たいだいま田村先生がお話になったのであります。このころ師と士、お師匠さんの師とさむらいの士と、これがだんだん、各業態が全部士とお師匠さんになってしまふ、こゝういふようなことなんでありまして、昔は、御承知のように、写真師、薬剤師、師匠のところであります。ところが、士と師匠とふえてくるのであります。士と師匠という名前をお付けになるその業態は、どういふ種類のものがその範囲に属するといふ厚生省の御方針がどうあるか、あるいは業態が特殊の技能を持っている者はみな士とお師匠さんにしてしまふといふお考えでありますか、当局の御方針等をこの際承わっておきたいと思ひます。

○政府委員(紅霞みつ君) お師匠さんと士だけになつてしまふといふお言葉でございますが、おっしゃられてみますと、ずいぶん士とお師匠さんが多いようでございます。しかし厚生省の方針といたしまして考えておるようなことはございません。やはり習慣に従つ

て、自然とできてしまつたと申し上げるよりはかたがたと思ひます。別段今後これをふやそうとも減らそうとも存じておりませんので、これは耳新しいことを伺つたような氣さえた次第でございます。

○榊原亨君 私が申しますのは、かみ師に申しましたのであります。結局身分法を制定する業種はどういふ場合であるか。これは特に国民の保健衛生上、こゝういふ身分法を制定しなければならぬ業態であるか、あるいは国民の経済発展の上に特にこゝういふ業態ならば業態であるかといふ、大体その場合に身分法を制定するといふ当局の御方針がなければ、全部の業態が士と師匠になつてしまふ。身分法を制定するといふことになると、先ほど田村先生がおっしゃいますように、やたらに法律を作つてくるといふことになるのであります。その点を私はかみ師に、紅霞さんが女でありますから、申し上げたつもりであります。

○政府委員(紅霞みつ君) やはりこれは一応技術を持っておりまして、しかも保健衛生という意味を取り入れておるものが現在多いと存じますが、一応技術を持っていてといふようなことに該当するのではなからうかと存じます。

○榊原亨君 これは大へん失礼でございますが、事務当局からはつきり承わりたい。各種の技能を持っており、技術を持っておる業態のお方に對しまして、士でも何でもいいのですが、身分法を制定するといふ場合はこの場合だといふ大體の御方針がなければ、日本中のすべての業態はみな技能を持って、いるわけになるわけでありまして、み

んな身分法を制定するといふと、非常に数が多い身分法が次々と出てくると思ふのであります。その点当局の御方針がどういふものかと思ひます。それはどういふか。事務当局からお答えいただきたい。

○政府委員(楠本正康君) これは他の行政にも関連して参りますので、私からお答えを申し上げるのにはあるいは不適当かと存じますが、私どもは、ただいま政務次官も申し上げましたように、確立した一つの技術性を要し、しかもその技術性の欠如によつては公衆衛生上かなりの危害を与えるといふものに対しては、身分法を制定していいものと考へております。しかしながら、この範疇がかなり最近安売りになつていふやせぬかといふ点につきましては、十分反省をさせられております。果してその範疇に入るかどうかといふ点につきましては、おそらく疑問のあるようなものもあると存じておる次第であります。

○竹中勝男君 関連して……。公衆衛生上あるいは保健衛生上、理容師、美容師、私は、理容師といふのは床屋のことですね、それは行つたことがあるからわかつておられますけれども、美容師にはまだ行かないものですから、どういふ点が、たとえば薬品などを相当使う業務なのですか、どういふことを美容師がするのですか。爪を染めたり、眉毛に毛を植えたりする、頭を染めたり、あるいは髪を植えたりするに植えたりするやうなことでやるわけですか。どういふ点——相当薬品を使いあるいは医療に似たやうなことでやるわけですか。まずその点伺いた

い。

○政府委員(楠本正康君) 美容師は、一応包括的に考へておりますことは、髪形を直す、しかもこれをパーマネントその他の形によりまして、髪形を主として直すことを包括いたしております。しかしながら、最近はいよいよ御指摘のように、たとえば爪を染めるとか、あるいは最近はいよいよ全身美容といつて脂肪を減らすとか、あるいは色を白くするとかいふ、いわゆる全身美容の域にまで進んで参つております。しかしながら、これらは現在全身美容はいまだ確立もされておられませんので、私どもはいたしましては具体的にはこれは取締り規制等は考へていないわけでありまして、これらの点はもつぱら将来の発展いかんによつて解決されるべきものだと、かように考へております。

○竹中勝男君 私のお伺ひしたいのは、相当薬品を使って、人間の顔を漂白したり、それからこのごろ頭の毛を紫色に染めたり、それから相当電氣を使うらしいのです。頭に何か潜水夫みたいなものをかぶしてそのために危害があるものか。相当これはやはり公衆衛生局としては取り締まる必要があるのじやないか。ことに保健所との関係はどうなつておるか。こゝういふ人間漂白、いろいろさういふ頭の毛を抜いたり、植えたりはしないかもしませんが、縮らしたりしますのに、電氣をかけたたりいたしますから、これは美容術以上に相当危険があるのじやないかといふ氣がしますものですか。……

○政府委員(楠本正康君) 先ほどお答え申し上げましたように、現在はいとして髪に電氣をかけたたりいろいろ

る操作をいたしまして、髪形を整えることを一応包括して一つの美容の對象としております。この場合にはもちろん、以前取締りをしなかつた時代には、これによりましてたとえばシラミが流行するとか、あるいは禿頭病が流行するとか、いろいろの事故が出ておりました。最近それらの点は一応防いでおる現状であります。ただ、将来発展するたうと考へられますと、たとえば爪のマニキュアあるいは全身美容等が、現在はいく一部の人々が実施をいたしております。従いまして、いまだこれに弊害ありとして規制を加えるところまで至つておられません。将来これらのものの発展の状況によりましては、あるいは爪を染めて病氣を起す、あるいは色を白くさせようとして薬を使つて弊害が起るというやうな事態が現われますれば、これを規制をしていく必要があらうかと思ひますが、これらはいづれも今後の発展の状況を見てからの問題だと、かように考へております。

○竹中勝男君 衛生設備については、保健所ですか、どういふ所でそれを監督というか、監査されるのですか。

○政府委員(楠本正康君) これは現在は保健所がこの監督に當つております。

○田村文吉君 ちやうど話が出ましたが、今のやうなところ、保健所が取り締り方、あるいはまた法律を作つて取締り方法を考へるとかいうやうなことはわかるのですが、今お出しになった法律案といふものは、これは問題に簡単なやうだけれども、日本の経済機構の根本に触れる問題なんです。というのは、徳川時代にはいろいろな

名前で座とか株とかいうものがござい
ました。いかなる商売でもある軒数以
上はふやさん。それからふる屋さん、
床屋さんなどは当然きまつておる。そ
ういうふうにして株を与えてやって
いった。こういうこともいわれる徳川
期における時代として当然のあるいは
善政であつたかもしれぬ。これは無理
やりに競争をしてやつたんでは共倒れ
になるから、つまりある程度まではや
むを得ないというので、座を作り株を
作り、そういうものを作つてきた。そ
こでさつき榎原先生からお言葉が出た
のですが、一種の職業法というような
ものをおきめになる御精神があると、
みんなあらゆるものについて名前が士
とか婦とか、何でもいいですよ、そう
いうようなお考えを根本にお持ちに
なつて、こういうものを今後容認して
いらつしやるというおつもりか。そう
いうことであると、私は問題が非常に
大きいと思う。そこで、ひとり厚生省
だけの問題ではないのであります。こ
ういうことについてはよほど慎重に
お考えにならなければいかぬの
じゃないか。こういうことは将来、昔
の座だとか株とかいうようなことで、
ある程度的人数以上はある町ではふや
さないというふうなことをお考えに
なつていふのであるかどうか。ねらい
としてそういうことが業者の中にある
と思う。業者のねらいところはそこに
ある、そういうことをお考えになつて
お進みになることも、絶対悪いとは言
いませんよ。あるいはそういうことが
必要な場合も職業によつちやあるかも
しれない。あるかもしれないが、そう
いう大きな目から見てもお考えになつて
いるのかどうか。これを一つ、次官で

もけつこうですが、次官が何でしたら
一つ局長からお話をいただいて、大臣
がどういう意図を持てているのかとい
うことを伺ひたいとお思いま
す。

今も冗談に話が出たんですが、しま
いには便所のくみ取りもくみ取り士と
いうようなものができてるかもしれ
ない、こういうことを言われるんでは
が、私はあまりに職業、々々といつて職
業法をお作りになつていくよりは、こ
ういうことは地方へまかせて、地方で
適当にやつていくのがほんとうじゃな
いと思う。こういうことは厚生省が基
本的に御触れになることは間違ひじや
ないかというのを考えますので、根
本方針をお伺ひいたしておきます。

○政府委員(紅露みつ君) 田村委員か
らは先ほど来、株というようなことに
ついて御心配をいたしておるようで
あります。自分さえよければあと同業
者をふやさないというふうな業者の気
持、そんな気があつて、それをまた
助けるというふうな方針でむやみや
分法をこしらへてゐるんじゃないか、
今度のようない改正が行われてゐるの
じゃないかというふうなお話でござい
ますが、そんなことは絶対ございま
せん。株を確保してはかの人を営業せ
めないというふうな考えは全くござい
ませんし、また事実相当数の理容師、
美容師が養成されつづつありますので、
やはり人口の増加とともにこれは自然
とふえていきまふもので、これを押え
るつもりは絶対にございません。

それから地方々々で取り締めるよう
な問題、たとえば今度の理容師にしま
しても、保健所で監督をしていつたら
いいじゃないかというお考えについて

も、私どもそれはごもつともだと存
じます。それから身分法をむやみに作つてい
くというのに対して御指摘でござい
ますが、ほんとうにそうした傾向がず
いぶんございますようですが、その点
はむやみや身分法を作つていくような
方針はございません。作らなくてもよ
ろしいようなものはこの際作りたくな
い、ぜひ作らなくてはならないとい
うものについては、だんだんと改正もい
たしますし、必要欠くべからざるもの
については考えもいたしましてしようが、
むやみやこういうものを粗製乱造して
いくというふうな考えは持つておりま
せん。厚生大臣におきましてもそうい
う考えでおられることはたしかでござ
いまして、この点は私から申し上げて
矛盾しないと思ひます。

○田村文吉君 私はいまだ法律で
ありますれば、とやかくは申しませ
んが、今後厚生省がなおなお、こうい
うことをお考えでお進みになるというこ
とは、非常に危険がある。議員立法で
おみやげのいろいろな法案が出てくる
のは、それは私は何が出てきてもいい
と思ひますけれども、厚生省が役所と
してお出しになる場合においては、そ
ういう見地ではよほど慎重に考へて御立
法なさらぬと、とんでもない間違ひが
できる、こう考えますので、以上のこ
とを質問とあわせて御警告を申し上げ
て、私は審議をお進め願ふことを希望
いたします。

○相馬助治君 童謡に、「お山の大将
おれ一人、あとから来る者突き落せ」
という歌がありますが、この法律が
そうだというのじゃなく、やはり一
般の身分法というものが持つ必然的な

運命といひますか、それが今言つたよ
うな童謡みたいなことになることを懸
念されて、榎原委員、田村委員からお
話があつたのだと思う。

そこで理容師美容師法の一部を改正
する法律案が議会で問題になりまし
た。ところが、業者の方から手紙が参
りまして、私は最初の一通目を見た
とき、どこか直してくれ、あるいは反
対だといふのかと思つて見たら、そう
でなかつたわけなんです。そこで私つら
う考へてみますのに、今度のこの法
改正によつて既設の事業所ですね。こ
れに対する指導監督の強化というもの
が当然あるであらうということをお予
想するわけです。いわゆる今までの特
権のものはとめておく。あとからく
るものはなかなか大へんなんだとい
ふのじゃなく、あとからくるものはな
かなか大へんだ、それで私はいいと思
ふ。国民の重大な公衆衛生に關連する
事業ですから、厚生省としてはこうい
う法改正をやつて厳重に措置するの
はいいと思う。問題は、既存のものに
してこれと並行した一貫した統一的な
政策がどういふふうに出されるの
かといふところに問題があると思ふ。

従つて、本法に關連して、榎原、田村
委員が心配するような点のあること
を含めて、この際部長からこれらの諸
点に關する総合的な見解を承つてお
きたい。

○政府委員(楠本正康君) 御質問の
点はまことにごもつとも存しており
まして、これは決してあとからくるもの
をなすたけむつたしくするとか、ある
いは既得権擁護をするとかいう意味は
毛頭持つておりません。ただ、従来は
単に届出さえすれば自由にできたもの

を、今後はさらに検査をするというこ
とになりまして、少しくむつかしく
なつておるやうでございしますが、しか
しこれは既得権のものに對しても同
じように、従来といふことも監視が行
れておるわけにございします。従つて、
そこには何ら、新しきものに對しても
あるいは既得権業者に對しましても、
何ら差等はないわけにございします。こ
れは同様に検査を受ける責任を持つて
おるわけにございします。従ひまして、
今後たゞいま御指摘のやうなことをよ
く注意いたしまして、運営して参りま
すれば、むしろ公平になるのじゃない
か、こう考えます。ただ、従来は届出
でさえすればいいのだ、ことに第三者
がやる場合には、何ら罰則もなければ
責任がない。そういうやうなことで、
何をしてもいいというものをこむし
る私はなほだ片手落ちの現状ではな
かつたか、かように考へておる次第で
あります。

○相馬助治君 従来の届出だけでよ
ろしいという場合には、このやうな問
題は現実にはどう外置してゐたのでし
ょうか。各府県ごとによつて、美容師な
ら美容師、そういう事業所を持つ場合に
は規格があらうと思ふ。そうすると、
届出によつてその業務が始まつた、
監視をして検査した結果、規格に合
ていない、きつめて非衛生的である、
警告を發した。業者が聞かなかつた、
こういうやうな事例のときには、どう
いう行政措置をやるのですか。

○政府委員(楠本正康君) 現在その届
出を受けまして、さらにあとで調べま
したところが、規格違反であつた、き
つめて不衛生な状態であつたというよ
うな場合には、これは最終的には改善

を、今後はさらに検査をするというこ
とになりまして、少しくむつかしく
なつておるやうでございしますが、しか
しこれは既得権のものに對しても同
じように、従来といふことも監視が行
れておるわけにございします。従つて、
そこには何ら、新しきものに對しても
あるいは既得権業者に對しましても、
何ら差等はないわけにございします。こ
れは同様に検査を受ける責任を持つて
おるわけにございします。従ひまして、
今後たゞいま御指摘のやうなことをよ
く注意いたしまして、運営して参りま
すれば、むしろ公平になるのじゃない
か、こう考えます。ただ、従来は届出
でさえすればいいのだ、ことに第三者
がやる場合には、何ら罰則もなければ
責任がない。そういうやうなことで、
何をしてもいいというものをこむし
る私はなほだ片手落ちの現状ではな
かつたか、かように考へておる次第で
あります。

命令を出します。なお聞かない場合には、これは一時業務の停止処分をすることができると相なっております。しかしながら、第三者がやる場合には、現行法におきましては何ら規制を加えることができないわけでありまして、そこに一つの矛盾がありますので、今回改正の措置をとったのでございます。

○竹中勝男君 私はさつきは関連的な質問をしたわけですが、田村さんや藤原さんの身分法という考え方に對して、私は多少違つた意見を持つております。そういう意味では、そういう立場から美容師というものが社会的な職業としてはっきりして行くというところに私は賛成なわけですが、特に女子の職業領域としての美容師というものを、健全な社会的職業に仕立てるという必要があると私は考えておる。そういう意味で賛成しておるわけでございます。

○政府委員(楠本正康君) 美容師に限らず、すべてお互いに仲間割れをせず、互いに切磋琢磨して発展して行くという態勢は必要だと存じます。従いまして、きよな意味で私どもといいたしましては、業界全体が一致して、お互いに向上して行くことを大いに望んでおります。しかしながら、美容界につきましましては、ただいま御指摘がありましたように、まことにまとまりませんので、いろいろ派閥があるかに聞いております。従いまして、お互いに足を引つ張り合ひつことをする等の現状であります。これらの問題は、むしろ日本の女性のためにはなだ遺憾と考へておる次第でございます。

○竹中勝男君 それでは、あん摩、はり、きゆうの場合に無免許の者が相当現在あるわけでありまして、同じよ

者の規則や申し合せを作つて、その業務に對して發展するような基礎を作つてゆくべきだと思ふのですが、どうも美容師の女の人たちに話を聞くと、話

がばらばらなんです。反対のような立場から、両方で陳情してくるようなところもありますし、あなた方はなぜ組合がないのかと言つと、なかなか組合ができませんと、こういうところに私は女子の職業として今社会的に相当重要な位置を占めつつある美容師が、やはり法律によつて一応はそういう身分というものがはっきりして行くことは必要だと私は考えておりますが、組合などを作ることに對して、厚生省としてはどういう方法を奨励されておりますか。されておるとすれば、この組合の現状はどういうようになっておりますか。そういう点を第一にお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(楠本正康君) 美容師に限らず、すべてお互いに仲間割れをせず、互いに切磋琢磨して発展して行くという態勢は必要だと存じます。従いまして、きよな意味で私どもといいたしましては、業界全体が一致して、お互いに向上して行くことを大いに望んでおります。しかしながら、美容界につきましましては、ただいま御指摘がありましたように、まことにまとまりませんので、いろいろ派閥があるかに聞いております。従いまして、お互いに足を引つ張り合ひつことをする等の現状であります。これらの問題は、むしろ日本の女性のためにはなだ遺憾と考へておる次第でございます。

○竹中勝男君 それでは、あん摩、はり、きゆうの場合に無免許の者が相当現在あるわけでありまして、同じよ

うに無免許といひますか、無資格の美容師が相当あります。

○政府委員(楠本正康君) 現在私どもが調べました範囲におきましては、無免許の美容師が美容師と称して業に従事しておるものはないと存じます。ただし、しかし見習いと美容師の資格を持つたものと業務の区別というものが、多少困難な点がある場合がござい

○竹中勝男君 公衆衛生上危険と思はれる点は、どういふ点なんですか。今後取り締まらなければならない、規制してゆかなければならぬと思はれる点は、どういふ点にあるのですか。

○政府委員(楠本正康君) 公衆衛生上は、申すまでもなく、たとえば皮膚病の蔓延、あるいはその他衛生上の危害を私どもは防ぐことが、公衆衛生上の目的だと考えております。

○竹中勝男君 もう一つ。今後、無免許の者が修業中の者が相当就業してゐる者がいると訴へられる。そうして、それが結局もぐりのようになって、ほんとうの美容師の業務を圧迫して行くという陳情を、私はたびたび聞いておりますが、しかしながら、また一面からいへば、自然淘汰で、下手な美容師はなくなるから、しつかりした者が、その設備をよくして技術をよくすれば、そんなものはおそれる必要はないといふふうに私は見ているのです。この法律を作られて、そういう目的は相当達せられると思はれますか。

○政府委員(楠本正康君) 現行法におきましては、第三者が無資格者を使用いたしまして業を営んでも、何ら規制の道がございせん。しかし今後は、

第三者が無資格者を使用した場合には、これは処罰を受けますので、かような点は改善されてゆくものと、かように考えております。

○長谷部ひろ君 ちよいとよい機会だと思ひますので、ちよつとお伺ひしたいと思つてございまして、美容院に

○政府委員(楠本正康君) 現在美容料金並びに美容料金は、いづれも野放しにしております。従いまして、利用者が適宜しんしやくをして、解決をしてゐるわけでございます。しかしながら、最近私どもが承知しておりますのは、きわめてそこに大きな幅があり過ぎまして、かえつてこれが混乱のもとになつてゐるかに聞いております。しかしながら、私どもとしては、これらの料金を統制するというような気持は現在のところ持つておりません。ただ、あまりにも高い料金というようなものもどうかと思ひます。従いまして、私どもとしては、現在十分慎重に研究をいたしまして、ただいま相当幅を持った範囲内で料金というものを定めまして、今後業界を指導したいといふ、かように考えております。

○長谷部ひろ君 もうちよつと……幅を持ったちよつとありますけれども、あるお店へ参りますと、コールド・パーマで五百五十円くらい、あるお店へ行きますと、それが千五百円くらいになつてくるわけなんです。そ

れで、それだけにどこが違うだろうと思ひますと、大して違いはないわけなんです。そういう状態を監督になつて、そんな幅を持たせるなんというところをおつしやらないで、大体おきめになつた方がいいんじゃないかと思ふのです。その点を……

○政府委員(紅露みつ君) それでは経験上私が答え申し上げた方がいいかと思つてございまして、このころコールド・パーマは、特に差別があると思ふのです。大へん高い所と安い所がございまして、竹中委員は電氣を使つたというお話だけございしましたが、現在では電氣を使う方は少なくなつて、薬品で電氣のようにいたします。それはやはり電氣をかけますよりも高くつておるわけでございますが、その薬にもいろいろあるようでございまして、安い薬を使つておる所では料金が安い、高いい薬を使つておる所では高いらしいのでございまして、大へんに開きがあることは私もよく聞いておるのでございまして、やはり高い。

まあ現在、今部長からお答え申し上げましたように、野放しにしてございまして、一応組合でもつてそれぞれきめておるようでございまして、その中にも多少差があるのでございまして、それは私はあまりまあ規制をせぬでもよろしいのではないと思ひます。その点は長谷部委員とちよつと意見が違つたのでございまして、やはり薬のいいのを使うばかりでなく、ずいぶん丁寧に扱ふ所と、またほんとうにパーマをやつたばなしにただかけるだけというやうな所もございまして、やういふやうなところは、やはりそれぞ

れの経済状態に応じたものがあつても

差しつかえないのじやないかと思ひます。それで高い料金をとってやはり粗末なやり方でございますならば、自然と淘汰されていく。客が少なくなるのではないかと思ひます。まあ大へんに幅のあることは確かでございますが、これが上手に規制できて、どなたにもあまり粗末な扱いをしないで、またばか丁寧なこともしないで、ならして行けるといふ行き方も生まれてくれば、それでいいと存じますけれども、やはりその違いは主として業にあるようにございませう。

○森田義衛君 先ほどちよつと政府委員の説明を聞き間違えたかとも思ひますが、それに関連しましてお聞きしたいと思ひますが、先ほど美容師、美容師では免許を有していない者が現在有しているものの中で従事している者がある、これが今度の法律改正によつてそういったものがなくなるであらうといふたようなお答えがあつたのですが、実は私手元にもらつておりますが、公衆衛生局の資料によりますると、業者の中で東京都内における美容所、美容所の開設者内訳調べというのがございまして、これに免許を有する開設者、免許を有しない開設者というものが、美容所も美容所も、ともにあるわけですね。こういったものが現在開設者の中にもすでにあるのではないかと、これはどういふふうな大体のお考えになつていらつしやいますか。

○政府委員(楠本正康君) 美容所、美容所を営業として開設することにつきましては、別に資格というものをきめておりません。従ひまして、素人が第三者として美容所、美容所を開くことは、今後もしつかえないわけではございません。ただ、先ほど御説明申し上げましたように、そういうものに対して、今後は、美容師、美容師同様に規制を加えていきたい。かような点でございます。

○森田義衛君 そういたしますと、別に、現在免許を有した業者なりあるいは免許を有しない業者でも、これについての保健衛生上の実際上取締りの対象として、その間の差異はないわけではございませんか。

○政府委員(楠本正康君) もちろん第三者が開設いたしましたも、あるいは美容師、美容師が開設いたしましたも、取締りの間の差異はございせん。ただ、第三者に対しては何ら罰則その他の規制がございせんので、やつてもどうも手がつかない。これだけのことでございませう。

○森田義衛君 今後、それじゃこの法律の改正によりまして、それがやつぱり同一の規制を受けて、それで取締りの対象としてうまく運用できるということが言えるのでございませう。開設をだれがやろうと、今後ともかまわないのだ、ただ従事する者が資格を有する者でなければならぬのだ。開設者に対してそういったような義務づけを大体要求しているんじゃないかと思うのですが、それが、そういった者がこの中に、何といひますか、今度はそういった資格の者でなければならぬのだというふうなきき言われたのです。その点で取締りの対象として別に差異はないのですか。

責任には差別はございせん。従つて、取締りにも差等はございせん。ただ業を営む、実際の理髪行為あるいは美容行為を実施いたします者は、これは今後資格者でなければ行為は実施できないわけではございせん。

○委員(小林英三君) 他に御質問がなければ、質疑は打ち切つたものと認めて御異議ございせんか。

○委員(小林英三君) 御異議がないものと認めます。

それでは、これより討論を省略いたしまして、直ちに採決に入りたいと思ひますが、御異議ございせんか。

○委員(小林英三君) 御異議がないものと認めます。

○委員(小林英三君) 全会一致と認めます。よつて本案は、全会一致をもちまして原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本会議におきまして口頭報告の内容、議長に提出する報告書の作成、その他の手続につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じます。御異議ございせんか。

○委員(小林英三君) 御異議ないものと認めます。

なお、報告書には多数意見者の署名を付することになつておりますから、本案を可とせられた諸君の御署名を願ひます。

多数意見者署名

竹中 勝男 山本 經勝
加藤 武徳 田村 文吉
榊原 亨 有馬 英二
長谷部 ひろ 谷口 弥三郎
森田 義衛
○委員(小林英三君) ちよつと速記をとめて。

○委員(小林英三君) 速記を始めて下さい。

次に、覚え、刑取締法の一部を改正する法律案を議題といたします。御質疑を願ひます。

○高野一夫君 提案者に伺ひたいのでありますが、従来覚せい剤の取締りにつきましては、参議院の厚生委員会に立案をせられ、昨年また相当期間慎重調査を重ねた結果、同法改正案の議員立法を出して、衆参両院を通過したわけでありませう。そこで今回の改正案を見ますと、非常に広範囲にわたつた改正案である。しかもその内容は、われわれがかつて参議院ですら調査済みあるいは検討済みな点があるためこの改正案の取り上げられておるわけですね。そこでそういう点について私は伺ひたいのでありますが、私の伺ひたいのは、一つ一つここに法務省関係がおいでになつて、そうして提案者の御説明を聞いて、それに対する法務省の昨年改正した後の経過並びにこれに対する見解を伺はぬといふと、どうも次の質問がしにくいのでありませう。そこで取りあへず早川さんに伺ひたいのでありますが、この罰則の効果から、従来五年ないし七年を標準にしておつたのが、今度は七年ないし最高十年になつておるのでございませうが、昨年参議院で改正しました五年ないし七

年という罰則でなせなければ、七年ないし十年に上げなければならぬのであらうか、この点について一点、まづ伺つておきたいと思ひます。

○衆議院議員(早川崇君) この点に關しましては、私は二点改正の理由を申し上げたいと思ひます。

第一点は、アヘンとかヘロインとか、いわゆるあへん法、麻薬取締法による罰則が、常習者は一年以上十年となつております。覚せい剤は、私の見解では、アヘン、ヘロインよりも精神分裂症、精神異常を來たすというおそれるべき弊害がございまして、アヘン中毒者の場合には、自分自身は非常に弊害があらはれますけれども、人を殺したり、あるいは傷害を加へたりする精神異常の弊害を起さない。ところが、ヒロポンの場合には、高野委員の御承知のように、患者が精神異常をきたして人を殺したり、また家庭内であつたうするに、親が子を殺したりといふような事犯が非常に多いのです。従つて、これをヘロインあるいはあへん法における罰則よりも特に軽くしておくと理由はないのでございまして、むしろ私はこれは間接的殺人だと思ひます。ヒロポンの製造業者なんかは、従つて、私の氣持としては、最高無期にまでしたい氣もするのでございませう。とりあへずアヘン、ヘロインの麻薬取締法による罰則と同じ程度まで引き上げて、一そうこの弊害を徹底的に直そう、こういう趣旨以外にはないのでございまして、特にこの説明書で申し上げました一年以上十年とするこのもう一つの理由は、御承知のように、北鮮人が非常に製造業者に多い。しかる場合に一年以上の懲役とい

うことで縛っておりまると、国外退去、本国送還ということが可能になるのであります。判例を見ますと、非常に低い判例でございまして、この際百尺竿頭一步を進めまして、あへん法、麻薬取締法並みに改正をいたした、こういう理屈でございます。

○高野一夫君 從來寛せい刑の違反者に対する処罰が極めてルーズであったというのは、検察庁も一半の責任がありましようが、それよりは裁判所における判決が極めて軽いのではないかと。昨年われわれが改正する前が三年であった。その三年の刑があるにもかかわらず、ほとんど刑の処罰を受けたものがない。裁判所にいきますというのと、大い何力月、しかもそれが執行猶予である。こういうところに密造も絶えず、それから所持のほか施用の違反者も絶えなかったという原因があるということが、昨年長い間のわれわれ委員会における調査からわかってきたのであります。そこで、いかに刑を高くいたしましたとも、検察庁が十分その気になってこれの摘発検査に当り、そして裁判官が適切な判決を下さない限りは、何にもならないということがわかって参りました。そこで検察庁に言わせれば——あとで見えましようが、言わせれば、われわれの方は相当重い三年に近い昇刑を要求するのであるけれども、裁判所の方に於いてはほとんど一月あるいは六カ月、しかもそれも執行猶予というような判決になって、非常に軽くこの違反者を見ている。これが検察庁としても非常に困っているのだ、こういうお話があったわけでありまして、従いまして、刑の重い軽いということが主でなくし

て、いかにこれを処分するかということに、私は一に判定いかん問題がかかっていて考えた。そこで三年を五年にし、あるいは常習者は七年にする、罰金も五十万まで持つていくということにしたらどうかということいろいろ打ち合しましたところが、そこまでいって今後裁判所で判事にこの寛せい刑違反行為がいかに重大なる問題であるかということをよく反省してもらうならば、一年以上の相当の重い刑の判決を下すことができる、こういうことでありまして、当時麻薬取締りとほとんど同様の刑罰をわれわれも考えて案を出したのでございしますが、大休五年、七年、こういうところが最高ではなからうか、こういうふうな衆議院一決、検察庁の方の意向も十分しんしゃくをいたしまして、実は五年と七年にきめたのであります。そうして五年と七年にきめたときには、法務省の解釈といたしましては、これをもって一つ重い刑を科することができるとある、こういうことであつたわけでありまして。

先ほどお話にあつた出入国管理令につきましては、われわれは改正案まで考えたのでございしますが、これも法務省の要望に従つて一時改正を見合した。そこで一年以上の刑を受けた者が強制退去を命ぜられることになっております。これは仰せの通りであります。そこで昨年の改正のごとく五年ないし七年にすれば、ほとんどが一年以上の刑を科することができて、この管理令の一年以上の懲役に処せられた者、これに該当する者としてこれは強制退去を命ずる、この条項に適用することができ、こういう刑事局長の、

また刑事課長の説明もありまして、管理令の改正も思いとまり、そうして五年、七年で十分この目的を達し得ると実はわれわれ考えたのであります。

そこでその後の様子を見てみますと、いうと、次第々々に効果を上げつつあるやに考えておるのでございします。今回衆議院におけるあなたの方のこの改正からすれば、昨年の参議院における法律改正後の当局の、この違反者に対する検査、処罰、その根絶というものにさらにまた欠陥がある、この量刑を重くしなければこれが改善ができない、こういうふうにお考えにならなければ、この刑を重くする案が出てこなかったであろうと思つておりますが、五年ないし七年というこの常習者と、営利の目的のためと、いろいろ変つておりますけれども、昨年の参議院の改正を不可とされるこの点について、もつとはっきりした御見解を伺つておきたい。

○衆議院議員(早川崇君) 刑の最高が七年より十年に上りますと、自動的に判決というものはそれに伴つて重くなることになつてくると思ひます。また短期を一年にいたしますと、営利常習者は一年以上の判決をせざるを得ない。従つて、最高七年、以下はなしという罰則よりも、一年以上十年ということは、裁判の面におきましてもそれだけ高い判決を下さなければならぬという結果になりまして、その面から悪質の密造常習、営利常習を強く心理的にもこれを抑止し、それを少くしていく効果は非常に大きいと、かように考へておりますので、一年前の改正を決して私は否定する意味ではなく、さらにその趣旨を一そう発展せしめまし

て、現在新生活運動で考へております少くとも二年以内には六十万人のヒロポン患者をアヘン常習者、ヒロイン常習者くらいの数まで撲滅してしまおう、こういう強い決意をもつてこの改正をはかつて、こういう事情にございしますので、決して参議院の一年前の修正が瑕疵がなかったというだけではなくして、むしろその成果を一そう発揮せしめたい、かような意向でございします。

○高野一夫君 昨年五年ないし七年に改正しましてそれがどの程度の効果をあげたものかどうか、これは当委員会十分調査をすることになつておたのであります。そのまゝになつておるわけでありましようけれども、その改正後の検査、取締りの実情を承知することが必要かと思つております。そこでこの点につきましては、昨年改正後さらに今回の、まだようやく一年たつたたぬ間に、再びこういう昇刑の改正をすることが、検察及び裁判所の仕事を効果あらしめる上において、かえつていいことか、そうでないことかということも考へてみたいと思ひますので、これは法務省から政府委員並びに説明員が見えましてから、昨年の五年ないし七年の問題について、一応見解、調査の結果を聞いてみたいと思ひます。そこで、その点はあとで法務省から見えますから……。

○委員長(小林英三君) ちょっと高野君に申し上げますが、刑事局長は今書類をとりに行つて、すぐ参ります。それから勝尾という刑事局長の参事官は見えております。

○高野一夫君 それじゃ、政府委員に伺ひますが、昨年寛せい刑取締法の改正をいたしましたして、法務省関係の要望にこたえて、五年ないし七年といたしたのであります。しかも密造、密輸をわれわれは重く考へて刑を定めたいと思つたのであります。これも法務省関係の要望を入れました、所持、使用、その違反者も密造、密輸と同様に見ることが捜査技術上非常に都合がい、こういうお話がございまして、同様に五年ないし七年の刑を科することにしたわけでありまして。その後、改正後の取締り上の実情はどうなつておりますか、それによつて効果がどの程度あがつてゐるかどうか。さらにまたこの量刑を重くすることがより一そう、この違反者摘発と申しますか、根絶させるための効果をあげることに非常に役立つものであるかどうか。こういうことについて一応伺つておきたい。

○説明員(勝尾三君) 刑事局長も間もなく参りますが、その前に私の方で簡単に御参考までに実情を申し上げてみたいと思ひます。実は去る七月十五日に全国の寛せい刑の係事務を中央に集めまして、ただいま御質問がありまして昨年の寛せい刑取締法の一部改正後の検査の実情の報告を受けまして、その実情にかんがみまして、今後の寛せい刑事犯の取締りをどのようにいたしよるのいかという趣旨の協議をいたしましたのでございします。その結論だけを簡単に申し上げますと、詳細な数字並びに判決の結果につきましては、資料もございしますのでお届けできると思ひます。検査の数が増加したということ、それからさらに、從來非常に検査の面で困難を感じておりました悪質のブローカー並びに製造事犯の検

等、これが十分とは申し上げかねますが、ようやく軌道に乗り始めたといふことは申し上げ差しつかえないと思ふのであります。さらに科刑の面でございますが、これも覚せい剤の害悪といふものを地検を通じて裁判官に強く主張をいたしました効果がようやく現われ始めて、三年、五年という刑を言い渡される事犯もぼつぽつ出てきておる状況でございます。

こういう状況のもとにおきまして、この刑を上げるといふ法律の改正がどのような影響を及ぼすであろうかという点でございますが、同日の検察官並びに私たちの意見では、国民の意思として覚せい剤に対してこういう刑が盛られたといふことは、やはり従来より以上にこの覚せい剤といふものの悪質性といふものが明らかになり、維持の面において主張する一つの有力な根拠となり得るということで、刑を上げるといふことにつきましては、それだけでもちろん十分目的が達成できるものではございませんが、検察の面における仕事を効果あらしめる効果はあるであらうという一応結論に達しておるわけでありまして。

それからなお裁判の面につきまして私たちが一番苦勞いたしておりますのは、この覚せい剤の事犯の一般的な悪質といふものを裁判官によく認識してもらふという面について、非常な苦勞を重ねておるわけでありまして、これにつきましても刑が上った、すなわち国民の意思として覚せい剤事犯といふものは非常に悪質であるといふことが明らかにしたといふことを、論告等の場合に強く主張をし、また軽い判決

のあつたものに対しては、量刑不当をもつて争うという場合の理由としてはやはり有力な理由になり得るであらうといふことで、この一部改正につきましても賛成をする、こういう結論になつておるわけでございます。

○高野一夫君 麻薬とほとんど同様の刑罰をおいた方がよくないかというところは、昨年参議院においても持ったのであります。ところが、そのときはつきり私はよく記憶しておりませんから、速記を見なければわかりませんが、あるいは小委員会を作つて小委員会においても十分検討を加えたのであります。すると、麻薬並みの刑を科するといふことでなくとも、五年ないし七年の刑で十分その目的を達し得ると、こういうような御意見を伺つたので、そこでそういうようなことについては、われわれにはこの法務関係のいろいろなお仕事の都合がわからぬので、十分御意見を尊重してきめたつもりでありますけれども、しからば、そのときのお話のように、五年ないし七年で十分目的を達し得るのだという御意見がもしも変らない、そのときの御見解が適正であつたとするならば、何をまた一年たつたかたぬ間に、いたずらに法をいじるといふことでなくして、それでやつてみて、そして十分の刑罰に値する一つの判決を下してやるというところで、十分所期の目的を達し得るのではなからうかと、こういうふうにも考えるわけである。一年たつたたぬうちにまた改正をしようと、こういうようなことが法律を軽々に改廃するといふことと相俟つて、これは検察庁あるいは裁判所のお仕事としてどんなものであらうかといふことをまあ憂

慮するわけなんでありまして、それならば、現在の方がよければ、昨年でも現在の通りに改正しておくことにどうも差しつかえはなかつた昨年の当委員会の情勢であつたわけですから、その点については、当時は、あなたのお話は當時伺つておらないので、ほかの関係者の方でありますから、あなたの言責といふものはないわけでありましてけれども、そういうことについてどうお考えになりますか、法務省として……

○説明員(勝尾録三君) ただいまのお説、いわゆる法律の安定性と申しますか、これを尊重するといふことは、私も全く全面的に賛成なんでございます。まあ比較いたした場合には、覚せい剤と抽象的に麻薬の害悪と覚せい剤の害悪といふものを、全く抽象的に比較してみた場合には、これはおそろしく麻薬の方がはるかにおそろしい害悪があるといふのが、おそらく私は世界的にそういうのが常識じやなからうかと思うのであります。しかしながら、わが国のまあ現状といふものに当てはめてみますと、麻薬事犯のおそろしいことは当然のことではあります。私たちが前に表われた限りでは、麻薬といふものがわが国の国民性にまああまりマッチしないのじやないか。すなわち、その麻薬を使われる層が国民の全体から見ますと、覚せい剤に比較して、まあ特殊の層に麻薬の使用が行われ、また従つてその害悪も限られていようように感ぜられるのであります。ところが、覚せい剤につきましては、広く国民の各層と、現状ではほとんど地域的にもまた年令的その他の層から見ましても、広く国民の各層に広がりがつあり。これ

もやはりわが国の特殊の事情じやなからうかと思われるわけでありまして。そういう現状とにらみ合して、害悪を考へた場合には、麻薬に対する取締りと、それと覚せい剤に対する取締りと、いふものに対して、どうも現状では高低をつけにくいのじやなからうか。そういう意味で覚せい剤の量刑を麻薬の量刑の程度にまで上げるといふことは、この現状から見ました場合には、決して妥当ではないといふ工合に言い切れないように思ふのであります。それで覚せい剤につきましては、先ほどからも御発言がありましたように、この二年以内に根絶をするといふ、まあ強い方針が打ち立てられておるのであります。その根絶をするといふ方針を強く実現する一環としてこの刑を上げるといふ件に対しては、私たちの方ではして反対する理由はない。また実際の際の面から申し上げるならば、効果があつたといふ工合に思われますので、賛成をいたしておる次第でございます。

○高野一夫君 早川さんに申し上げますが、私はこの量刑を上げることに対して根本的に、最後まで徹底的に反対しているわけじやないのではありませんが、昨年改正をしてまだ一年たつたかたぬに、またその刑罰の内容を変えることがどうかと、こういうことを実は考へておるわけでありまして。そこで、しかもこの今度の衆議院の案は、かつてやつぱりこういう案をわれわれは持つて、そしてその必要はなからうといふことまではなかつたかもしらぬけれども、現在改正されている程度で十分目的を達し得ると、こういう取締り当局の見解をしんしゃくして実は現在改正されている線に沿うてきめたわけなの

です。ところで、今勝尾さんからもお話したやうであります。この根絶といふことには現在政府が力を入れていようといふ、やつぱり啓蒙指導といふものが伴わなければならぬので、これは刑罰だけではとうてい目的は達しないと思ふのであります。これは政府が対策本部を置いて十分力を注ぎたいと言つておりますから、その効果の早く上ることを期待するわけでありまして、その啓蒙指導をやつていくと同時に、こちらの検査処罰は十分厳格にやらなければならぬ、こういうふうな考えました場合に、ここで結局最後にはどうも見解のお互いの相違だといえは相違になつてしまふのであります。が、現在の刑罰でなおだめなものかどうか、どうすれば、麻薬並みに上げなければ根絶の目的が達しないものかどうか、こういう点については私はまだ十分の納得ができませんのであります。ただいたずらに刑罰を重くして、そうして最後には十年やつたつて判事が七年の刑を宣する、七年やつても三年半の判決しかしないと、こういうやうなふうになるならば刑を上げてても何しあつたのであります。当時もお話したとおりであります。とにかく最高標準を上げておくと、まあその半分ぐらゐのところ、最高の判決が下される判例が非常に多いから、だから最高を上げておけばいいやうである、こういうお話がありまして、われわれは最高を五年ないし七年に上げたわけだったのであります。今度も十年にしうが七年にしうが、やはりそういう考え方で、十年の刑だからまあ三年でよからう、五年でよからう。

七年の刑だから二年でよからう、一年でよからう、こういうような裁判が行われる限りは、この法律で刑罰の最高水準をきめても私は意味をなさないと。思う。こういう点については早川さんはどういうふうに、あなたは法律の方は詳しいわけですから、お考えになりますか。

○衆議院議員(早川崇君) 私は全体的なことは申し上げられないと思うので、やはりこの刑罰は上げないというところは、高野委員の言われる通りでございすが、同時に、これは社会情勢というものを勘案してやらなければならぬ。去年の一年前の改正以後、たとえば鏡子ちゃん殺しとか、徳島の何の罪もない学生をヒロポン中毒者が背後からいくちで殺したという事件が起つておる。また私の小さい和歌山県に例をとりまして、わずか二カ月間に覚せい剤の中毒者が親をなぐり、その母親をなぐるといふことで、親が子供のヒロポン中毒者を殺した事件が二件、ヒロポン患者が親を殺した事件が一件、現実には私の身近な小さい和歌山県においても起つております。さらに統計の明らかなところによりまして、殺人犯罪の七割はヒロポンの患者である。しかもヒロポン中毒者は五十万ないし六十万でありますから、日本国民の一分に満たないのです。けれどもかかわらず、殺人強盗の六割、七割というきわめて大きい部面がこのヒロポンという害毒によつて起つておると、かん考えたときに、われわれはどのような、昨年、一年前の状況以後のそういうヒロポンに対する状態というものも考えて、世論は最高十年はな

まぬるいと、前の国警長官なんかは、無期にしろ、死刑にしろ、これは間接的な殺人じゃないかとまでいうような世論も一部にはあるものであります。そこでいたずらに刑罰を高くするということ、われわれは賛成するものでありませぬので、麻薬並にヘロイン程度のあれに引き上げるとか、かように考えるわけではございません。

諸外国の立法例を調べてみますると、アヘンは死刑、無期のところが非常に多いのです。アメリカにおいても数州において無期懲役まで科しております。中共、台湾は麻薬は死刑でございすが、エジプト、トルコその他にいたしまして、無期ないし死刑の国が非常に多いのであります。あへん法並に麻薬取締法の最高十年すら非常に諸外国に比べては低い。しかもその低いものよりもなお覚せい剤が低いという状況でございまして、われわれといたしましては、最近の社会情勢を考えて、好むところではございませぬが、世論に従つて麻薬並にいたしまして、刑罰を上げて、異を立てて、刑法の安定性を害するといふ不純な気持は毛頭ございませぬので、その点御了解願ひたいと思ひます。

○高野一夫君 法務省の方の御見解を伺いたしたのでありますが、これは昨年話が出たと思うのでありますが、麻薬に關しては、御承知の通りに、国際連盟、さらにその前のアヘン會議、麻薬會議以來、國際條約もできてゐるし、國際的に共同の連絡を持つてゐるいろいろな取締りをやつてゐるわけでありまして、この覚せい剤に關する取締りは、これは日本だけである。しかも日本は、ただいま提案者のおつしやる通り、

まことにこの覚せい剤に關する限り夢慮すべき社会情勢にあることは、これはもうだれしも認めることであるわけなのであります。そこで麻薬のごとく國際的の連絡をとつて條約を結んで、そして嚴重なる製造、貿易、そのほか使用についての禁止を國際的に定めてゐるものと、日本だけの獨特の取締りである覚せい剤と、こういうものを考えた場合に、その國際的の關題である麻薬並みの罰則そのほかを考へるといふことは、覚せい剤取締法としてはどうも適當ではないのではないかと、こういうような意見も當時出たやに記憶してゐるのでありますが、こ

ういふ点はあなた方法務省の方で考へてゐる、どういふふうにお考へになりますか。

○説明員(勝尾三君) ただいまも御發言がありまして、覚せい剤問題というものは、どうも私の承知してゐる範圍では、日本獨特のもののように考へられるのでございすが、従つて、諸外國におきましては、覚せい剤の害悪というものは日本ほどおそろしく切實な問題にはなつてゐないと思われるのでございすが、従つて、これを國際間において覚せい剤そのものを麻薬と同様に條約でどうこうするといふことは十分考へられますが、實際問題としては、外國が問題になつてゐないといふ、そういう話し合ひはまあ非常に困難なわけはなからうか。従つて、わが國の方だけの問題として、しかもそれが非常に重要な問題であるといふことにかんがみますと、やはりわが國の立場から覚せい剤の取締りを考へていくといふことは十分考へられていくことではなからうか。

そこで問題は、國際的な視野において覚せい剤の取締りを効果あらしめるといふことになれば、結局覚せい剤の原料の輸入といふことが考へられるだらうと思ひますが、その面の取締りについて話し合ひをするといふことはある程度考へられるのでございすが、覚せい剤の原料といふものが必ずしも覚せい剤だけに使用されるものでもないといふに伺ひますので、覚せい剤の原料になるからといふことで諸外國と條約その他で取りきめをするといふこととは、事實上むづかしいのではなからうかと思ひます。

そこでわが國の立場から、この覚せい剤といふものの取締りを考へますと、その害悪の広さ、深さといふものは、わが國に關する限りは、どうも麻薬にも劣らないようなゆゆしい状態であるといふことで、覚せい剤取締法の一部を改正して、刑罰を上げていくといふことが一つの方法であらうと、かように考へております。

○高野一夫君 どうも罰則の問題は、刑罰の問題をやつてみなければわからぬ問題でありますから、結局お互いに見解の相違になりがちでありますから、まあ深くこれ以上伺ふことをやめたいと思ひますが、その次に一つ伺ひたいのは、今回は覚せい剤製造原料の規制と申しますか、原料に対する取締り、この面が取り上げてあるわけでありませぬ。これは昨年も、參議院においても衆議院においても問題になつたのであります。少くとも昨年の委員會におきましては適當でないといふことで、これは取り上げなかつたのであります。それが今回は取り上げられていくといふことにつきましては、何か特

別のお考へでもあるかと思ひます。そこで今回正規の使用、醫師にしても薬局にしても、そのほか正規の製造業者、取扱ひ者といふものは除外をして、そのほかの者が持つていたり使つたりするのを取締るといふことでございませぬけれども、この原料の取締りといふものは果してうまくでき得るかできないのかといふことについては、私どもも非常な疑問を持つわけでありませぬ。これはどういふふうにお考へになりますか、提案者の御見解を伺つておきたい。

○衆議院議員(早川崇君) 昨年の覚せい剤取締法の改正に當りまして、この点が未解決の問題として議論になつたことは承知してあります。その後厚生省の意見を徴しまして、製造の次の段階のフェニルアセトンとかフェニル酢酸とかいふものは、これは取り締り得るという自信がつかまして、しかもこの程度、ここに、別表に掲げておる程度のものをおさえさすれば、さらに一そう困難な合成の方法にその製造業者は追ひ込まれる。しかもその方法たるや、安価で簡単な方法ではない。こ

ので、このたび原料規制というところまで徹底した事になったようなわけでございます。

○高野一夫君 この原料規制の問題で厚生省当局の御見解を伺いたいのではありませんが、われわれが昨年原料規制を取り上げることができないとして一応断案を下しましたゆえんのもの、たとえばモルヒネ、ヘロインのごときも

であるならば、アヘンを規制すればこれは根絶する。アヘンを規制するた

めには、ケシの栽培をためてしまえばいいわけでありませう。きわめて簡単にできる。ところが、ヒロポンのごとき合成化学的薬品は、いろいろの方法でも

もっている原料から、御承知の通りに、合成されていくわけですから、そこ

で昨年も問題になりましたときはエフェ

ドリンを規制してくれ、こういうお話であつたけれども、エフェドリンを規制すればほとんど何十パーセントか、大部分のヒロポンの取締りが成功する、こういうお話であつたけれども、私はエフェドリンを規制するにしてい

ますから、これをことごとく規制することはとうてい不可能である。同時に、エフェドリンがだめになるならばほかの原料に移り、次の原料に移

る。現在でもすでに原料において十幾つかのパテントがある。パテントであり

ますから、公知の方法である。これを調べていった場合は、原料といい、中間体といい、実に数十種の薬品をい

かにしてこれを取り締ることができ

る。御存じのように、合成でできる品物でございませう。この原料規制ということについては、理屈の上では

ただいま高野先生が申された通りでありまして、それが昨年と今年と変つて

おることはないのだから、従いまして、今御引例になりましたように、モルヒネを

押えるというふうな確かな押え方をしようというふうになります

と、これはとうてい合成品の性質からいまして不可能なことになるのだから、その点は御指摘の通りでござ

います。ただ、私も考えますところは、昨年はエフェドリンが非常に問題

になっておつたのでございませうが、その後原末の密造が相当検査されまし

て、フェニル酢酸を使って合成したもので検査されたものが十一件ほどその

後あがつております。そのことはちょうど昨年本委員会が御審議をいた

して、原料の規制がでないじやないか、エフェドリンを押えたつてほかに

移るじやないかといつて、原料の規制はできないと御結論になりました

ことである意味ではそういうことになるのであります。ただ、先ほど来い

うお話がございませう。昨年法律を改正していただきますように、政府と

いたしまして関係各省が協力いたし

まして、この覚せい剤撲滅のために格段の努力をいたしておるのでござ

います。その後本年の一月に入りまして、特に国会方面で衆参両院の御注意

があらわれましたように、関係各省が力を一つにして努力をするということ

をねらひまして、推進本部というものを内閣に設けられまして、ここにおき

ましていろいろ協議の結果、この二年間でもつてこの問題を一つ政府として

撲滅するよう目途を進みたいといふことが、政府の意図として決定され

外して、このただし書きがなければま
だいいと思うのであります。ただし書
きを書いて製造業者には触れない、正
規の販売業者は除外している。こうし
ておいて、私は原料、中間体一連のも
の取締りができるかできないか、こ
ういうことを實際懸念するわけなん
であります。これが通過したときに、
どういう方法でこの法律を運営され
ることができ、これを一つ厚生省の
方にお聞きしたいと思うのでありま
す。

○政府委員(高田正巳君) お答えいた
します。当面取り上げられております
のはエフェリン並びにメチルニフエ
ドリン、それからフェニル酢酸の兩系
統のものであります。さらに必要のあ
るものが取締りの必要がある場合に
は、政令でその範囲を拡張し得ること
にこの法案ではなっております。従い
まして、必要のあるものがありますれ
ば、政令で指定をして取締りをしてい
くというところでございしますが、高野
先生今御指摘のように、それでは次
から次へ移った場合には一体どうなる
ろうかという御質問に對しましては、
これは先生の御指摘の通りに、それら
を全部押えて参るといふことはおそ
く私はできないことと思ひます。従
いまして、覚せい剤原料を、覚せい剤の
原料になり得るものを全部完全に押え
切つてしまふといふことは、これは合
成化学の本質からいひまして、非常に
至難なことであり、産業上に及ぼす影
響を考えれば、これはできないことだ
と私は言わざるを得ないと思ひます。
しかしながら、それかと申して、た
だ、すでに製造されております覚せ
い剤の原料になつておるもののはつき

りわかつて、しかも今回この提案で内
容とされておりますフェニル酢酸等
につきましては、これをこういふよう
な規制をされましても関係業界には大
した影響がない、日本の産業界に大し
た影響がないという見通しもあること
でございします。本質的にはさよ
うなものだといひました。大した
産業界に影響を及ぼさないで、しかも
よりむしろかき方向に覚せい剤の製造
を追い込んでいく、こういふふうな意
味合いから、この法律案は意味がある
ものと私も考える次第でございします。
○委員(小林英三君) 高野君に申し
上げますが、先ほど御要求の井本刑事
局長が見えておられますから……
○高野一夫君 今、あとでもう少
し……

業務局長にも一つ伺ひますが、次
第次第に追ひ込んでいくというやり方
もけつこうだらうと思ひます。次に、
また新しい原料に移つた場合は、それ
はまた取締りということも可能であ
るし、そうするよりほか原料規制をす
る以上はできないかろうと思ひのであ
りますけれども、この私が合成化学的
の日本の産業の状況、パテントの状
況、すっかり製造関係を調べ上げて見
ているわけでありまして、これを調べ
上げた結果、これの影響するところは
日本の工業界、色素染料化学、医薬品
化学、そのほか少くとも合成化学に関
係する産業にことごとく影響して
いると思ひます。原料あるいは中間体
でござい、今のごとく追ひ詰めていく
といふことは暫定的の間においてはけ
つこうであるけれども、だんだん追ひ詰
めていって、政令でできるということ
になれば、相当の、非常に数多くの

のを政令で規定されるようになると思
うので、私は刑罰を重くしてもこの密
造がしごく簡単に退治されると、現在
の情勢からなかなか樂觀はしておられ
ぬのであります。従つて、なかなか根
強く密造をやるだらうと思ひます。それ
をいかにして根絶させる、こういふわ
けでありますから、原料を規制すれば、
次から次に原料、中間体を政令で規定
してやる、このことを考えました場合
に、私は昨年これは十分、われわれ
小委員会においても、この小委員会に
おいても、衆議院に出ましても論議を
し尽した問題でありまして、また二度
から、あまり深く掘れませんが、それ
も、こういふことがうまうやれるかや
れないか、この法務省の關係のやり方
と、専門的知識を加味してこの検査
査に當る場合を考慮した場合に、ど
うなるであらうかということを見る
わけでありまして。

そこで、原料でありますけれども
も、密造部、しかも違反者のうちで
密造者はきわめてわずかで、昨年の検
察庁の統計を見てもわずか六百人しか
いない。それでも密造者としては大
きな数でありますけれども、この密
造部をつくことがむづかしい。そこ
でいろいろ一連のそういう原料を仕入
れる所からたどつていって密造部を
つこうと、こういう考え方であります
しょうけれども、密造部をつくこと
ができれば、そのついでに原料も
手に入るわけだし、見られるわけだ
し、証拠物件として、どういふふう
にそれが伝わつてきたかはわかること
なるわけじゃないかと思ひます。そこ
で密造部をつかかない

で、一応見解を伺つておきます。
○政府委員(高田正巳君) 密造部を
つくといふことが本論でございま
し、これがつけられないようなものが原料
をたどつていくことによつてつけるか
という御質問でございしますが、これは
お説の通り、そう簡単につき得るもの
ではないと思ひます。しかしながら、
原料の面をつくことによつて、それ
に端緒を得て密造部をつくといふこと
も、私は捜査の實際上あり得ること
と思ひます。従ひまして、その辺のこと
ろは私もいろいろ考えられると思ひ
ます。でございします。が、要は、この原料
取締りだけで覚せい剤の慘禍を撲滅
していこうといふのではないだらうと
思ひます。いろいろの考えられる手を
何もかも打つてみて、そのためには啓
蒙宣伝とか、あるいはその他の中毒者
の保護といふようなことが非常に大切
な問題になりますけれども、さうな
ものも何もかも打てる手を打つ。その
中の一として、この原料規制も意味
があるのではないだらうかといふふう

に私は実は考える次第でございします。
○高野一夫君 刑事局長に伺ひたいの
は、これは捜査技術上のことはわれわ
れからぬので、さういふような捜査技
術上非常な利便が得られて、さうい
う密造部をつくことがより以上たやす
くなるであらうかといふこと、それ
ともう一つ、昨年来あなたにもお願い
したと思ひますが、当時法務大臣に
もお願いしたのでありますが、これは
私の考え方でござい、公安調査庁長官に
伺つてみたのですが、まあ今後一つ調
べる問題は、この密造部をつくとい
ふことについて當局で考えを願ひた
いわけではあります。果して金もけ
だけでやる仕事かどうか。あるいは何
らか一つの思想的な考え方があつて、
それで日本の民族の、特に青少年の素
質を心身に破壊していき、こうい
ふふうなことにまで深く立ち入つて、考
え方のさういふ働きが動いておつて、
さうして金もけと相俟つてさうい
う密造が企てられる、こういう傾向が
ないものであるかどうか、こういう質
問を私は昨年法務省にも公安調査庁にも
申し上げたのです。ところが、當時は
さういふような考え方でこの問題につ
いて取り調べたことがないから、そこ
で今後一つさういふことも考え合せて
十分取り調べに當つてみよう、こうい
うお答えをいただいたのであります
が、その後何かさういふことについて
ヒントを得られたと申しますか、ど
うもさういふこともあるらしい、ある
いはさういふ事実は全然ない、單なる
経済問題にすぎないのだと、こうい

ような結論になっているかどうか。その辺をあわせて聞かせてもらいたい。

○政府委員(井本喜吉君) あとの方の問題からお答え申し上げます。密造部落における覚せい剤違反が思想的立場で、金もつけ以外にいろいろ考えてやっているのじゃないかという点につきましては、われわれもいたしましては特にその点について検討したことがございまして、現在までわかつております状況では、金もつけの目的以外にいろいろ考えてやっておったというような事跡は上つて参つておりません。

しかしながら、お話しのような、ある思想的な立場でいろいろ考えてやっておるといふようなことも考えられますが、なお引き続きような観点からも検討を続けていきたいと考えております。

それから前の方の御質問でございしますが、原料中間体から密造業者が発覚したという事例は今までのところはございません。われわれの方でいたしましては、はなはだ最近な例で恐縮でございますが、覚せい剤の密造事犯を検挙する際に家宅搜索なりいたしましたけれども、原料に該当するものがあつたというふうな場合には、原料所持処罰の規定がありまして取締り上は非常に便利であるというふうな点がございまして、それから覚せい剤の取締りにつきましては鋭意努力をしてやっておりますので、非常に全国的に情報の交換などをやっております。従つて、これらの取締りの観点から、原料の流れる方向にある程度密造業者があるのではないかとはいふような情報も比較的得やすいのではないかとはいふ将来の予想も

ありまして、まだ的確にさうなことで検挙した事例はございませんけれども、これによつてある程度の成果が上げ得られることもなきにしもあらずというふうな程度の考えを持っております。

○高野一夫君 この原料規制によつて非常に捜査上利便が得られる。そうして密造の根源をついて、これを根絶するために非常に役に立つというふうな考え方が非常に強く私はあるのじゃないかと思ふ。そこで今刑事局長のお話を伺つても、まあないよりはむしろ程度であつて、従来も原料中間体からたどつていって密造部落をついた実例はないというお話である。そこでこのことは非常に大事に考えて、これによつて密造部落をつくことができないやうに考へれば、私は厚生省側も、特に法務省側も、非常な失望をされる結果になるのではないかと思ふ。

これに対して、ともすれば非常なる期待がかけられる。これは私はおそらく合成化学の現在の日本の産業の本質がやはり十分徹底して理解されていなくて、なかなかかと思ふ。それでこの法案はせつかく衆議院で田中さんたちが中心になつてお作りになつたのでありますから、あえて私は反対いたしませんけれども、これを運営する場合に十分これらをお考えにならないといふと、またこんなものをやつて、そうして次に政令で十も二十も指定しなければならぬ、こんなやうなことで、どうもしょうがない。これでもとの取締法を改正しなければならぬといふやうなことになるやうな、いかにも法律の政務を軽々に国会がやるといふ印象を強く国民に与える結果になる、こ

ういふやうに私は考えますので、先ほど来質問したわけでありまして、そこで井本局長にあらためて一つだけ、最後に伺つておきたい。この刑罰を昨年五年ないし七年にきめたわけでございますが、これが今度の改正案で七年ないし十年になつたわけでありまして、それぞれの情勢に応じて七年あるいは十年になるわけでありするが、この五年ないし七年に昨年改正した

後、一年たつたかたため間に、七年ないし十年に上げられることによつて、検察庁方面あるいは裁判所方面のこの仕事の効果はより以上上るとお考えになりますかどうか。

○政府委員(井本喜吉君) 罰則改正後まだやうやく一年あまりたつてはいるだけでございまして、この罰則を改正しなければならぬ、ぜひさうな状況であるから改正してもらいたいといふやうな要望は別にしておきません。おそれるこの常習者に対して一年以上十年以下の懲役及び五十万円以下の罰金という重刑にいたしましたのは、麻薬と同じやうに扱おうといふやうなことで、医学的な意味も相当あると思ひます。具体的な事案をいたしましては、相当重く処断しておりますが、七年以上を求刑しなければならぬという事例はまだわれわれといたしましては報告を受けておりません。

○高野一夫君 それじゃ、最後に提案者について伺ひますが、ただいまお聞きの通りであります。あなた方が衆議院において改正の中心とされた原料規制の問題と、この刑罰を高度化する問題については、ただいま井本刑事局長の御意見では、原料中間体からたどつて密造部落をついた事例もまだない。

まだないというよりは、まだまれな程度である、こいう考へ方である。しかも七年以上の刑を科するやうな場合が起るかどうかという点について、どうも今お聞きの通りの、繰返し申し上げますが、裁判所がいかなる断を下すかといふことにかかつていふと思ひますので、そこで私は最後に意見を付して、最後に、これはもう最後にしますから、伺ひたいのであります。現在この取締りの主として任に當つておられる法務省関係であります期待しない法律改正である。そうして期待しない法律改正、な

いよりはまだまだしな程度である、こいうやうな法律改正を、昨年改正した後一年たつたかたため間になおかつやらないで、さういふ強い意図がどこにあるであらうかといふことを考えるわけですが、この点についてあらためてもう一度提案者から伺つておきたい。

○衆議院議員(早川榮君) 井本刑事局長さんとあらかじめ連絡しておりました、今の御意見は非常に消極的な御意見で、私ははなはだ意外に思ふのですが、先ほど参事官のお話では検察当局は罰則が上つたことによつて非常に覚せい剤密造業者に対する心理的、また取締り上の利便を強く要望されているのが私は本體じゃないかと思ひます。また原料取締りに対しても、具体的な事例は上つておらぬと言われますのであります。さらに家庭のおかみさんなり母親なりその他は、ほんとうに自分の子供が覚せい剤事犯によつて人を殺し、また殺される事象を見て、これはむしろ當利密造者を死刑にし

ろ、無期にしろといふ強い要望は、私は政治家として無視できないのであります。少し刑事局長は非常に消極的なお話でありましたけれども、われわれは少くとも麻薬事犯並みに上げる社会的、またヒロポン撲滅上の効果を十分認めておりますので、その点は私は確信を持ってヒロポン撲滅に多く効果あるものと提案者は考えております。

○政府委員(井本喜吉君) ちよつと一応……、覚せい剤撲滅につきましては、われわれも非常に頭を悩ましているのでございまして。ようやくこの検挙によつて、われわれの観測では増加が止まつた、少し下に下つたといふ程度にししか今は見ておりません。従つて、この二年間で撲滅し得るかどうかといふことにつきましては、非常に疑問を持っていますのであります。これを早急に解決するには、できるだけの何か手を打たなければならぬといふ気持は持つております。従ひまして、先ほど申し上げましたやうに、原料中間体などの問題が、家宅搜索などにおきかから取り締つていきたいものが、わずかに覚せい剤がないので逃げてしまふといふやうなことで、検挙ができないことが往々にしてあります。またその提案者がただいま申されたやうに、とにかく常習者に対して相当の重刑になつていふことの威嚇の意味も、ある意味で私はあると思ひますのであります。いろいろな立場におきまして、少しでも取締り、撲滅といふことについて寄与するのであれば、われわれもいたしましてはさうな法案が通ることには、歓迎いたしますが、反対する気持はございませぬから、御了承願ひいた

いと思ひます。
○委員長(小林英三君) ちよつと速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(小林英三君) 速記を始め
て。
本案につきましても、質疑は打ち切
られたものとみなして御異議ございま
せんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小林英三君) 御異議ないも
のと認めます。
それではこれより討論に入ります。
速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(小林英三君) 速記を始め
て。
討論は省略いたしましたして、直ちに採
決に入りたいと存じますが、御異議ご
ざいせんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小林英三君) 御異議ないも
のと認めます。
これより寛政、刑取締法の一部を改
正する法律案につきましても採決をいた
します。本案を原案通り可決することに
賛成の諸君の挙手を願います。
〔賛成者挙手〕

○委員長(小林英三君) 全会一致と認
めます。よつて本法案は、全会一致を
もちまして原案通り可決すべきものと
決定いたしました。
なお、本会議におきます口頭報告
の内容、議長に提出する報告書の作
成、その他の手続につきましても、委
員長に御一任願いたいと思ひます。御
異議ございせんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小林英三君) 御異議ないと
認めます。
なお、報告書には多数意見者の署名
を付することになっておりますから、
本案を可とせられた方は順次御署名を
願います。
多数意見者署名
竹中 勝男 山本 経勝
加藤 武徳 田村 文吉
榎原 亨 有馬 英二
長谷部ひろ 谷口弥三郎
森田 義衛 草葉 隆圓
高野 一夫
○委員長(小林英三君) 本日は、これ
にて散会いたします。
午後六時二十五分散会
七月二十八日予備審査のため、本委員
会に左の案件を付託された。
一、労働者福利共済団体法案(衆
労働者福利共済団体法案
目次
第一章 総則(第一条―第九条)
第二章 事業(第十条―第十五条)
第三章 会員(第十六条―第二十
六条)
第四章 設立(第二十七条―第三
十六条)
第五章 管理(第三十七条―第六
十一条)
第六章 経理(第六十二条―第六
十六条)
第七章 解散及び清算(第六十七
条―第七十五条)
第八章 登記(第七十六条―第九
十四条)
第九章 監督及び雑則(第九十五
条―第一百条)
第十章 罰則(第一百条―第一百六
条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、労働者の福利
共済を目的とする協同組織の健全
な発達を促進するとともに、当該
福利共済事業が適正に運営される
ことを確保し、もつて社会保険制
度と相まつて、労働者の生活の安
定を図り、社会福祉の増進に寄与
することを目的とする。
(定義)
第二条 この法律において「労働者」
とは、職業の種類を問はず、賃
金、給料その他これに準ずる収入
によつて生活するものをいう。
2 この法律において「共済事業」
とは、会員の共済掛金をもつて、
会員又はその被扶養者に係る一定
の共済事故に対し、共済金の支給
をする事業をいう。
3 この法律において「被扶養者」
とは、会員の直系尊属、配偶者
(届出をしないが事実上婚姻関係
と同様の事情にある者を含む。)及
び子であつて主として当該会員の
収入により生計を維持する者並び
に会員と同一の世帯に属する者で
あつて主として当該会員の収入に
より生計を維持する者をいう。
(種類)
第三条 労働者福利共済団体は、労
働者福利共済会(以下「福利共済
会」という。)及び労働者福利共済
会連合会(以下「福利共済会連合
会」という。)とする。

する。

(法人格及び住所)

第四条 福利共済会及び福利共済会
連合会(以下「福利共済団体」と
総称する。)は、法人とする。

2 福利共済団体の住所は、その主
たる事務所のある所在地にあるもの
とする。
(基準及び原則)
第五条 福利共済団体は、この法律
に別段の定めのある場合のほか、次
の各号に掲げる要件を備えなけれ
ばならない。
一 会員が任意に加入し、又は脱
退することができること。
二 会員の議決権及び選挙権は、
出資口数にかかわらず、平等で
あること。

三 福利共済会にあつては、その
会員の過半数が労働者であるこ
と。
2 福利共済団体は、その行う事業
によつて、その会員に直接の奉仕
をするを目的とし、特定の会
員の利益のみを目的としてその事
業を行つてはならない。
3 福利共済団体は、特定の政党の
ために利用してはならない。
(地域による福利共済会の区域)
第六条 地域による福利共済会は、
都道府県の区域をこえて設立する
ことができない。
(名称)
第七条 福利共済会又は福利共済会
連合会は、その名称中に福利共済
会又は福利共済会連合会という文
字を用いなければならない。

2 福利共済会及び福利共済会連合
会以外のものは、その名称中に福
利共済会又は福利共済会連合会
であることを示すような文字を用い
てはならない。
(私的独占の禁止及び公正取引の
確保に関する法律との関係)
第八条 福利共済団体は、私的独占
の禁止及び公正取引の確保に関す
る法律(昭和二十二年法律第五十
四号)の適用については、同法第
二十四条各号(組合の行為への適
用除外)に掲げる要件を備える組
合とみなす。
(登記)
第九条 この法律の規定により登記
しなければならない事項は、登記
の後でなければ、これをもつて第
三者に対抗することができない。

第二章 事業
(福利共済会の事業)
第十条 福利共済会は、次の各号に
掲げる事業の全部又は一部を行う
ものとする。ただし、同一の共済
事故につき支給することができ
る共済金の額を十万円未満に限る事
業のみを行うことはできない。
一 会員の死亡に関する共済事業
二 会員若しくはその被扶養者の
負傷若しくは疾病又は会員の障
疾に関する共済事業
三 福利共済会が、前項の事業のほ
か、次の各号に掲げる事業をあら
せ行うことができる。
一 会員又はその被扶養者の吉凶
禍福に関する共済事業であつ
て、同一の共済事故につき支給
する共済金の額が十万円未満の
もの
二 会員の保健及び保養並びに教
養に資する施設の経営

利共済会又は福利共済会連合会
であることを示すような文字を用い
てはならない。
(私的独占の禁止及び公正取引の
確保に関する法律との関係)
第八条 福利共済団体は、私的独占
の禁止及び公正取引の確保に関す
る法律(昭和二十二年法律第五十
四号)の適用については、同法第
二十四条各号(組合の行為への適
用除外)に掲げる要件を備える組
合とみなす。
(登記)
第九条 この法律の規定により登記
しなければならない事項は、登記
の後でなければ、これをもつて第
三者に対抗することができない。

- 3 第一項各号に掲げる共済事業によつて同一の共済事故につき支給することができ共済金の額は、五十万をこえることができない。
- 4 第一項各号に掲げる共済事業の共済期間は、一年とする。
- 5 第一項第一号に掲げる共済事業による共済金の支給を受け取るべき者の範囲は、会員又はその被扶養者とする。
- 6 労働大臣は、前三項に規定するものを除くほか、共済掛金、共済責任その他の共済関係に関し必要な事項について定めることができる。
- (時効)
- 第十一条 共済金及び共済掛金に関する権利は、二年間行わないときは、時効によつて消滅する。
- (共済金の支給を受ける権利の譲渡及び差押の禁止)
- 第十二条 共済金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は差し押さへることができない。
- (非課税)
- 第十三条 第十条第一項の規定により支給を受ける共済金については、これを標準として、租税その他の公課を課さない。
- (福利共済会連合会の事業)
- 第十四条 福利共済会連合会は福利共済会が第十条第一項各号に掲げる共済事業によつてその会員に対して負う共済責任を相互に保険する事業を行うものとする。
- 2 福利共済会連合会は、前項の事業のほか、次の各号に掲げる事業をあわせ行うことができる。
- 一 会員である福利共済会の指導及び連絡に関する事業
- 二 会員である福利共済会の会員の保健及び保養並びに教養に資する施設の経営
- 3 第十条第三項、第四項及び第六項、第十一条並びに第十二条の規定は、第二項に規定する福利共済会連合会の事業に準用する。
- (保険業法の適用除外)
- 第十五条 福利共済団体の事業で保険事業に該当するものについては、保険業法(昭和十四年法律第四十一号)を適用しない。
- 第三章 会員
- (会員たる資格)
- 第十六条 福利共済会の会員たる資格を有する者は、次に掲げる者で定款で定めるものとする。
- 一 戦域による福利共済会にあつては、一定の戦域内に勤務する労働者
- 二 地域による福利共済会にあつては、一定の地域内にある事業所若しくは事務所勤務する労働者又は一定の地域内に住所若しくは居所を有する労働者
- 2 前項の規定にかかわらず、定款に定のある場合には、地域による福利共済会の地域内に事業所、事務所、住所又は居所を有する五人未満の労働者を使用する事業主(労働者を使用しない事業者を含む。)は、その福利共済会の会員となることができる。
- 3 福利共済会連合会の会員たる資格を有する者は、福利共済会であつて定款で定めるものとする。
- (出資)
- 第十七条 福利共済団体の会員(以下「会員」という。)は、出資一口以上を有しなければならない。
- 2 出資一口の金額は、均一でなければならない。
- 3 一会員の出資口数は、出資総口数の百分の二十五をこえてはならない。
- 4 会員の責任は、その出資額を限度とする。
- 5 会員は、出資の払込について、相殺をもつて福利共済団体に對抗することができない。
- (議決権及び選挙権)
- 第十八条 会員は、各々一箇の議決権及び選挙権を有する。
- 2 会員は、定款の定めるところにより、第五十三条の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて、議決権又は選挙権を行うことができる。ただし、その会員の被扶養者又は他の会員でなければ、代理人となることができない。
- 3 前項の規定により議決権又は選挙権を行う者は、出席者とみなす。
- 4 代理人は、十人以上の会員を代理することができない。
- 5 代理人は、代理権を証する書面を福利共済団体に差し出さなければならない。
- (加入の自由)
- 第十九条 会員たる資格を有する者が福利共済団体に加入しようとするときは、福利共済団体は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の会員が加入の際につけられたよりも困難な条件をつけてはならない。
- (加入)
- 第二十條 福利共済団体に加入しようとする者は、定款の定めるところにより加入につき福利共済団体の承諾を得て、引き受けた出資の全額の払込を了した時又は会員の持分の全部若しくは一部を承継した時に会員となる。
- (持分の譲渡)
- 第二十一条 会員は、福利共済団体の承諾を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。
- 2 会員でない者が持分を譲り受けようとするときは、加入の例によらなければならない。
- 3 持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。
- 4 会員は、持分を共有することができない。
- (任意脱退)
- 第二十二條 会員は、何時でも、その持分の全部の譲渡によつて脱退することができる。この場合において、その譲渡を受ける者がないときは、会員は、福利共済団体に対し、定款で定める期間内にその持分を譲り受けるべきことを請求することができる。
- 2 福利共済団体が前項の規定によつて会員の持分を譲り受けたときは、遅滞なく、これを処分しなければならない。
- (法定脱退)
- 第二十三條 会員は、次の事由によつて脱退する。
- 一 会員たる資格の喪失
- 二 死亡又は解散
- 三 除名
- 2 除名は、次の各号の一に該当する会員につき、総会の議決によつてすることができる。この場合において、福利共済団体は、その総会の会日の一週間前までに、当該会員に対してその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。
- 一 長期間にわたつて福利共済団体の事業を利用しない会員
- 二 その他定款で定める事由に該当する会員
- 3 除名は、除名した会員にその旨を通知しなければ、これをもつてその会員に対抗することができない。
- (脱退者の持分の払戻)
- 第二十四條 会員は、前条の規定により脱退したときは、定款の定めるところにより、その持分の全部又は一部の払戻を請求することができる。
- 2 前項の持分は、脱退した事業年度の終における福利共済団体の財産によつて定める。
- (時効)
- 第二十五條 前条第一項の規定による請求権は、脱退の時から二年間行わないときは、時効によつて消滅する。
- (払戻の停止)
- 第二十六條 福利共済団体は、脱退した会員が福利共済団体に対する債務を完済するまでは、第二十四条第一項の規定による持分の払戻を停止することができる。
- 第四章 設立
- (発起人)
- 第二十七條 福利共済会を設立する

にはその会員にならうとする二十人以上の者が、福利共済会連合会を設立するにはその会員にならうとする七以上の福利共済会が、発起人になることを要する。

(設立準備会)

第二十八條 発起人は、あらかじめ福利共済団体の事業及び会員たる資格に関する目論見書並びに福利共済会にあつては職域又は地域に関する目論見書を作り、これを設立準備会の日時及び場所とともに公告して、設立準備会を開かなければならない。

2 前項の公告は、会日の二週間前までにしなければならない。

(定款作成委員)

第二十九條 設立準備会においては、前条の目論見書に基づき会員たる資格を有する者が出席し、その出席した会員たる資格を有する者(福利共済会連合会の設立準備会にあつては、出席した会員たる資格を有する福利共済会の役員)のうちから定款の作成に当るべき者(以下「定款作成委員」という。)を選任し、かつ、会員たる資格、地域又は職域その他定款作成の基本となるべき事項を定めなければならない。

2 定款作成委員は、福利共済会にあつては二十人以上、福利共済会連合会にあつては二人以上でなければならない。

3 設立準備会の議事は、第一項の規定により出席した者の過半数の同意をもって決する。

(創立総会)

第三十條 定款作成委員が定款を作

成したときは、発起人は、これを創立総会の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならない。

2 前項の公告は、会日の二週間前までにしなければならない。

3 定款作成委員が作成した定款の承認、事業計画の設定その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

4 創立総会においては、前項の定款を修正することができる。ただし、会員たる資格及び職域又は地域に関する規定については、この限りでない。

5 創立総会の議事は、会員たる資格を有する者であつてその会日までに発起人に対し設立の同意を申し出た者の半数以上が出席して、その議決権の三分の二以上で決する。

6 創立総会については、第十八条並びに商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項(特別利害関係人の議決権)、第二百四十三条(株主総会の延期又は統行の決議)、第二百四十四条(株主総会の議事録)、第二百四十七条から第二百五十条まで、第二百五十二条及び第二百五十三条(株主総会の決議の取消又は無効)の規定を準用する。この場合において、商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「労働者福利共済団体法第三十条第一項及び第二項」と、商法第二百四十四条第二項中「取締役」とあるのは「発起人」と、同法第二百四十七条第一項中「第

三百四十三条」とあるのは「労働者福利共済団体法第三十条第五項」と読み替へるものとする。

(設立認可の申請)

第三十一條 発起人は、創立総会終了の後遅滞なく、次に掲げる書面を行政庁に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

一 定款

二 事業計画書

三 創立総会の議事録

四 会員の数並びに出資の総口数及び総額を記載した書面

五 役員名簿

六 その他労働省令で定める書類

第三十二條 行政庁は、前条の規定による設立の認可の申請があつたときは、次の各号の一に該当する場合を除くほか、設立の認可をしなければならない。

一 福利共済団体が第五条第一項各号に掲げる要件を欠くとき。
二 設立の手續又は定款若しくは事業計画の内容が、法令又は法令に基いてする行政庁の処分違反するとき。
三 福利共済会にあつては会員の数が五百人未満又は出資の総額が百万円未満、福利共済会連合会にあつては会員の数が二十人未満又は出資の総額が五百万円未満であるとき。

四 役員が禁治産者、準禁治産者若しくは破産者で復権を得ない者又は禁錮以上の刑若しくはこの法律により罰金の刑に処せられ、その執行を終るまで若しくは執行を受けることがなくなる

までの者であるとき。

五 福利共済団体の事業が健全に行われると認められないとき。

(理事への事務引継)

第三十三條 設立の認可があつたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を理事に引き継がなければならない。

(出資の払込)

第三十四條 理事は、前条の規定による引継を受けたときは、遅滞なく、出資の全額の払込をさせなければならない。

(成立の時期)

第三十五條 福利共済団体は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

(商法の準用)
第三十六條 福利共済団体の設立については、商法第四百二十八条(株式会社)の設立の無効)の規定を準用する。

第五章 管理

(定款)

第三十七條 福利共済団体の定款には、次の事項を記載しなければならない。

一 事業

二 名称

三 福利共済会にあつては、職域又は地域

四 事務所の所在地

五 会員たる資格に関する規定

六 会員の加入及び脱退に関する規定

七 出資一口の金額

八 役員の数及び選挙又は選任に関する規定

九 福利共済会にあつては共済掛金、共済責任その他の共済関係、福利共済会連合会にあつては保険料、保険責任その他の保険関係に関する事項に関する規定

十 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定

十一 準備金の額及びその積立の方法に関する規定

十二 事業年度

十三 公告の方法

十四 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

由

2 定款の変更は、行政庁の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

3 第三十二條の規定は、前項の認可について準用する。

4 行政庁は、模範定款例を定めることができる。

(規約)

第三十八條 次の事項は、定款で定めなければならない事項を除いて、規約で定めることができる。

一 総会又は総代会に関する規定

二 業務の執行及び会計に関する規定

三 役員に関する規定

四 会員に関する規定

五 その他必要な事項

(役員)

第三十九條 福利共済団体に、役員として理事及び監事を置く。

2 理事の定数は、三人以上とし、監事の定数は、一人以上とする。

3 役員は、定款の定めるところにより、総会において選挙する。た

だし、設立当時の役員は、創立総会において選挙する。

4 理事の定数の少くとも三分の二は、会員（福利共済会連合会にあつては、会員たる福利共済会の役員）でなければならぬ。ただし、設立当時の理事の定数の少くとも三分の二は、会員にならうとする者（福利共済会連合会にあつては、会員にならうとする福利共済会の役員）でなければならぬ。

5 理事又は監事のうち、その定数の三分の一をこえるものが欠けたときは、三箇月以内に補充しなければならぬ。

6 役員選挙は、無記名投票によつて行ふ。

7 投票は、一人につき一票とする。

8 役員は、第三項の規定にかかわらず、定款の定めるところにより、会員が総会において選任することができる。ただし、設立当時の役員は、創立総会において選任することができる。

（役員任期）

第四十条 役員任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

2 補欠役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

3 設立当時の役員任期は、第一項の規定にかかわらず、創立総会において定める期間とする。ただし、その期間は、一年をこえてはならない。

（理事会）

第四十一条 福利共済団体の業務の執行は、理事会が決定する。

2 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

3 福利共済団体は、定款の定めるところにより、理事が書面により理事会の議決に加わることができるものとすることができる。

（役員兼任の禁止）

第四十二条 福利共済団体の常務に従事する役員は、他の法人（当該福利共済団体の会員たる資格を有する福利共済会を除く）又は団体の常務に従事する役員又は支配人（支配人に相当する者を含む。）である者であつてはならない。ただし、行政庁の認可を受けたときは、この限りでない。

2 監事は、当該福利共済団体の理事又は職員と兼ねてはならない。

（理事の自己契約）

第四十三条 理事は、理事会の承認を受けた場合に限り、福利共済団体と契約することができる。この場合には、民法（明治二十九年法律第八十九号）第八十八条（自己契約）の規定を適用しない。

（理事の責任）

第四十四条 理事がその任務を怠つたときは、その理事は、福利共済団体に対し連帯して損害賠償の責任を負ふ。

2 理事がその職務を行うにつき故意又は重大な過失があつたときは、その理事は、第三者に対し連帯して損害賠償の責任を負ふ。重要な事項につき第四十六条第一項に掲げる書類に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をし

たときも同様である。

3 商法第二百六十六条第二項から第四項まで（取締役の責任）の規定は、第一項の理事の責任について準用する。

（定款その他の書類の備付及び閲覧等）

第四十五条 理事は、定款、規約並びに総会及び理事会の議事録を各事務所に、会員名簿を主たる事務所に備えておかなければならぬ。

2 会員名簿には、各会員について次の事項を記載しなければならぬ。

一 氏名又は名称及び住所

二 加入の年月日

三 出資口数及びその払込の年月日並びに出資各口の取得の年月日

3 会員及び福利共済団体の債権者は、何時でも、理事に対し第一項の書類の閲覧又は謄写を要求することができる。この場合には、理事は、正当な理由がないのに拒んではならない。

（決算関係書類の提出、備付及び閲覧等）

第四十六条 理事は、通常総会の会日の一週間前までに、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案を理事に提出し、かつ、これらの書類を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 理事は、監事の意見書を添えて前項の書類を通常総会に提出し、その承認を求めなければならぬ。

3 会員及び福利共済団体の債権者は、何時でも、理事に対し第一項の書類の閲覧又は謄写を要求することができる。この場合には、理事は、正当な理由がないのに拒んではならない。

（会計帳簿等の閲覧等）

第四十七条 会員は、総会員の十分の一以上の同意を得て、何時でも、理事に対し会計の帳簿及び書類の閲覧又は謄写を要求することができる。この場合には、理事は、正当な理由がないのに拒んではならない。

（役員解任）

第四十八条 会員は、総会員の五分の一以上の連署をもつて、役員解任を請求することができるものとし、その請求につき総会において承認の議決があつたときは、その請求に係る役員は、その職を失ふ。

2 前項の規定による解任の請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならぬ。ただし、法令又は定款に違反したことを理由として解任を請求するときは、この限りでない。

3 第一項の規定による解任の請求は、解任の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。

4 第一項の規定による解任の請求があつたときは、理事は、その請求を総会の議に付し、かつ、総会の会日から一週間前までに、その請求に係る役員に前項の書面を送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

5 第五十一条第二項及び第五十二条の規定は、前項の場合に準用する。

（商法等の準用）

第四十九条 理事及び監事については、商法第二百五十四条第三項（取締役と会社との関係）、第二百五十八条第一項（欠員の場合の処置）、第二百六十七条から第二百六十八条ノ三まで（取締役に対する訴）及び第二百八十四条（取締役及び監査役の責任の解除）の規定を、理事については、民法第五十五条（代表権の委任）並びに商法第二百五十四条ノ二（取締役の忠実義務）、第二百六十一条から第二百六十二条まで（会社代表）及び第二百七十二条（株主の差止請求権）の規定を、監事については、第四十四条、商法第二百七十四条（報告を求め調査をする権限）及び第二百七十八条（監査役と取締役との連帯責任）の規定を、理事会については、同法第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項（特別利害関係人の議決権）、第二百五十九条から第二百五十九条ノ三まで（取締役会の招集）及び第二百六十条ノ三（取締役会の議事録）の規定を準用する。この場合において、商法第二百六十一条第三項中「第二百五十八条」とあるのは「第二百五十八條第一項」と、同法第二百八十四条中「前条第一項」とあるのは「労働者福利共済団体の法第四十六条第二項」と読み替へるものとする。

（通常総会の招集）

第五十条 通常総会は、定款の定めるところにより、毎事業年度一回招集しなければならない。

(臨時総会の招集)

第五十一条 臨時総会は、必要があるときは、定款の定めるところにより、何時でも臨時総会を招集することができる。

2 会員が総会員の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあつた日から二十日以内に臨時総会を招集すべきことを決しなければならぬ。

(会員による総会招集)

第五十二条 前条第二項の規定による請求をした会員は、同項の請求をした日から十日以内に理事が総会招集の手続をしないときは、行政庁の承認を得て総会を招集することができる。理事の職務を行う者が不在の場合において、会員が総会員の五分の一以上の同意を得たときも同様である。

(総会招集の手続)

第五十三条 総会の招集は、会日の一週間前までに、会議の目的たる事項を示し、定款に定めた方法に従つてしなければならない。

(通知又は催告)

第五十四条 福利共済団体が会員に對してする通知又は催告は、会員名簿に記載したその者の住所(その者が別に通知又は催告を受ける場所を福利共済団体に通知したときは、その場所)にあてればよい。

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に到達したものとみなす。

(総会の議決事項)

第五十五条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

- 一定款の変更
- 規約の設定、変更又は廃止
- 毎事業年度の収支予算及び事業計画の設定又は変更
- 福利共済会連合会の設立の発起人となり、又はその設立準備会の議事に同意すること
- 福利共済会連合会への加入及び福利共済会連合会からの脱退
- その他定款で定める事項

(総会の議事)

第五十六条 総会の議事は、この法律又は定款若しくは規約に特別の定めのある場合を除いて、出席者の議決権の過半数で決する。

2 総会においては、第五十三条の規定によりあらかじめ通知した事項についての議決することができ、ただし、定款で別段の定をしたときは、この限りでない。

(特別の議決)

第五十七条 次の事項は、総会員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

- 一定款の変更
- 解散又は合併
- 会員の除名

(商法の準用)

第五十八条 総会については、商法第二百三十一条(株主総会の招集の決定)、第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項(特別利害関係

係人の議決権)、第二百四十三条(株主総会の延期又は続行の決議)、第二百四十四条(株主総会の議事録)、第二百四十七条から第二百五十条まで、第二百五十二条及び第二百五十三条(株主総会の決議の取消又は無効)の規定を準用する。この場合において、商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「労働者福利共済団体の法第五十三条」と、商法第二百四十七条第一項中「第二百四十三条」とあるのは「労働者福利共済団体の法第五十七条」と読み替へるものとする。

(総代会)

第五十九条 福利共済会は、定款の定めるところにより、総会に代るべき総代会を設けることができる。

2 総代会は、会員でなければならない。

3 総代会の定数は、その選挙又は選任の時に於ける会員の総数の十分の一(会員の総数が千人をこえる福利共済会にあつては百人)を下つてはならない。

4 総代会の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

5 総代会は、第三十九条第三項本文、第六項、第七項及び第八項本文の規定を準用する。

6 総代会については、総会に関する規定を準用する。この場合において、第十八条第二項ただし書中「その会員の被扶養者又は他の会員」とあるのは「他の会員」と、同条第四項中「十八」とあるのは「二人」と読み替へるものとする。

7 総代会においては、前項の規定にかかわらず、総代の選挙若しくは選任(補欠の総代の選挙及び選任を除く)をし、又は定款の変更、解散若しくは合併について議決することができる。

(減資手続)

第六十条 福利共済団体は、出資一口の金額の減少を議決したときは、その議決の日から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作らなければならない。

2 福利共済団体は、前項の期間内に、債権者に対して、異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

3 前項の一定の期間は、一箇月を下つてはならない。

(減資に対する債権者の保護)

第六十一条 債権者が前条第二項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、出資一口の金額の減少を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、福利共済団体は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又は債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならない。

3 福利共済団体の出資一口の金額の減少については、商法第三百八十条(株式会社の資本減少の無効)の規定を準用する。

第六章 経理

(事業年度)

第六十二条 福利共済団体の事業年度は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。

第六十三条 福利共済団体は、定款で定める額に達するまでは、事業年度の剰余金の十分の一以上を準備金として積み立てなければならない。

2 前項の定款で定める準備金の額は、出資総額の二分の一を下つてはならない。

3 第一項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、取りくずしてはならない。

4 福利共済団体は、第十条第二項第二号又は第十四条第二項各号に掲げる事業の費用に充てるため、毎事業年度の剰余金の二十分の一以上を翌事業年度に繰り越さなければならない。

(剰余金の割戻)

第六十四条 福利共済団体は、損失をてん補し、前条第一項の準備金及び同条第四項の繰越金を控除した後でなければ、剰余金を割り戻してはならない。

2 剰余金の割戻は、定款の定めるところにより、年五分をこえない範囲内において、出資額に応じ、なお剰余金があるときは、会員の事業の利用分量の割合に応じてしなければならない。

(責任準備金)

第六十五条 福利共済団体は、毎事業年度末に、労働省令の定めるところにより、責任準備金を積み立てなければならない。

(財務基準)

第六十六条 前三条に定めるものの

ほか、福利共済団体がその財務を適正に処理するために必要な事項は、政令で定める。

第七章 解散及び清算

(解散の事由)

第六十七條 福利共済団体は、次の事由によつて解散する。

一 総会の議決

二 合併

三 破産

四 会員が、福利共済会にあつては二十人未満、福利共済会連合会にあつては一になつたこと。

五 定款で定める存続期間の満了又は解散事由の発生

六 第九十八條第二項の規定による解散の命令

2 前項第一号の議決は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 福利共済団体は、第一項第三号から第五号までに掲げる事由によつて解散した場合においては、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならぬ。

(合併の要件)

第六十八條 福利共済団体は、総会の議決を経て、他の福利共済団体と合併することができる。

2 合併は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 合併については、第三十二條、第六十條並びに第六十一條第一項及び第二項の規定を準用する。

(合併の手続)

第六十九條 合併によつて福利共済団体を設立するには、各福利共済団体がそれぞれ総会において会員(福利共済会連合会にあつては、

会員たる福利共済会の役員)のうちから選任した設立委員が共同して定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならぬ。

2 前項の規定による役員任期は、最初の通常総会の日までとする。

3 第一項の規定による設立委員の選任については、第五十七條の規定を準用する。

4 第二項の規定による役員任期については、第三十九條第四項本文の規定を準用する。

(合併の時期及び効果)

第七十條 福利共済団体の合併は、合併後存続する福利共済団体又は合併によつて設立する福利共済団体が、その主たる事務所の所在地において、第八十一條に規定する登記をすることによつてその効力を生ずる。

2 合併後存続する福利共済団体又は合併によつて設立した福利共済団体は、合併によつて消滅した福利共済団体の権利義務を承継する。

(商法等の準用)

第七十一條 福利共済団体の合併については、商法第四百四條から第四百六條まで及び第四百八條から第四百十條まで(合名会社の合併の無効)並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三百三十五條ノ八(債務の負担部分の決定)の規定を準用する。

(清算人)

第七十二條 福利共済団体が解散したときは、合併又は破産による解

散の場合を除いては、理事が、その清算人となる。ただし、総会において他人を選任したときは、この限りでない。

(解散後の共済金の支給等)

第七十三條 福利共済団体は、第六十七條第一項第一号、第四号又は第六号に掲げる事由によつて解散したときは、共済金を支給すべき事由が解散の日から三箇月以内に生じたときに限り共済金を支給しなければならない。

2 福利共済団体は、前項に規定する事由によつて解散したときは、同項の期間が経過した日から共済期間の末日までの期間に対する共済掛金を払い戻さなければならない。

(財産処分順序)

第七十四條 福利共済団体の清算人は、次の順序に従つてその財産を処分しなければならない。

- 一 一般の債務の弁済
- 二 共済金及び前条第二項に規定する共済掛金の支払
- 三 残余財産の分配

(商法等の準用)

第七十五條 福利共済団体の解散及び清算については、商法第十六條(清算中の会社の存続)、第二百二十四條(清算人の職務権限)、第二百五條(弁済期に至らない債務の弁済)、第二百二十九條第二項及び第三項(清算人の会社代表)、第三百一十一條ただし書(残余財産の分配)、第四百七十七條第二項、第四百八十八條から第四百九十四條まで(清算人の決定、清算人の職務)、

第四百二十六條(清算人の解任)及び第四百二十七條(清算事務の終了)並びに非訟事件手続法第三十六條、第三十七條ノ二、第三百三十五條ノ二、第五百三十七條、第五百三十八條及び第五百三十九條ノ三(法人の監督)の規定を、福利共済団体の清算人については、第四十一條から第四十七條まで、第五十一條第二項及び第五十二條並びに商法第二百三十九條第五項、第二百四十條第二項(特別利害関係人の議決権)、第二百五十四條第三項(取締役と会社との関係)、第二百五十四條ノ二(取締役の忠実義務)、第二百五十八條第一項(欠員の場合の処置)、第二百五十九條から第二百五十九條ノ三まで(取締役の召集)、第二百六十條ノ三から第二百六十一條ノ二まで(取締役会の議事録及び会社代表)、第二百六十七條から第二百六十八條ノ三まで(取締役に対する訴)、第二百七十二條(株主の差止請求権)及び第二百八十四條(取締役及び監査役の責任の解除)の規定を準用する。この場合において、商法第二百六十一條第三項中「第二百五十八條」とあるのは「第二百五十八條第一項」と、同法第二百八十四條中「前条第一項」とあるのは「労働者福利共済団体法第七十五條ニ於て準用スル同法第四百六十五條第二項」と、商法第四百七十七條第二項中「前項」とあるのは「労働者福利共済団体法第七十二條」と、商法第四百二十六條第二項中「六月前ヨリ引続き発行済株式ノ

総数ノ百分ノ三以上ニ当ル株式ヲ有スル株主」とあるのは「総会員ノ五分ノ一以上ノ同意ヲ得タル会員」と読み替へるものとする。

第八章 登記

(設立の登記)

第七十六條 福利共済団体は、第三十四條の規定による出資の払込があつた日から二週間以内に、主たる事務所の所在地において設立の登記をしなければならない。

2 設立の登記には、次の事項を掲げなければならない。

一 事業

二 名称

三 福利共済会にあつては、職域又は地域

四 事務所

五 出資一口の金額並びに出資の総数口及び総額

六 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

七 役員ノ氏名及び住所

八 数人の理事が共同して福利共済団体を代表すべきことを定め

たときは、その規定

九 公告の方法

3 福利共済団体は、設立の登記をした日から二週間以内に、従たる事務所の所在地において、前項の事項を登記しなければならない。

(従たる事務所の新設の登記)

第七十七條 福利共済団体の設立後従たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に従たる事務所を設けたことを登記し、その従たる事務所の所在地においては三週間以内に前条第二項の事項を登記し、他の

従たる事務所の所在地においては
同期間内にその従たる事務所を設
けたことを登記しなければならな
い。

2 主たる事務所又は従たる事務所
の所在地を管轄する登記所の管轄
区域内において新たに従たる事務
所を設けたときは、その従たる事
務所を設けたことを登記すればよ
い。

(事務所の移転の登記)

第七十八條 福利共済団体が主たる
事務所を移転したときは、旧所在
地においては二週間以内に移転の
登記をし、新所在地においては三
週間以内に第七十六條第二項の事
項を登記し、従たる事務所を移転
したときは、旧所在地においては
三週間以内に移転の登記をし、新
所在地においては四週間以内に同
項の事項を登記しなければならな
い。

2 同一の登記所の管轄区域内にお
いて主たる事務所又は従たる事務
所を移転したときは、その移転の
登記をすればよい。

(変更の登記)

第七十九條 第七十六條第二項の事
項中に変更を生じたときは、主た
る事務所の所在地においては二週
間以内に、従たる事務所の所在地
においては三週間以内に変更の登
記をしなければならない。

2 第七十六條第二項第五号の事項
中出資の総口数及び総額の変更の
登記は、前項の規定にかかわらず、
事業年度終了後、主たる事務所の
所在地においては四週間以内に、

従たる事務所の所在地においては
五週間以内にすればよい。

(解散の登記)

第八十條 福利共済団体が解散した
ときは、合併及び破産の場合を除
いて、主たる事務所の所在地にお
いては二週間以内に、従たる事務
所の所在地においては三週間以内
に解散の登記をしなければならない。

(合併の登記)

第八十一條 福利共済団体が合併す
るときは、合併に必要な行為を終
つてから、主たる事務所の所在地
においては二週間以内に、従たる
事務所の所在地においては三週間
以内に、合併後存続する福利共済
団体についての変更の登記を、合
併によつて消滅する福利共済団体
については解散の登記を、合併に
よつて設立する福利共済団体につ
いては第七十六條第二項の事項の
登記をしなければならない。

(清算人の登記)

第八十二條 清算人は、その就職の
日から、主たる事務所の所在地に
おいては二週間以内に、従たる事
務所の所在地においては三週間以
内に清算人の氏名及び住所を登記
しなければならない。

2 前項の規定により登記した事項
の変更の登記については、第七十
九條第一項の規定を準用する。

(清算終了の登記)

第八十三條 福利共済団体の清算が
終了したときは、清算終了の日か
ら、主たる事務所の所在地におい
ては二週間以内に、従たる事務所
の所在地においては三週間以内に

清算終了の登記をしなければならない。

(管轄登記所及び登記簿)

第八十四條 福利共済団体の登記に
ついては、その事務所の所在地を
管轄する法務局若しくは地方法務
局又はその支局若しくは出張所を
管轄登記所とする。

2 各登記所に、労働者福利共済会
登記簿及び労働者福利共済会連合
会登記簿を備える。

(設立の登記の申請)

第八十五條 福利共済団体の設立の
登記は、役員全員の申請によつて
する。

2 前項の登記の申請書には、定
款、役員たることを証する書面、
出資の総口数及び第三十四條の規
定による出資の払込のあったこと
を証する書面を添附しなければな
らない。

3 合併による福利共済団体の設立
の登記の申請書には、前項の書面
のほか、第六十八條第三項におい
て準用する第六十條第二項の規定
による公告及び催告をしたことを
証する書面並びに異議を述べた債
権者があつたときは、これに対し
て、弁済し、若しくは担保を供し、
又は財産を信託をしたことを
証する書面を添附しなければなら
ない。

2 前項の登記の申請書には、前項
の書面を添附しなければならない。

(事務所の新設、移転及び変更の
登記の申請)

第八十七條 福利共済団体の事務所
の新設又は移転その他第七十六條

第二項の事項の変更の登記は、理
事又は清算人の申請によつてす
る。

2 前項の登記の申請書には、事務
所の新設又は移転その他登記事項
の変更を証する書面を添附しなけ
ればならない。

3 出資一口の金額の減少又は福利
共済団体の合併による変更の登記
の申請書には、前項の書面のほか、
第六十條第二項(第六十八條のほ
か、第六十條第二項)の場合を含む。
第三項の規定による公告及び催告を
したことを証する書面並びに異議
を述べた債権者があつたときは、
これに対して、弁済し、若しくは
担保を供し、又は財産を信託した
ことを証する書面を添附しなければ
ならない。

2 前項の登記の申請書には、前項
の書面を添附しなければならない。

3 福利共済団体が行政庁の解散の
命令によつて解散した場合における
解散の登記は、当該行政庁の囑
託によつてこれをする。

第八十九條 第八十一條の規定によ
る解散の登記は、合併によつて消
滅する福利共済団体の理事の申請
によつてする。

2 前項の申請については、第八十
五條第三項及び前条第二項の規定
を準用する。

(清算人の登記の申請)

第九十條 第八十二條第一項の規定
による登記の申請書には、理事が
清算人でないときは、申請人の資
格を証する書面を添附しなければ
ならない。

2 第八十二條第二項の規定による
登記の申請書には、登記事項の変
更を証する書面を添附しなければ
ならない。

(清算終了の登記の申請)

第九十一條 第八十三條の規定によ
る清算終了の登記は、清算人の申
請によつてする。

2 前項の登記の申請書には、清算
人が第七十五條において準用する
商法第四百二十七條第一項(清算
事務の終了の場合における決算報
告書の承認)の規定により決算報
告書の承認を得たことを証する書
面を添附しなければならない。

第九十二條 福利共済団体の設立、
合併若しくは出資一口の金額の減
少を無効とし、又は総会の決議を
取り消し、若しくは無効とする判
決が確定した場合の登記については、
非訟事件手続法第三百三十五條
ノ六(裁判による会社の設立無効
の登記)の規定を準用する。

(登記事項の公告)

第九十三條 登記した事項は、登記
所において、遅滞なく、公告しな
ければならない。

(非訟事件手続法の準用)

第九十四條 福利共済団体の登記に
ついて、非訟事件手続法第三百三
十九條ノ二、第四百二十二條から第
百五十一條ノ六まで及び第五百四
十條から第五百七十七條まで(商業登

記に関する通則)の規定を準用する。

第九章 監督及び雑則

(行政庁への決算関係書類の提出)
第九十五条 福利共済団体は、行政庁に対し、毎事業年度終了後二箇月以内に、労働省令の定めるところにより、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案を提出しなければならない。

(行政庁による報告の徴収)

第九十六条 行政庁は、福利共済団体に法令、法令に基づく行政庁の処分、定款若しくは規約を守らせるために必要があると認めるとき、又は福利共済団体の会計経理が著しく適正でないと認めるときは、福利共済団体から、その業務又は会計の状況に関し、報告をさせ、又は帳簿書類を提出させることができる。

(行政庁による検査)

第九十七条 会員が、総会員の十分の一以上の同意を得て、福利共済団体の業務又は会計が法令、法令に基づく行政庁の処分、定款又は規約に違反する疑があることを理由として行政庁に検査を請求したときは、行政庁は、その福利共済団体の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

2 行政庁は、福利共済団体に法令、法令に基づく行政庁の処分、定款若しくは規約を守らせるために必要があると認めるとき、又は福利共済団体の会計経理が著しく適正でないとき、何時でも、その福利共済団体の業務又は

会計の状況を検査することができる。

(法令等の違反に対する措置)

第九十八条 行政庁は、前条の規定による検査を行った場合において、その福利共済団体が次の各号の一に該当するときは、その福利共済団体に対し、期間を定めて必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

- 一 その業務又は会計が法令、法令に基づく行政庁の処分、定款又は規約に違反していること。
- 二 その運営が著しく適正でないこと。
- 三 正当な理由がないのに、その成立後一年以内に事業を開始せず、又は一年以上事業を休止したこと。
- 四 福利共済団体が第三十二条第一号又は第三号に該当するに至つたこと。

2 行政庁は、福利共済団体が前項の規定による命令に従わない場合において、当該命令が同項第一号、第二号又は第四号に掲げる事由によつてされたものであるときは、解散を命ずることができる。

(弁明の機会の供与)

第九十九条 行政庁は、前条第二項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、当該福利共済団体に弁明の機会を与えなければならない。この場合において、命令の理由並びに弁明の期日

及び場所をその期日の二週間前までに、当該福利共済団体に通知しなければならない。

2 当該福利共済団体及び利害関係人は、弁明の期日に出席して、自己又は本人のために釈明をし、かつ、有利な証拠を提出することができる。

(補助金の交付)

第一百条 政府は、福利共済団体に対し、その事務の執行に要する費用について、予算の範囲内において、補助金を交付することができる。

(所管行政庁)

第一百一条 この法律中「行政庁」とあるのは、次の各号に定めるところによる。

- 一 その職域が一の都道府県の区域内にある職域による福利共済会及び地域による福利共済会については、当該都道府県知事
- 二 その職域が二以上の都道府県の区域に及ぶ職域による福利共済会及び福利共済会連合会については、労働大臣

2 前項の規定による労働大臣の権限の一部は、政令の定めるところにより、都道府県知事に委任することができる。

第十章 罰則

第一百二条 福利共済団体の役員がいかなる名義をもつてするを問わず、投機取引のために福利共済団体の財産を処分したときは、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罰を犯した者には情状により懲役及び罰金を併科すること

ができる。

3 第一項の規定は、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正条がある場合には適用しない。

第一百三条 第九十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第九十七条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

2 福利共済団体の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その福利共済団体の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その福利共済団体に對して同項の罰金刑を科する。

第一百四条 福利共済団体が第九十八条第二項の規定による事業の停止の命令に違反して事業を行つたときは、その福利共済団体及び理事は、一万円以下の罰金に処する。

第一百五条 次の場合には、福利共済団体の発起人、理事若しくは監事又は清算人は、一万円以下の過料に処する。

- 一 この法律の規定に基いて福利共済団体が行ふことができる事業以外の事業を行つたとき。
- 二 この法律に定める登記を怠り、又は不実の登記をしたとき。
- 三 第九十九条の規定に違反したとき。
- 四 第二十二條第二項後段又は第四十八條第四項の規定に違反したとき。
- 五 第三十條第六項若しくは第五十八條において準用する商法第二百四十四條、第四十九條若し

くは第七十五条において準用する同法第二百六十條ノ三又は第七十五条において準用する同法第四百十九條の規定に違反して議事録若しくは財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

六 第三十九條第五項の規定に違反したとき。

七 第四十二條の規定に違反したとき。

八 第四十五條又は第四十六條(以上の各規定を第七十五條において準用する場合を含む。)の規定に違反して書類を備へて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当な理由がないのにその書類の閲覧若しくは謄写を拒んだとき。

九 第四十七條(第七十五條において準用する場合を含む。)又は第四十九條において準用する商法第二百七十四條第一項の規定に違反して正当な理由がないのに帳簿及び書類の閲覧又は謄写を拒んだとき。

十 第四十九條において準用する商法第二百七十四條第二項又は第七十五條において準用する同法第四百十九條第一項の規定による調査を妨げたとき。

十一 第五十條の規定に違反したとき。

十二 第六十條第二項(第六十八條第三項において準用する場合を含む。)又は第七十五條におい

て準用する商法第四百二十一条第一項に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

十三 第六十条若しくは第六十一条第二項の規定に違反して出資一口の金額を減少し、又は第六十八條第三項において準用する第六十条若しくは第六十一条第二項の規定に違反して福利共済団体の合併をしたとき。

十四 第六十三條又は第六十四條の規定に違反したとき。

十五 第七十四條の規定及び第七百三十一條ただし書の規定に違反して福利共済団体の財産を処分したとき。

十六 第七十五條において準用する商法第四百二十一条第一項の期間を不当に定めたとき。

十七 第七十五條において準用する商法第四百二十三條の規定に違反して債務の弁済をしたとき。

第六百六條 第七條第二項の規定に違反した者（法人であるときはその代表者）は、一万円以下の料料に処する。

附則
(施行期日)

1 この法律施行の期日は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において政令で定める。
(名称の使用禁止に関する通過措置)

2 第七條第二項の規定は、この法律施行の際現に福利共済会又は福利共済会連合会であることを示すような文字を用いている者について、この法律施行後六箇月を限り適用しない。
(他の法律の改正)

3 労働者福祉法（昭和二十四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。
第四條第十九号の三の次に次の一号を加える。
十九の四 労働者福利共済団体の法（昭和三十年法律第

号）に基いて、労働者福利共済会又は労働者福利共済会連合会に対し、認可若しくは検査を行い、又は監督のため必要な措置を命ずること。
第七條中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。
六 労働者福利共済団体の法に基いて、労働者福利共済会及び労働者福利共済会連合会に対する認可、検査及び監督に関する事務を行うこと。
登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。
第十九條第七号中「労働組合、」の下に「労働者福利共済会、労働者福利共済会連合会、」を、「労働組合法、」の下に「労働者福利共済団体の法」を加える。
印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。
第五條第六号ノ七の次に次の一号を加える。
六ノ七ノ二 労働者福利共済会又ハ労働者福利共済会連合会ノ発スル出資証券及労働者福利共済団体の法ニ基キ支給スル

共済金又ハ保険金ニ関スル証書、帳簿
所得税法（昭和二十二年法律第二十号）の一部を次のように改正する。
第八條第六項第六号の三の次に次の一号を加える。
六の四 労働者福利共済団体の規定により労働者福利共済会の会員として負担する共済掛金
法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。
第九條第六項中「労働金庫連合会」の下に「労働者福利共済会、労働者福利共済会連合会、」を加える。
地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。
第二十五條第一号中「労働組合」の下に「労働者福利共済会、労働者福利共済会連合会、」を加える。
第七十二條の五第一項第四号中「並びに私立学校教職員共済組合」を、「私立学校教職員共済組合、労働者福利共済会並びに労働者福利共済会連合会」に改める。
第七十二條の十八第三項中「及び労働金庫連合会」を「労働金庫連合会、労働者福利共済会及び労働者福利共済会連合会」に改める。
第七十二條の二十二第四項第二号の次に次の一号を加える。
二の二 労働者福利共済会及び労働者福利共済会連合会

二百六十二條第七号の次に次の一号を加える。
七の二 労働者福利共済団体の法（昭和三十年法律第 号）の規定によつて支給を受ける共済金
第二百九十六條第一号中「労働組合」の下に「労働者福利共済会、労働者福利共済会連合会、」を加える。
第三百四十八條第二項第十一号の三中「並びに市町村職員共済組合」を「市町村職員共済組合並びに労働者福利共済会及び労働者福利共済会連合会」に改め、同条第四項中「水産業協同組合共済会」の下に「労働者福利共済会及び労働者福利共済会連合会、」を加える。
第六百七十二條第七号の次に次の一号を加える。
七の二 労働者福利共済団体の規定によつて支給を受ける共済金

共済金

共済金

共済金

共済金

共済金

共済金

共済金

共済金

共済金

共済金

共済金

昭和三十年八月五日印刷

昭和三十年八月六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局